

令和 7 年度第 3 回富山地方最低賃金審議会

会 議 次 第

令和 7 年 7 月 30 日（水）

富山労働総合庁舎 5 階大会議室

開 会

富山労働局長 挨拶

議 事

- 1 令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安について
- 2 労働経済等関係指標について
- 3 最低賃金に関する基礎調査結果について
- 4 賃金改定状況調査結果について
- 5 令和 7 年春季賃上げ妥結等状況（富山県）について
- 6 公示による関係労使の意見聴取に係る報告について
- 7 富山県最低賃金専門部会委員について
- 8 その他

閉 会

- 資料 No. 1 （欠番）
- No. 2 労働経済等関係指標
- No. 3 最低賃金に関する基礎調査結果
- No. 4 賃金改定状況調査結果(第 2 回目安に関する小委員会資料)
- No. 5 令和 7 年春季賃上げ妥結等状況（富山県）
- No. 6 関係団体からの意見書（写）
- No. 7 富山県最低賃金専門部会委員名簿
- No. 8 富山県最低賃金審議運営事項
- No. 9 令和 7 年度富山地方最低賃金審議会の審議日程（7～8 月）

参考資料 消費者物価指数(富山市) 抜粋

労働経済等関係指標

令和 7 年 7 月

富山労働局労働基準部賃金室

目 次

1	生 産	
(1)	鉱工業生産	1
(2)	主要業種別鉱工業生産指数（富山県）	2
2	国内需要	
(1)	百貨店等販売額	3
(2)	新車新規登録台数	4
(3)	住宅建設	5
(4)	投資関連（全国）	6
3	物価・生計費	
(1)	物 価（総合指数）	7
(2)	勤労者世帯の消費支出	8
(3)	標準生計費（単身世帯）	9
(4)	生活保護基準額	10
4	貿易等	
(1)	貿易（全国）	11
(2)	為替相場	12
5	雇 用	
(1)	常用雇用指数	13
(2)	総実労働時間	14
(3)	所定外労働時間数（製造業）	15
(4)	完全失業者数・完全失業率（全国）	16
(5)	有効求人倍率	17
(6)	求人・求職状況（富山県）	18
(7)	企業の人員整理状況（富山県）	18
6	賃 金	
(1)	きまって支給する給与額	19
(2)	短時間女性労働者の1時間当たり賃金額	20
(3)	高校卒初任給（富山県）	20
7	企業倒産	21

【資料出所】

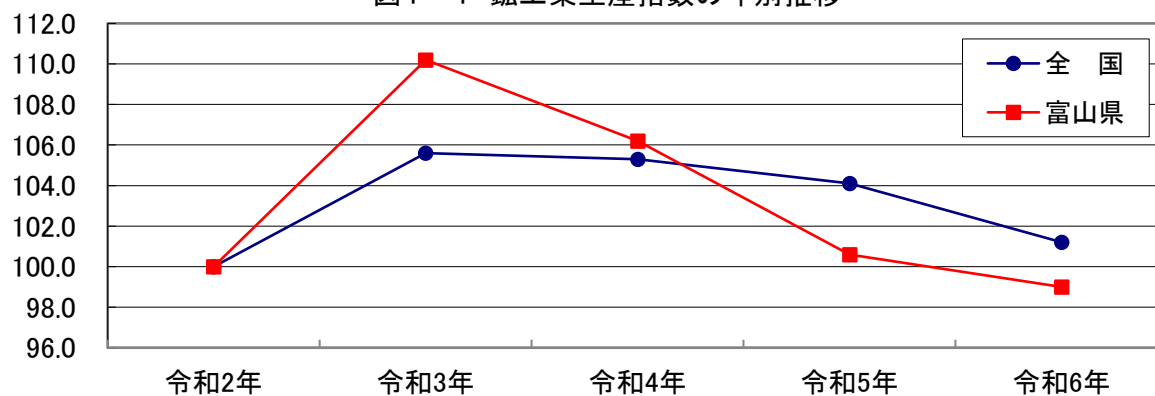
項目	図番号	タイトル	資料出所			
			全国(他県)		富山県	
生産	1-1	鉱工業生産指数の年別推移	【富山県】	経済情勢報告 全国主要経済指標 富山県鉱工業生産の動き	【富山県】	経済情勢報告 富山県主要経済指標 富山県鉱工業生産の動き
	1-2	鉱工業生産指数の四半期・月別推移				
	1-3	主要業種別鉱工業生産指数の年別推移(富山県)	—	—		
	1-4	主要業種別鉱工業生産指数の四半期・月別推移(富山県)				
国内 需要	2-1	百貨店等販売額対前年同期比の年別推移	【富山県】	経済情勢報告 全国主要経済指標 商業動態統計調査 新車統計データ 建築着工統計調査報告 機械受注統計調査報告 建設工事受注動態統計調査報告	【富山県】	経済情勢報告 富山県主要経済指標 商業動態統計調査 富山県における新車新規登録・届出台数について 月別新設住宅着工戸数
	2-2	百貨店等販売額対前年同期比の四半期・月別推移	【経済産業省】 【自販連・全軽自協】		【経済産業省】 【北陸信越運輸局】	
	2-3	新車新規登録台数の年別推移	【国土交通省】		【富山県】	
	2-4	新車新規登録台数対前年同期比の四半期・月別推移	【内閣府】 【国土交通省】			
	2-5	新設住宅着工戸数の年別推移				
	2-6	新設住宅着工戸数対前年同期比の四半期・月別推移				
	2-7	投資関連の年別推移			—	—
	2-8	投資関連対前年同期比の四半期・月別推移				
物価・ 生計費	3-1	消費者物価指数の年別推移	【富山県】	経済情勢報告 全国主要経済指標 消費者物価指数	【富山県】	経済情勢報告 富山県主要経済指標 富山市消費者物価指数 家計調査報告
	3-2	消費者物価指数の四半期・月別推移	【総務省】		【総務省】	
	3-3	勤労世帯消費支出の年別推移				
	3-4	勤労世帯消費支出対前年同期比の四半期・月別推移				
	3-5	標準生計費の推移	【各県人事委】	人事委員会勧告資料	【富山県人事委】	人事委員会勧告資料
	3-6	生活保護基準額合計の推移	—	—	【厚労省】	生活保護実施要領等
貿易等	4-1	貿易額の年別推移	【富山県】	経済情勢報告 全国主要経済指標 貿易統計 主要時系列統計データ表	—	—
	4-2	輸出入数量指数の四半期・月別推移	【財務省】 【日本銀行】			
	4-3	対米ドル円相場の年別推移				
	4-4	対米ドル円相場の四半期・月別推移				
雇用	5-1	常用雇用指数の年別推移	【富山県】	経済情勢報告 全国主要経済指標 毎月勤労統計調査	【富山県】	経済情勢報告 富山県主要経済指標 毎月勤労統計調査
	5-2	常用雇用指数の四半期・月別推移				
	5-3	労働者1人平均月間総労働時間の推移	【富山県】	毎月勤労統計調査 地方調査月報(令6年平均)	【富山県】	毎月勤労統計調査 地方調査月報(令6年平均)
	5-4	産業別労働者1人平均月間総労働時間(富山県)	—	—	【富山県】	毎月勤労統計調査 地方調査月報(令6年平均)
	5-5	所定外労働時間数の年別推移(製造業)	【厚労省】	毎月勤労統計調査 地方調査月報(令6年平均)	【富山県】	毎月勤労統計調査 地方調査月報(令6年平均)
	5-6	所定外労働時間指数の四半期・月別推移(製造業)	【富山県】 【総務省】	経済情勢報告 全国主要経済指標 労働力調査	【富山県】	経済情勢報告 富山県主要経済指標 毎月勤労統計調査地方調査月報
	5-7	完全失業者数・完全失業率の年別推移			—	—
	5-8	完全失業者数・完全失業率の四半期・月別推移				
	5-9	有効求人倍率の年別推移			【富山県】	経済情勢報告 富山県主要経済指標
	5-10	有効求人倍率の四半期・月別推移			【厚労省】	一般職業紹介状況
	5-11	新規求人数及び新規求職申込件数の年別推移(富山県)	—	—	【富山労働局】	労働市場月報
	5-12	企業人員整理状況の年別推移(富山県)				
賃金	6-1	事業所規模別きまって支給する給与額の推移(富山県)	—	—	【厚労省】	毎月勤労統計調査(令6年平均)
					【富山県】	毎月勤労統計調査 地方調査月報
	6-2	北陸三県きまって支給する給与額の推移(1～4人)	【厚労省】	賃金構造基本統計調査(令6)	【厚労省】	賃金構造基本統計調査(令6)
	6-3	北陸三県短時間女性労働者の1時間当たり賃金の推移	【厚労省】	賃金構造基本統計調査(令6)	【厚労省】	賃金構造基本統計調査(令6)
	6-4	高校卒の初任給額の推移(富山県)	—	—	【厚労省】	賃金構造基本統計調査(令6)
企業 倒産	7-1	企業倒産件数の年別推移	【富山県】	経済情勢報告 全国主要経済指標 倒産データ分析	【富山県】	経済情勢報告 全国主要経済指標
	7-2	企業倒産件数の四半期・月別推移	【東京商工リサーチ】		【東京商工リサーチ】	倒産データ分析

1 生 産

(1) 鉱工業生産

全国及び富山県ともに、令和4年以降、前年に比し減少傾向にある。富山県は、令和4・5年と減少幅が大きかったが、令和6年は小さくなっている。

図1-1 鉱工業生産指数の年別推移

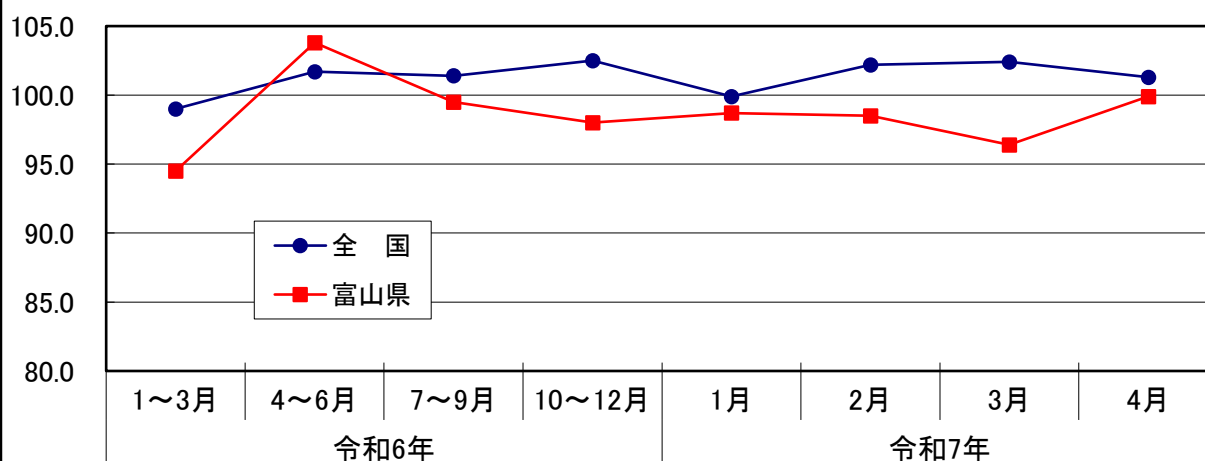


(令和2年=100)

表1-1 鉱工業生産指数の年別推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
全 国	100.0	105.6	105.3	104.1	101.2
富 山 県	100.0	110.2	106.2	100.6	99.0

図1-2 鉱工業生産指数の四半期・月別推移



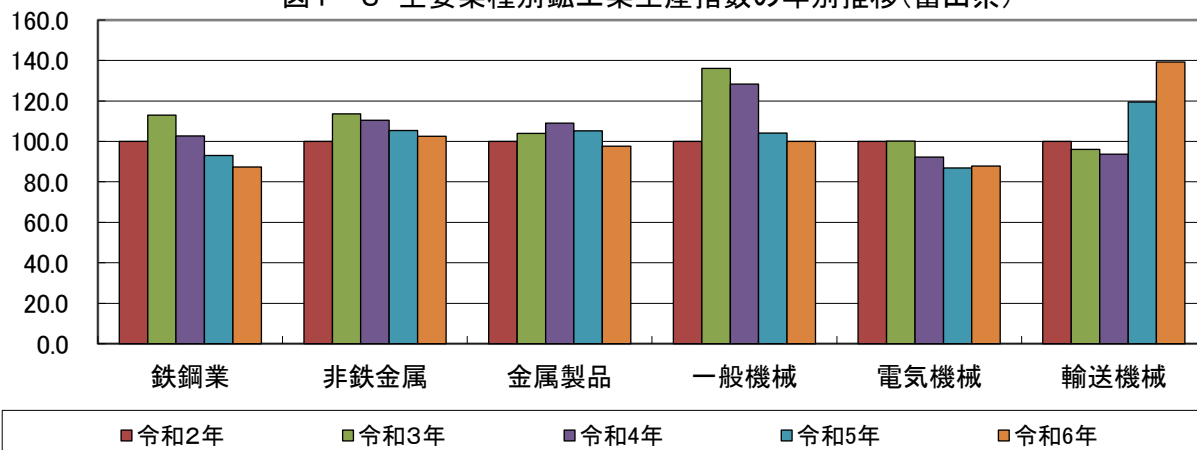
(令和2年=100)

表1-2 鉱工業生産指数の四半期・月別推移

	令和6年				令和7年			
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月
全 国	99.0	101.7	101.4	102.5	99.9	102.2	102.4	101.3
富 山 県	94.5	103.8	99.5	98.0	98.7	98.5	96.4	99.9

(2) 主要業種別鉱工業生産指数（富山県）

図1-3 主要業種別鉱工業生産指数の年別推移(富山県)

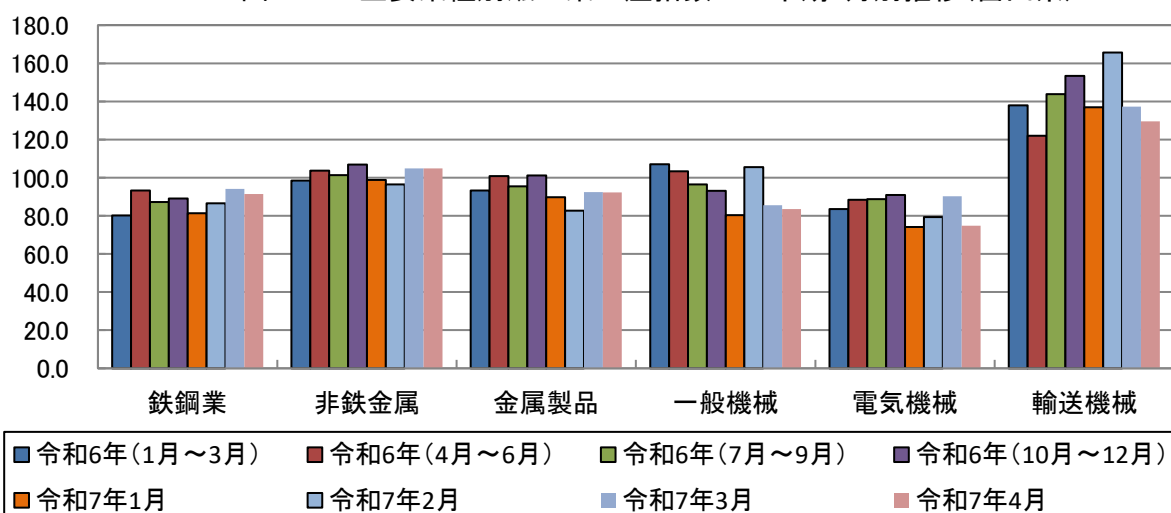


(令和2年=100)

表1-3 主要業種別鉱工業生産指数の年別推移(富山県)

	鉄鋼業	非鉄金属	金属製品	一般機械	電気機械	輸送機械
令和2年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
令和3年	113.0	113.6	104.0	136.1	100.1	96.0
令和4年	102.7	110.4	109.0	128.3	92.3	93.7
令和5年	93.0	105.4	105.2	104.2	86.9	119.4
令和6年	87.4	102.5	97.7	100.0	87.9	139.3

図1-4 主要業種別鉱工業生産指数の四半期・月別推移(富山県)



(令和2年=100)

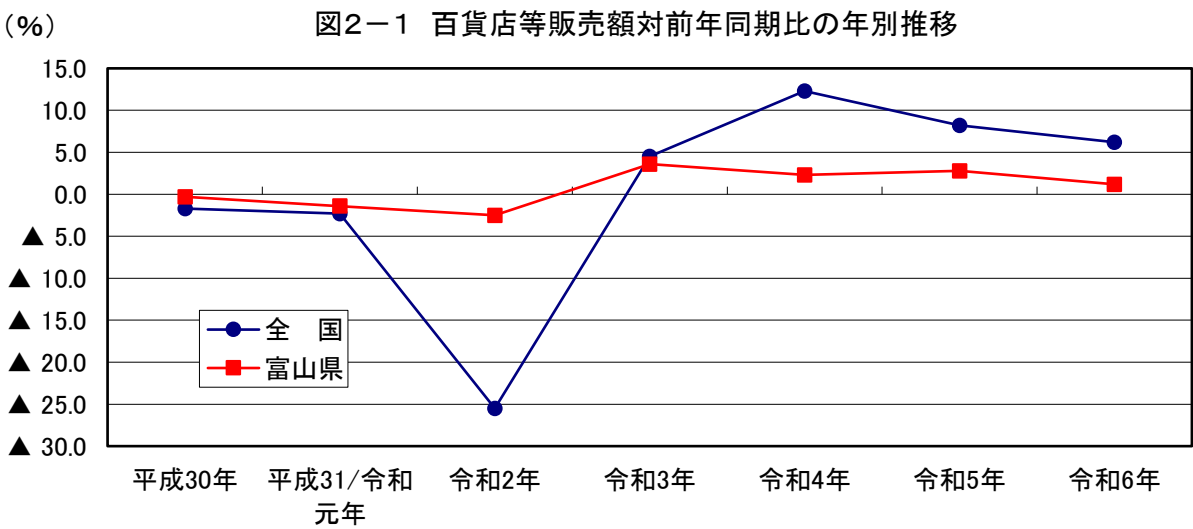
表1-4 主要業種別鉱工業生産指数の四半期・月別推移(富山県)

	鉄鋼業	非鉄金属	金属製品	一般機械	電気機械	輸送機械
令和6年(1月～3月)	80.2	98.5	93.3	107.1	83.5	138.0
令和6年(4月～6月)	93.3	103.6	100.9	103.4	88.4	122.0
令和6年(7月～9月)	87.2	101.3	95.5	96.4	88.7	143.8
令和6年(10月～12月)	89.0	106.8	101.1	93.1	90.9	153.4
令和7年1月	81.3	98.8	89.7	80.4	74.1	136.9
令和7年2月	86.6	96.5	82.7	105.6	79.3	165.7
令和7年3月	94.1	104.8	92.5	85.6	90.2	137.2
令和7年4月	91.4	104.9	92.3	83.5	74.8	129.5

2 国内需要

(1) 百貨店等販売額

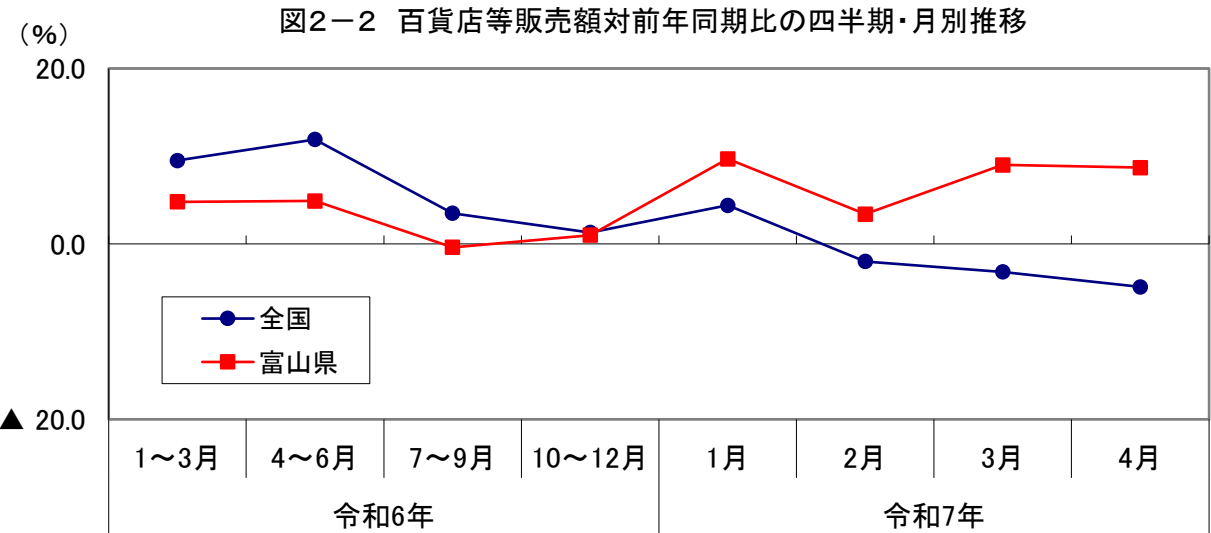
全国（百貨店）、富山県（百貨店＋スーパー）いずれも、令和2年を底として回復傾向に転じ、前年同期比でプラスが続いている。ただし、令和7年に入り、全国では2月以降、前年同期比でマイナス傾向にあるが、富山県はプラスを維持している。



富山県は百貨店＋スーパー販売額

表2-1 百貨店等販売額対前年同期比の年別推移 (%)

	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
全 国	▲ 1.7	▲ 2.3	▲ 25.5	4.5	12.3	8.2	6.2
富 山 県	▲ 0.3	▲ 1.4	▲ 2.5	3.6	2.3	2.8	1.2



富山県は百貨店＋スーパー販売額

表2-2 百貨店等販売額対前年同期比の四半期・月別推移 (%)

	令和6年				令和7年			
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1月	2月	3月	4月
全 国	9.5	11.9	3.5	1.3	4.4	▲ 2.0	▲ 3.2	▲ 4.9
富 山 県	4.8	4.9	▲ 0.4	1.0	9.7	3.4	9.0	8.7

(2) 新車新規登録台数

新車（軽自動車を含む。）の新規登録台数は、全国、富山県とも令和4年まで減少傾向であったところ、令和5年は大きく増加傾向に転じたが、令和6年は、再び減少した。新車新規登録台数対前年比においては、令和7年に入って、全国及び富山県ともに増加傾向となっている。

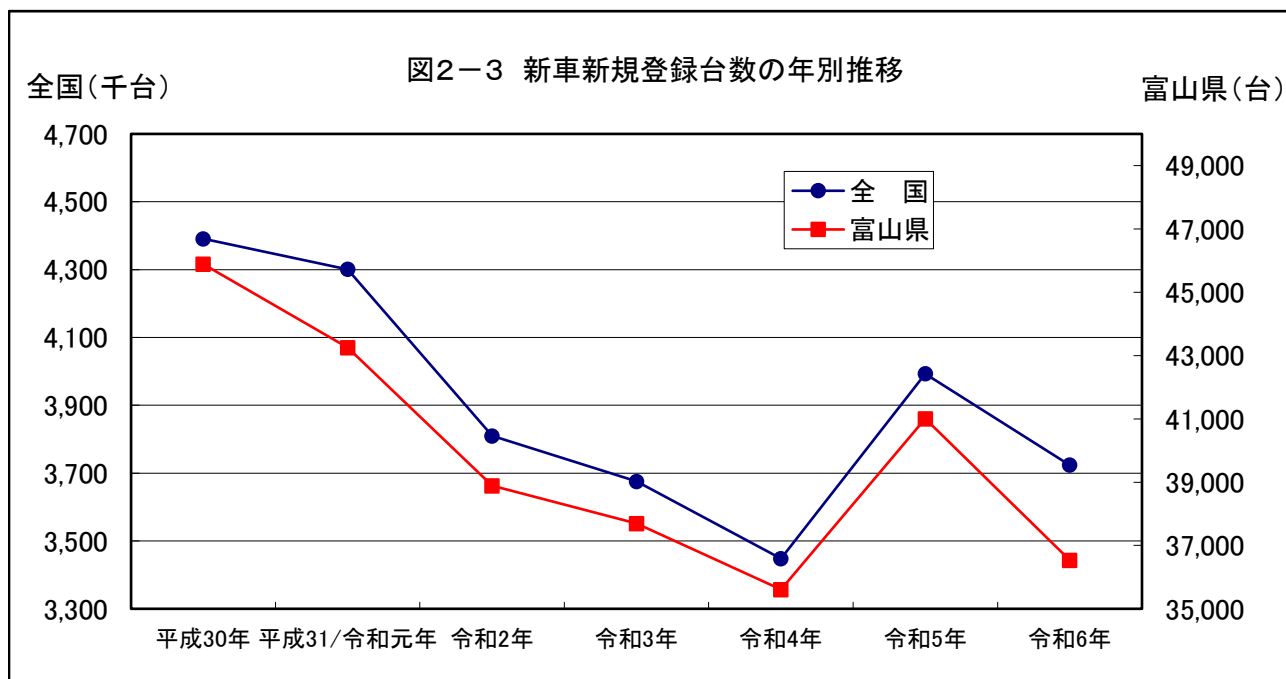


表2-3 新車新規登録台数の年別推移

(全国:千台、富山県:台)

	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
全 国	4,391	4,301	3,810	3,676	3,448	3,993	3,724
富 山 県	45,887	43,248	38,884	37,698	35,610	41,006	36,532

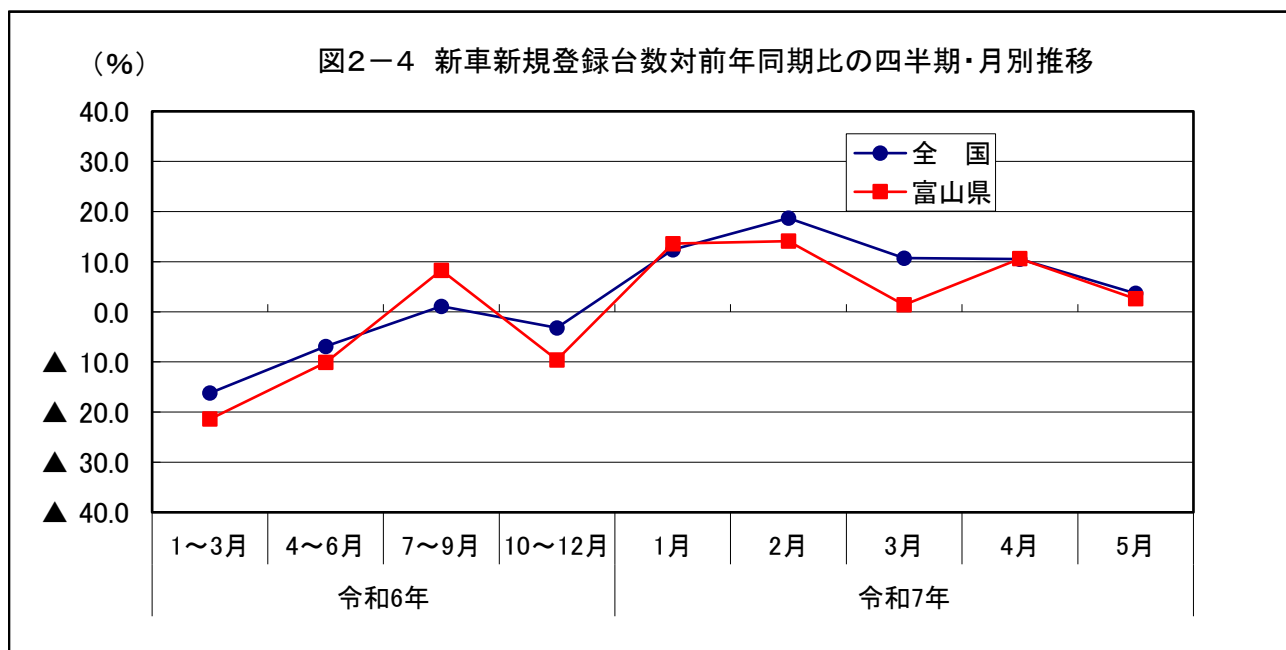


表2-4 新車新規登録台数対前年同期比の四半期・月別推移

(%)

	令和6年				令和7年				
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月
全 国	▲ 16.2	▲ 6.9	1.1	▲ 3.2	12.4	18.7	10.7	10.5	3.7
富 山 県	▲ 21.4	▲ 10.1	8.3	▲ 9.6	13.6	14.1	1.4	10.6	2.6

(3) 住宅建設

全国、富山県とも、平成30年以降減少傾向が続いていたが、令和6年は、富山県で増加に転じた。令和7年4月の建築基準法改正前の駆け込み需要等により、令和7年3月以降、乱高下が見られる。

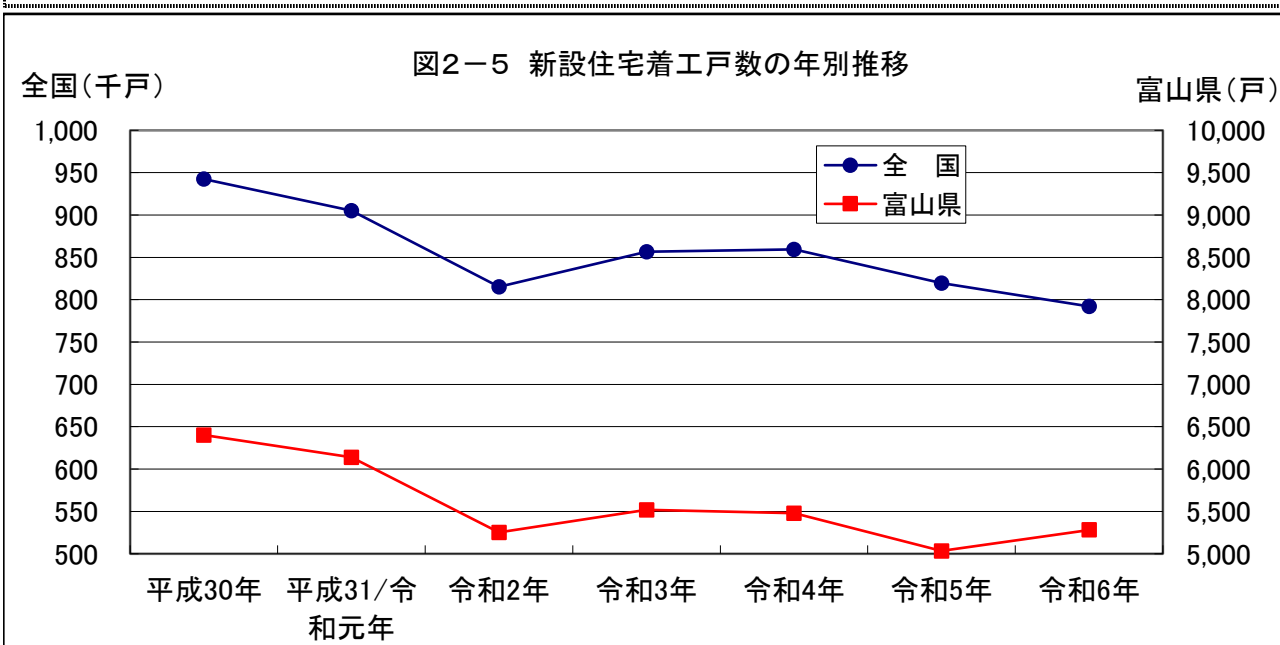


表2-5 新設住宅着工戸数の年別推移 (全国:千戸 富山県:戸)

	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
全 国	942.4	905.1	815.3	856.5	859.3	819.6	792.1
富 山 県	6,402	6,139	5,253	5,518	5,478	5,034	5,282

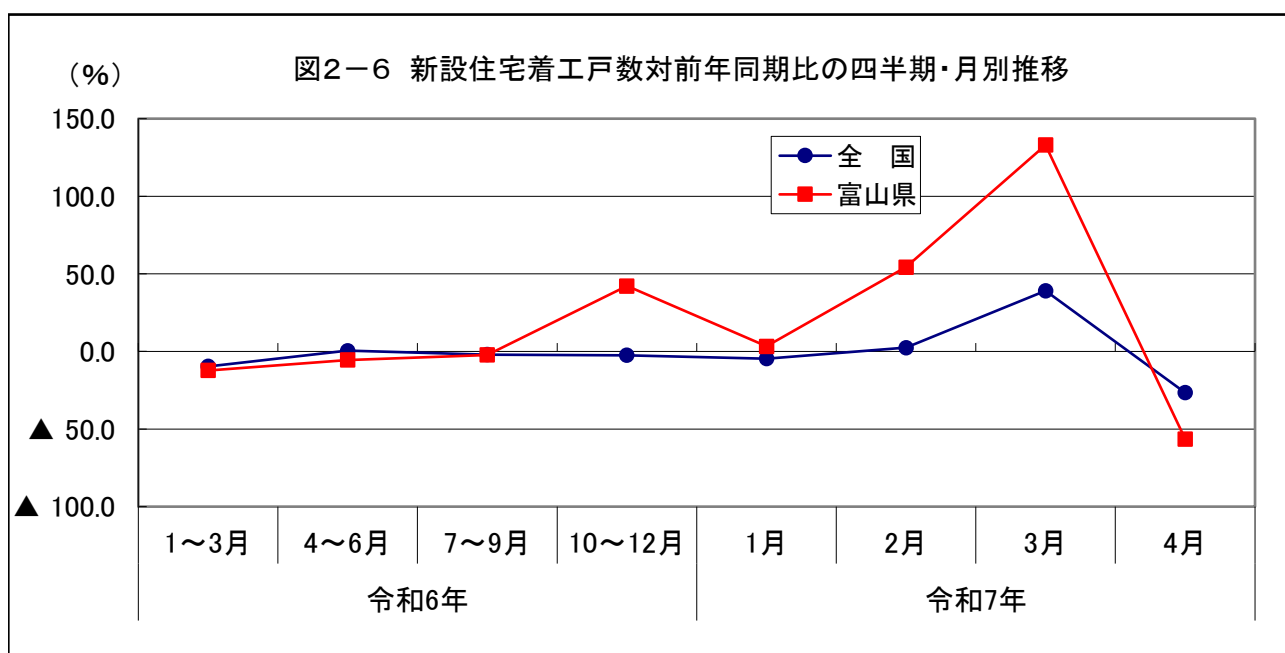


表2-6 新設住宅着工戸数対前年同期比の四半期・月別推移 (%)

	令和6年				令和7年			
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月
全 国	▲ 9.6	0.5	▲ 2.0	▲ 2.4	▲ 4.6	2.4	39.1	▲ 26.6
富 山 県	▲ 12.2	▲ 5.5	▲ 2.3	42.2	3.3	54.3	133.0	▲ 56.5

(4) 投資関連（全国）

船舶・電力を除く民需用機械受注額及び建設工事受注総額（大手50社）は、横ばいで推移するも、令和2年を底に増加傾向に転じた。その後、建設工事受注総額は増加傾向にあるが、機械受注額は横ばいとなっている。

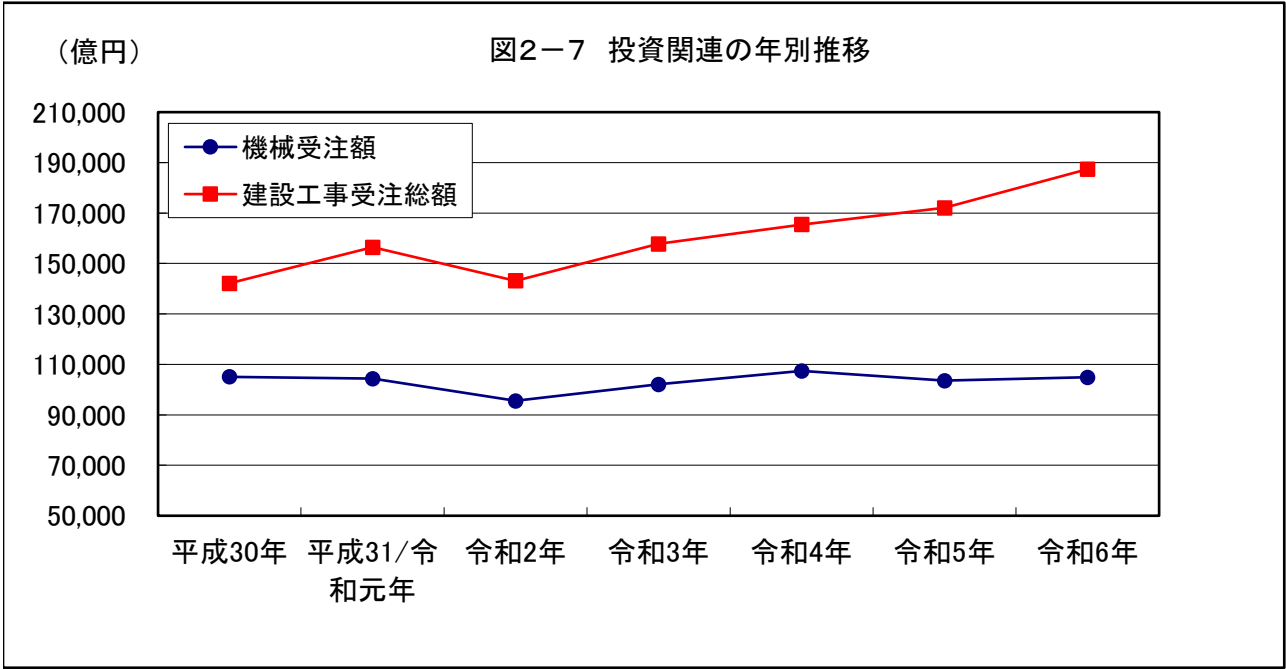


表2-7 投資関連の年別推移 (億円)

	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
機械受注額	105,091	104,323	95,570	102,086	107,418	103,550	104,875
建設工事受注総額	142,169	156,468	143,170	157,839	165,482	172,094	187,396

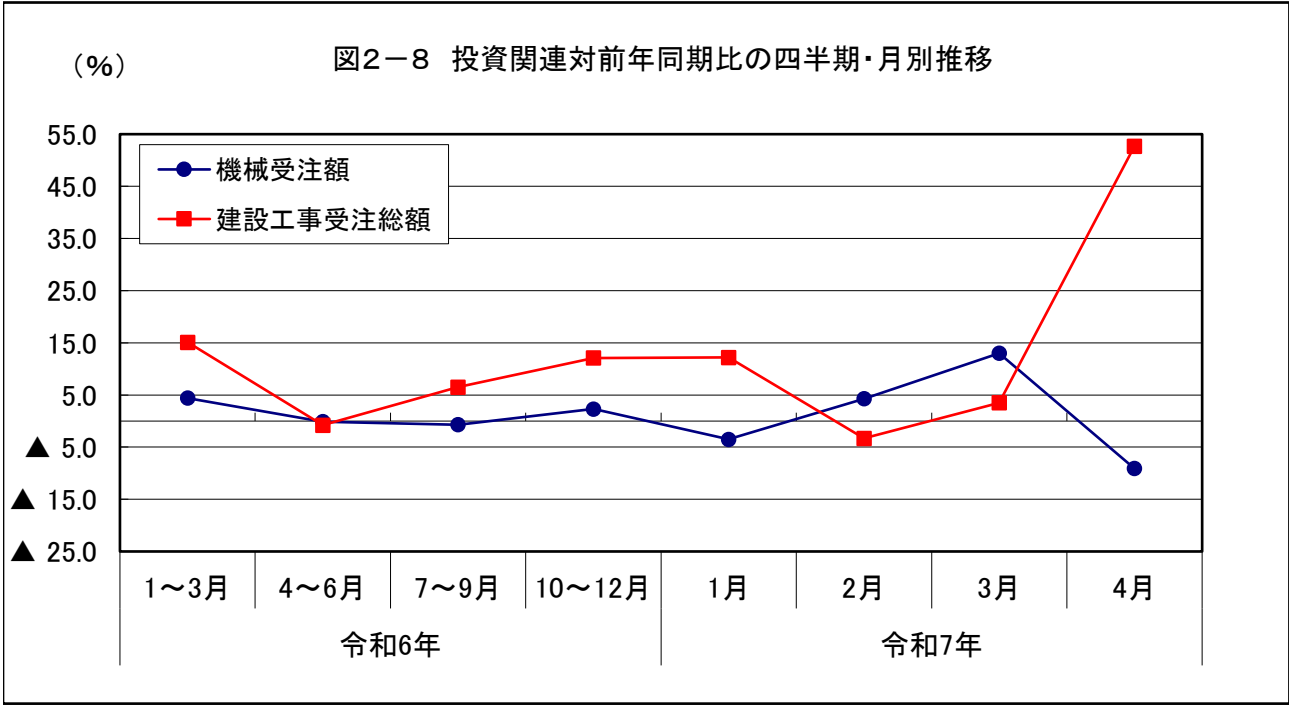


表2-8 投資関連対前年同期比の四半期・月別推移 (%)

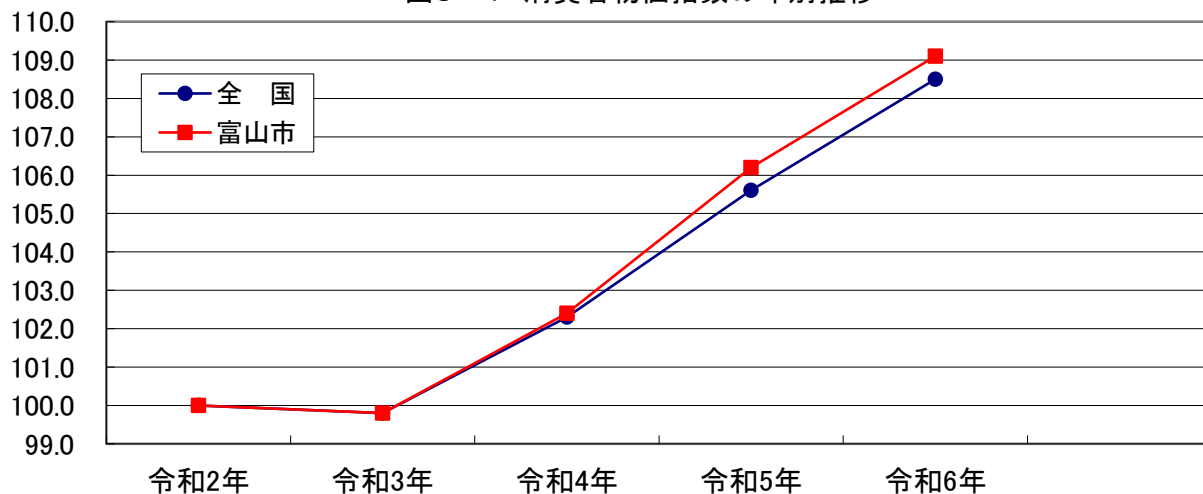
	令和6年				令和7年			
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月
機械受注額	4.4	▲ 0.1	▲ 0.7	2.3	▲ 3.5	4.3	13.0	▲ 9.1
建設工事受注総額	15.1	▲ 0.8	6.5	12.1	12.2	▲ 3.3	3.5	52.7

3 物価・生計費

(1) 物 価（総合指数）

富山市の消費者物価指数は、令和4年に上昇に転じて以降、全国値より高い状況が続いている。

図3-1 消費者物価指数の年別推移

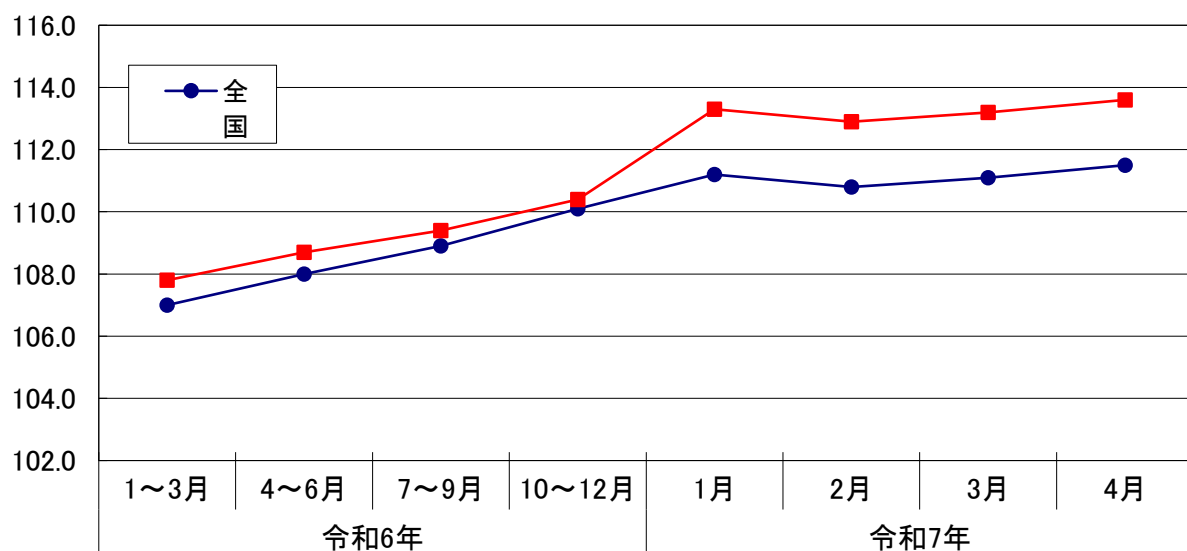


(令和2年=100)

表3-1 消費者物価指数の年別推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
全 国	100.0	99.8	102.3	105.6	108.5
富 山 市	100.0	99.8	102.4	106.2	109.1

図3-2 消費者物価指数の四半期・月別推移



(令和2年=100)

表3-2 消費者物価指数の四半期・月別推移

	令和6年				令和7年			
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月
全 国	107.0	108.0	108.9	110.1	111.2	110.8	111.1	111.5
富 山 市	107.8	108.7	109.4	110.4	113.3	112.9	113.2	113.6

(2) 勤労者世帯の消費支出

富山市の消費支出は令和2年を底とし、令和3年以降は上昇傾向にあり、また、全国平均より高い状況にある。

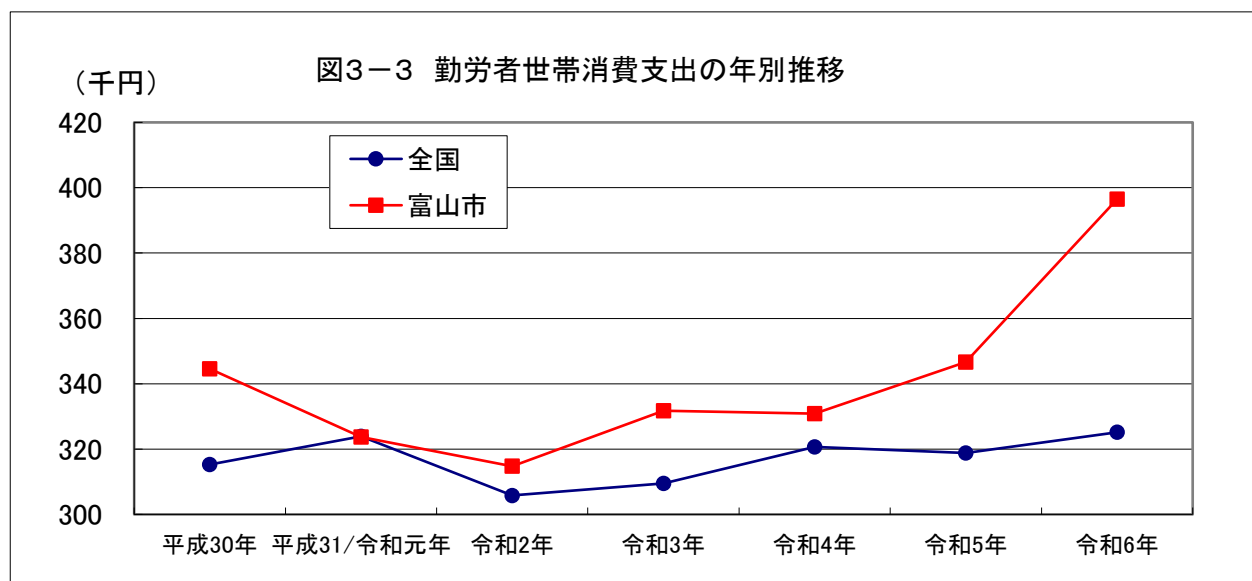


表3-3 勤労者世帯消費支出の年別推移 (円/月)

	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
全 国	315,314	323,853	305,811	309,469	320,627	318,755	325,137
富 山 市	344,535	323,725	314,739	331,768	330,808	346,645	396,487

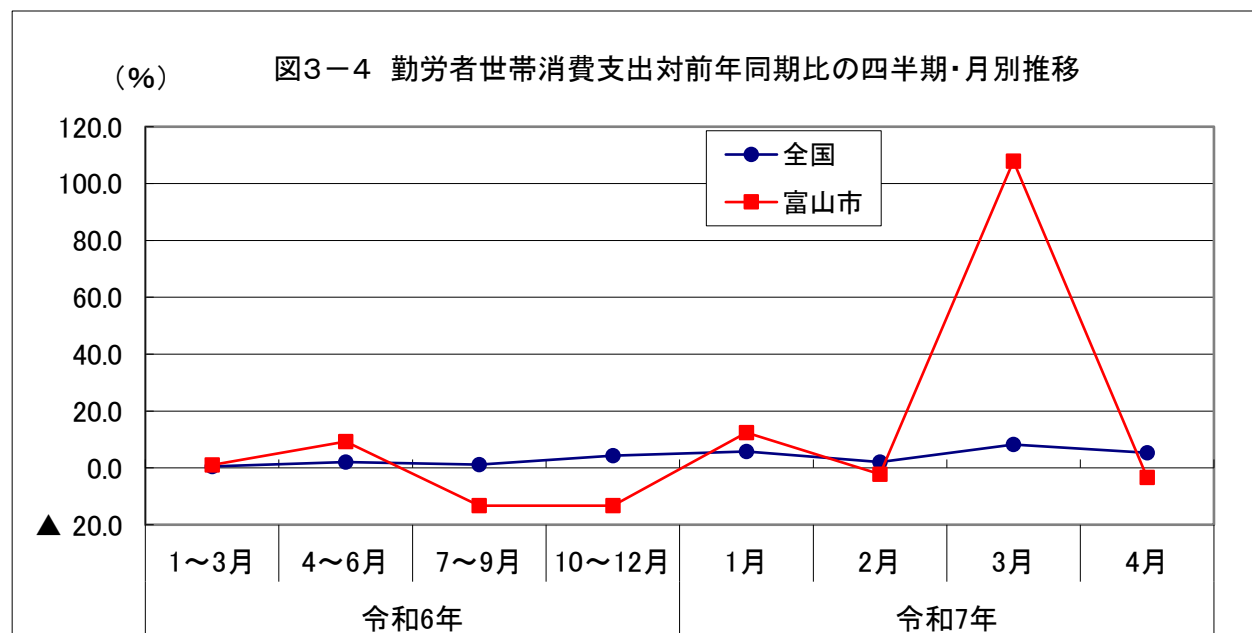


表3-4 勤労者世帯消費支出前年同期比の四半期・月別推移(名目) (%)

	令和6年				令和7年			
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月
全 国	0.5	2.0	1.1	4.3	5.8	2.0	8.2	5.3
富 山 市	1.0	9.3	▲ 13.3	▲ 13.3	12.4	▲ 2.2	107.9	▲ 3.4

(3) 標準生計費（単身世帯）

富山市の単身世帯の標準生計費は、全国平均よりも高い。

図3-5 標準生計費の推移

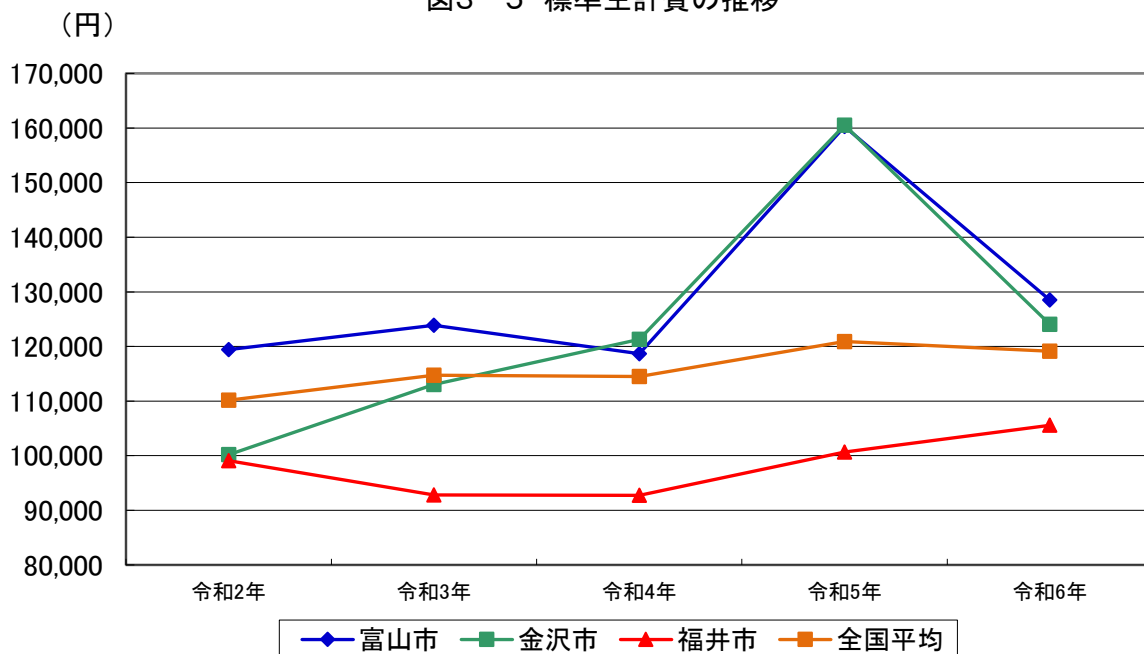


表3-5 標準生計費の推移

(円)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
富山市	119,411	123,865	118,678	160,271	128,515
金沢市	100,180	113,040	121,330	160,520	124,040
福井市	99,090	92,830	92,740	100,650	105,570
全国平均	110,160	114,720	114,480	120,910	119,110

<参考> 標準生計費(富山市)の費目別内訳

(円)

	令和4年	増減	令和5年	増減	令和6年	増減
食料費	32,002	985	34,966	2,964	36,412	1,446
住宅関係費	50,562	9,154	83,726	33,164	50,316	-33,410
被服・履物費	4,916	-53	4,919	3	5,360	441
雑費Ⅰ	18,368	-2,733	26,595	8,227	20,070	-6,525
雑費Ⅱ	12,830	-12,540	10,065	-2,765	16,357	6,292
合計	118,678	-5,187	160,271	41,593	128,515	-31,756

(費目)

(家計調査等における大分類項目)

食料費

: 食料

住宅関係費

: 住居・光熱・水道・家具・家事用品

被服・履物費

: 被服及び履物

雑費Ⅰ

: 保健医療・交通・通信・教育・教養娯楽

雑費Ⅱ

: その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

(4) 生活保護基準額

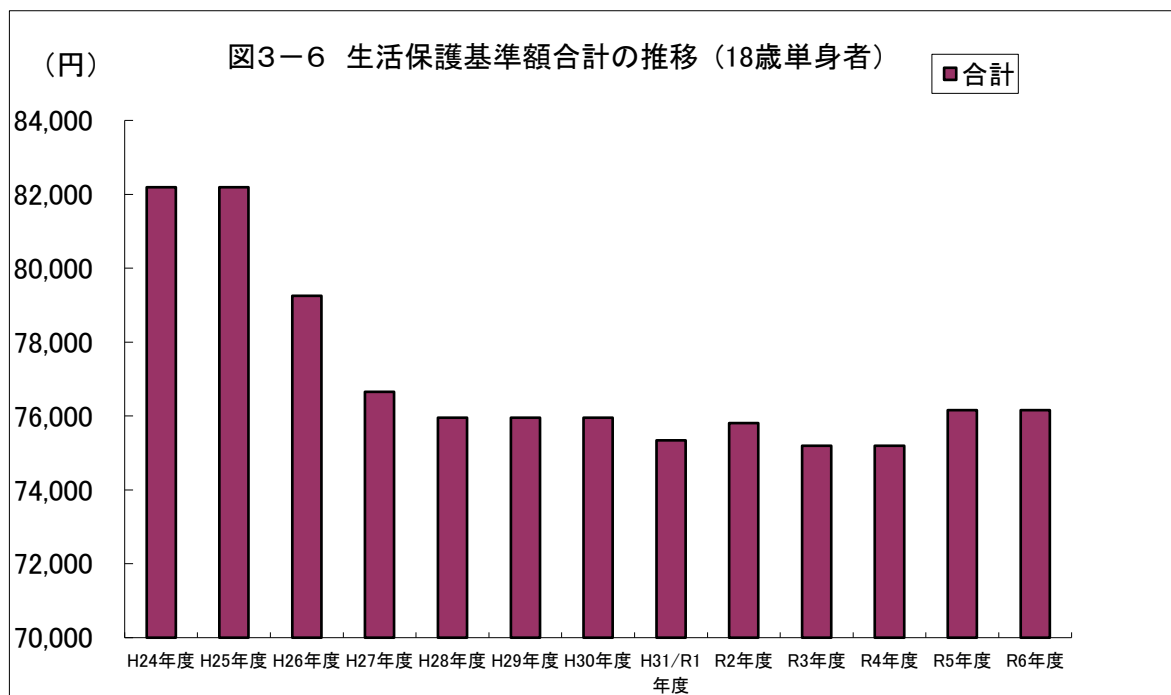


表3-6 生活保護基準額(2級地-1)(注1)の推移 (円)

区分	年度	生活扶助基準額			冬季加算額 (注2)	合計
			第1類	第2類		
18歳単身者	H24年度	77,810	38,290	39,520	4,383	82,193
	H25年度	77,810	38,290	39,520	4,383	82,193
	H26年度	74,890	—	—	4,367	79,257
	H27年度	72,290	—	—	4,367	76,657
	H28年度	72,290	—	—	3,660	75,950
	H29年度	72,290	—	—	3,660	75,950
	H30年度	72,290	—	—	3,660	75,950
	H31/R1年度	71,680	—	—	3,660	75,340
	R2年度	72,080	—	—	3,730	75,810
	R3年度	71,460	—	—	3,730	75,190
	R4年度	71,460	—	—	3,730	75,190
	R5年度	72,430	—	—	3,730	76,160
	R6年度	72,430	—	—	3,730	76,160
3人世帯 男33歳(稼働) 女29歳(非稼働) 子4歳	H24年度	145,770	97,280	48,490	6,771	152,541
	H25年度	145,770	97,280	48,490	6,771	152,541
	H26年度	140,000	—	—	6,746	146,746
	H27年度	135,000	—	—	6,746	141,746
	H28年度	135,000	—	—	5,900	140,900
	H29年度	135,000	—	—	5,900	140,900
	H30年度	135,000	—	—	5,900	140,900
	H31/R1年度	135,090	—	—	5,900	140,990
	R2年度	137,080	—	—	6,015	143,095
	R3年度	137,170	—	—	6,015	143,185
	R4年度	137,170	—	—	6,015	143,185
	R5年度	144,290	—	—	6,015	150,305
	R6年度	144,290	—	—	6,015	150,305

注1)「2級地-1」とは富山市及び高岡市の生活保護区分である。

注2) 冬季加算額は11月～4月分(H27年度までは11月～3月)であり、1か月平均に換算している。

※ H26年度分以降は、H25年8月改定から適用された第1類費と第2類費の合計算定方式である。

※ H25年度分は、H25年8月改定前の金額である。

※ H30年度分は、H30年10月改定前の金額である。

※ H31/R1年度分は、R1年10月改定前の金額である。

※ R2年度分は、R2年10月改定前の金額である。

※ R3年度分は、R2年10月改定後の金額である。

※ R5年度分は、R5年10月改定後の金額である。

4 貿易等

(1) 貿易（全国）

令和2年以降、貿易額については、輸出額及び輸入額ともに増加基調にある。ただし、輸出入数量指数については、令和6年以降、変動は伴うものの令和2年とほぼ同水準にある。

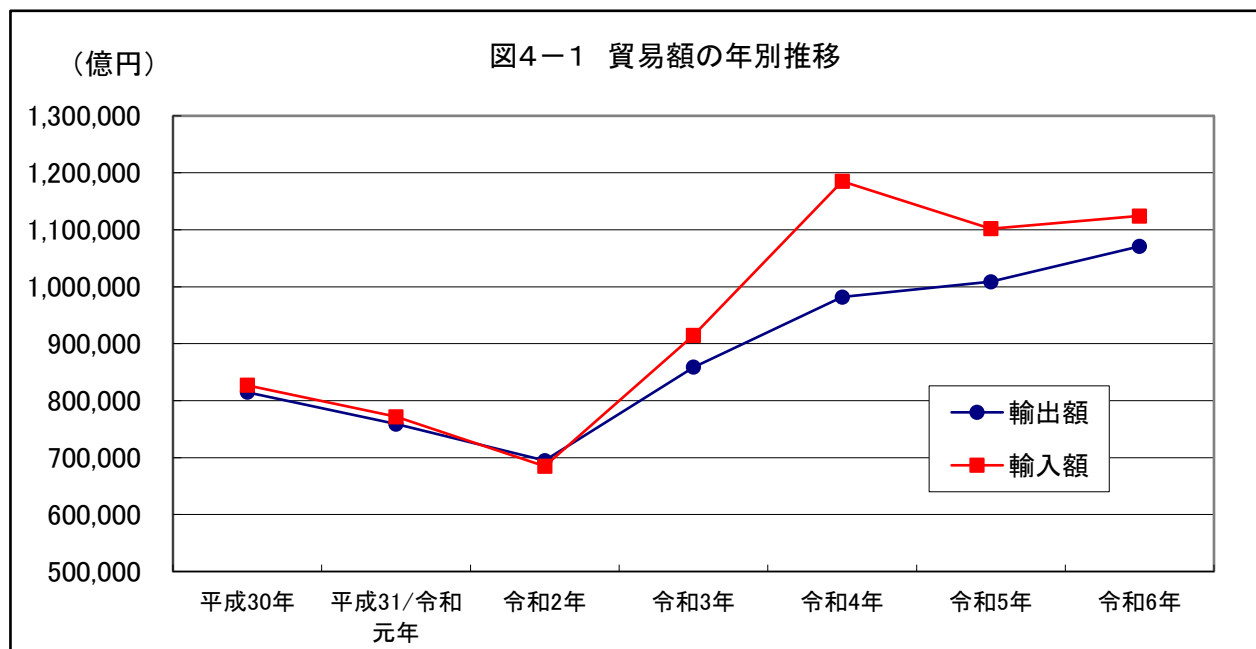
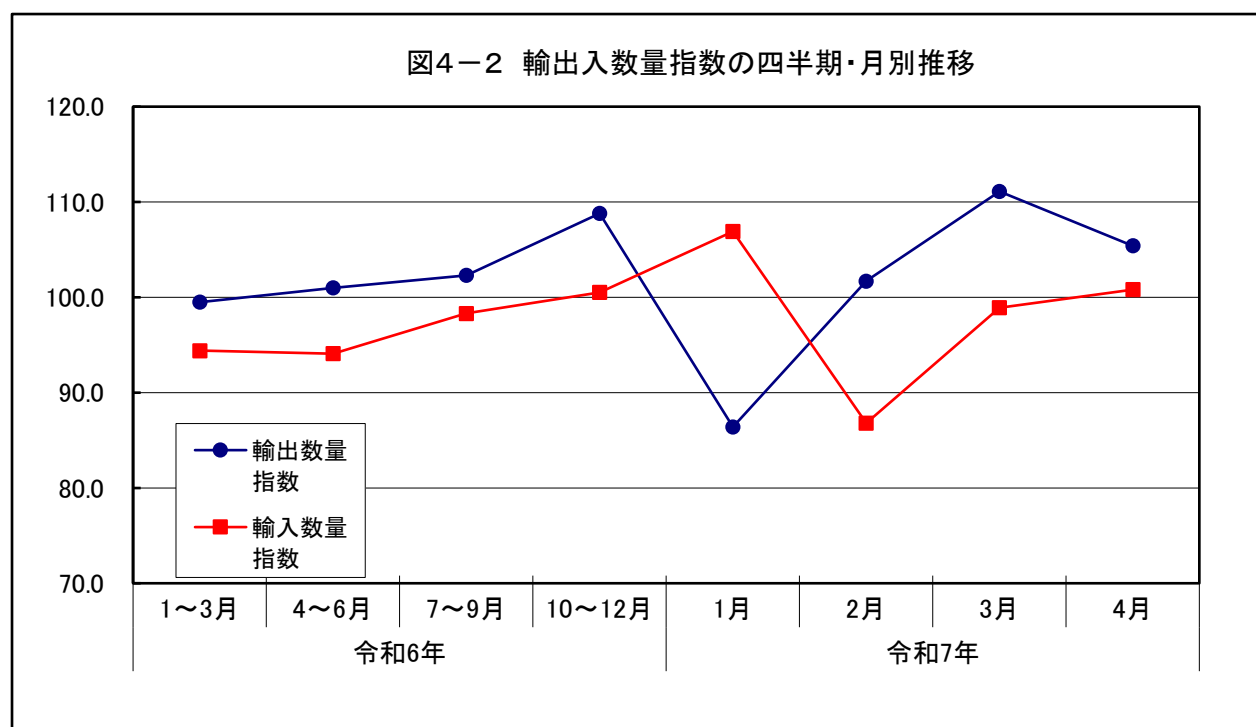


表4-1 貿易額(通関額)の年別推移 (億円)

	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
輸出額	814,788	758,788	694,854	858,737	981,736	1,008,738	1,070,910
輸入額	827,033	771,724	684,868	914,603	1,185,032	1,101,956	1,124,273



(令和2年=100)

表4-2 輸出入数量指数の四半期・月別推移

	令和6年				令和7年			
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月
輸出数量指数	99.5	101.0	102.3	108.8	86.4	101.7	111.1	105.4
輸入数量指数	94.4	94.1	98.3	100.5	106.9	86.8	98.9	100.8

(2)為替相場

令和 3 年以降、円安傾向が続いている。

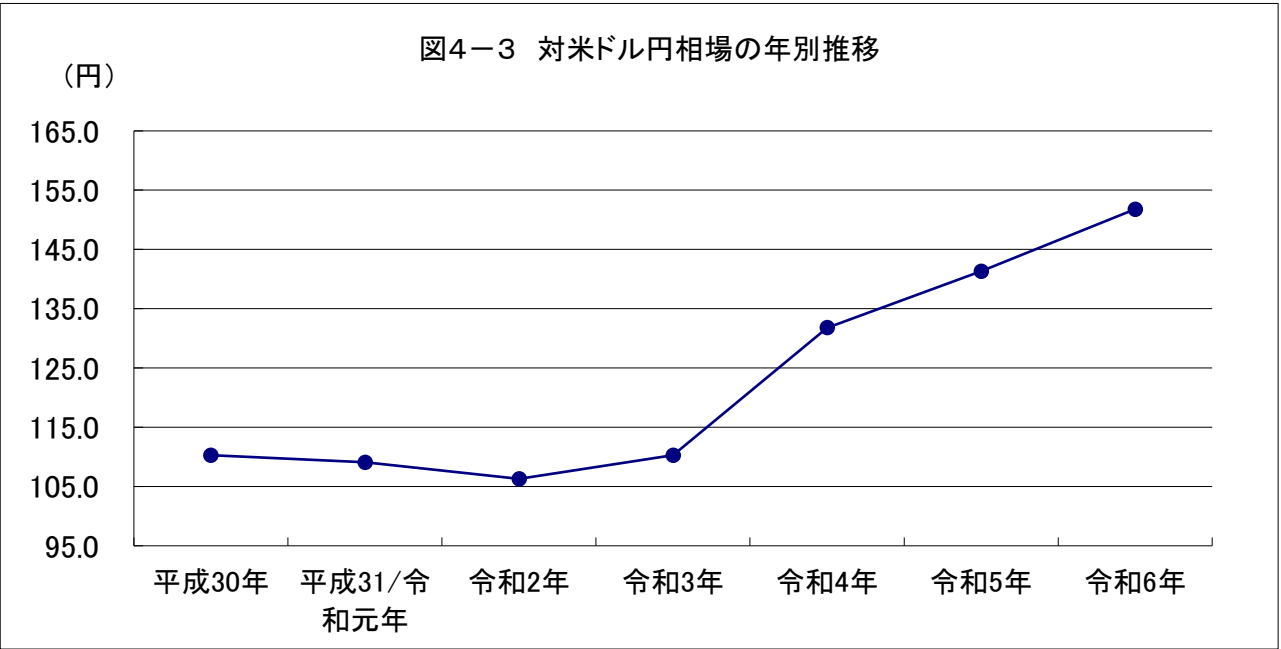


表4-3 対米ドル円相場の年別推移 (円/\$)

	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
円相場	110.3	109.1	106.3	110.3	131.8	141.3	151.8

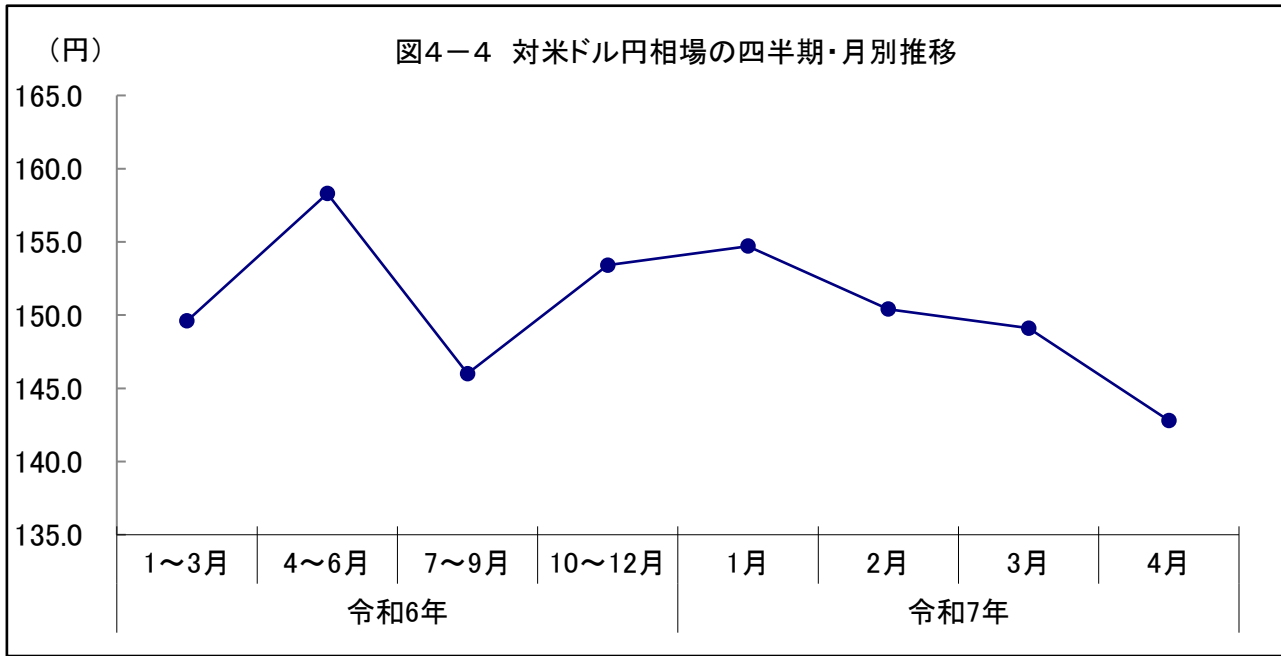


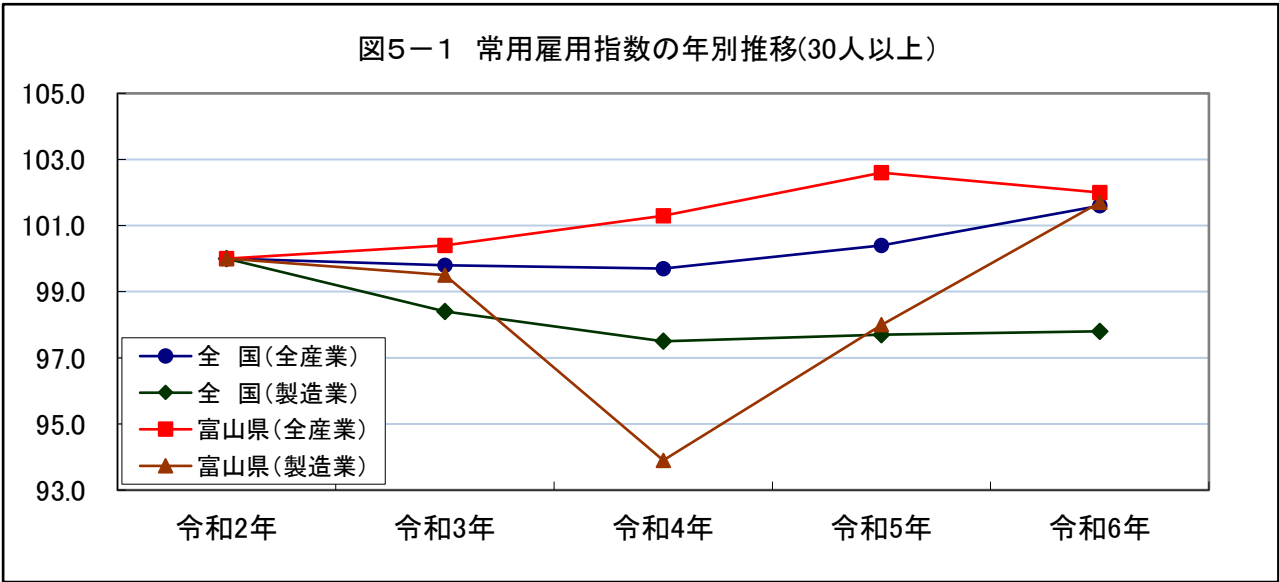
表4-4 対米ドル円相場の四半期・月別推移 (円/\$)

	令和6年				令和7年			
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月
円相場	149.6	158.3	146.0	153.4	154.7	150.4	149.1	142.8

5 雇 用

(1) 常用雇用指数

富山県（全産業）は、令和3年以降100.0を超え、富山県（製造業）についても令和6年以降100.0を超えている。

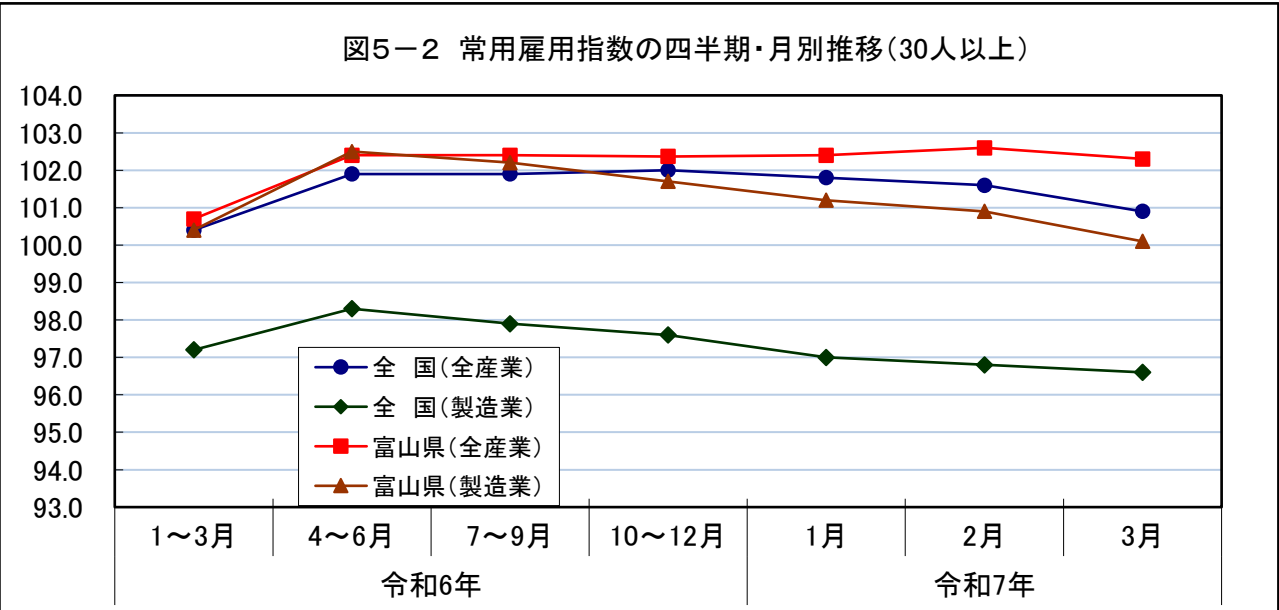


(令和2年=100)

表5-1 常用雇用指数の年別推移(30人以上)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
全 国(全産業)	100.0	99.8	99.7	100.4	101.6
全 国(製造業)	100.0	98.4	97.5	97.7	97.8
富山県(全産業)	100.0	100.4	101.3	102.6	102.0
富山県(製造業)	100.0	99.5	93.9	98.0	101.7

※常用雇用指数は再集計値。



(令和2年=100)

表5-2 常用雇用指数の四半期・月別推移(30人以上)

	令和6年				令和7年		
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月
全 国(全産業)	100.4	101.9	101.9	102.0	101.8	101.6	100.9
全 国(製造業)	97.2	98.3	97.9	97.6	97.0	96.8	96.6
富山県(全産業)	100.7	102.4	102.4	102.37	102.4	102.6	102.3
富山県(製造業)	100.4	102.5	102.2	101.7	101.2	100.9	100.1

(2) 総実労働時間

全国及び富山県とも減少傾向にあったが、令和3年以降はやや増加の傾向にある。

(時間) 図5-3 労働者1人平均月間総実労働時間の推移(30人以上)

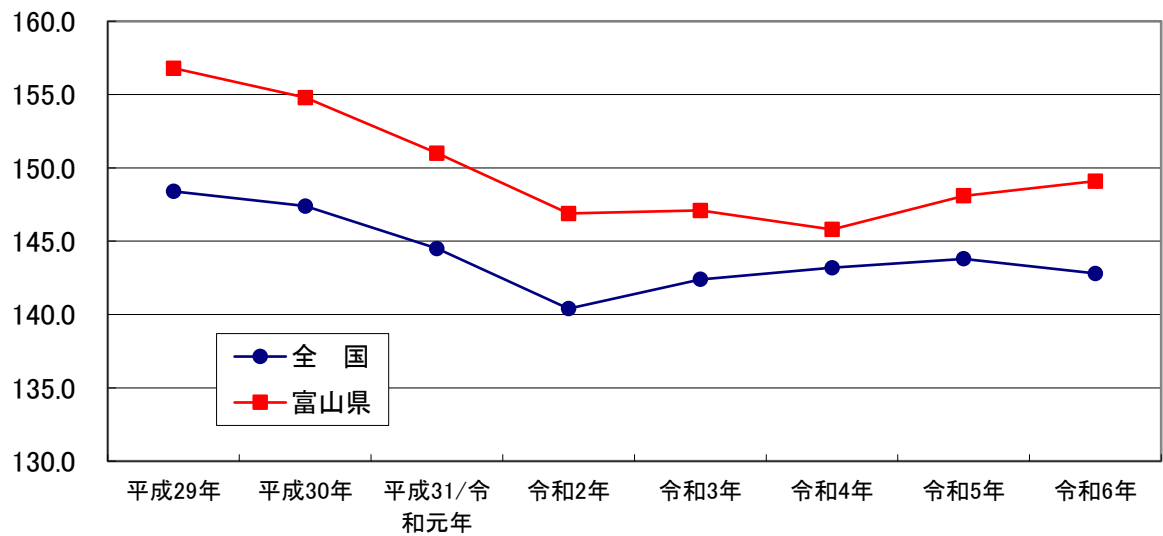


表5-3 労働者1人平均月間総実労働時間の推移(30人以上) (時間)

	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
全 国	148.4	147.4	144.5	140.4	142.4	143.2	143.8	142.8
富 山 県	156.8	154.8	151.0	146.9	147.1	145.8	148.1	149.1

(時間) 図5-4 産業別労働者1人平均月間総実労働時間(富山県, 30人以上)

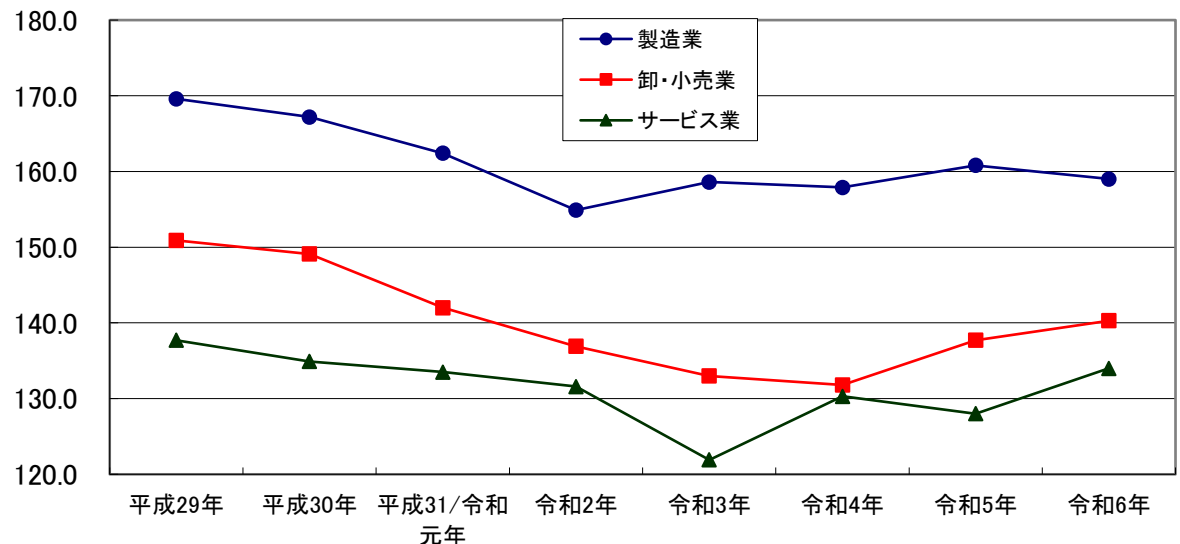


表5-4 産業別労働者1人平均月間総実労働時間の推移(富山県, 30人以上) (時間)

	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
製造業	169.6	167.2	162.4	154.9	158.6	157.9	160.8	159.0
卸・小売業	150.9	149.1	142.0	136.9	133.0	131.8	137.7	140.3
サービス業	137.7	134.9	133.5	131.6	121.9	130.3	128.0	134.0

* サービス業とは、「サービス業(他に分類されないもの)」をいう。

(3) 所定外労働時間数（製造業）

製造業における所定外労働時間数は、令和2年に大きく減少した後、令和3年には上昇傾向に転じ、以降、ほぼ横ばい状態となっている。

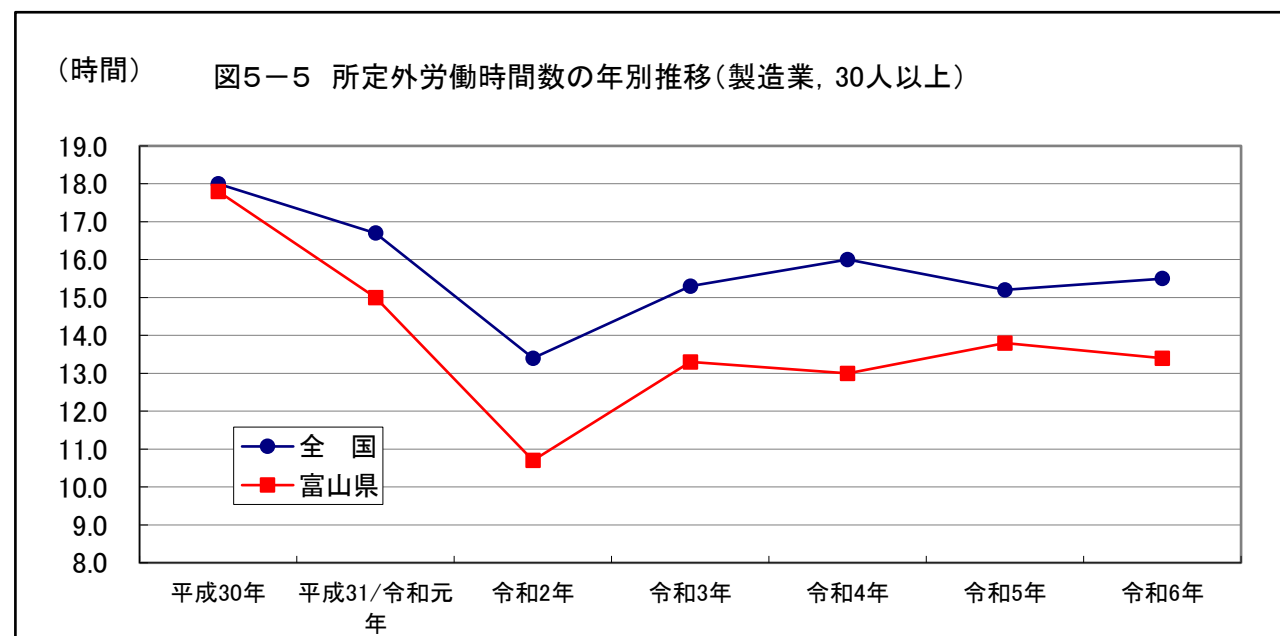
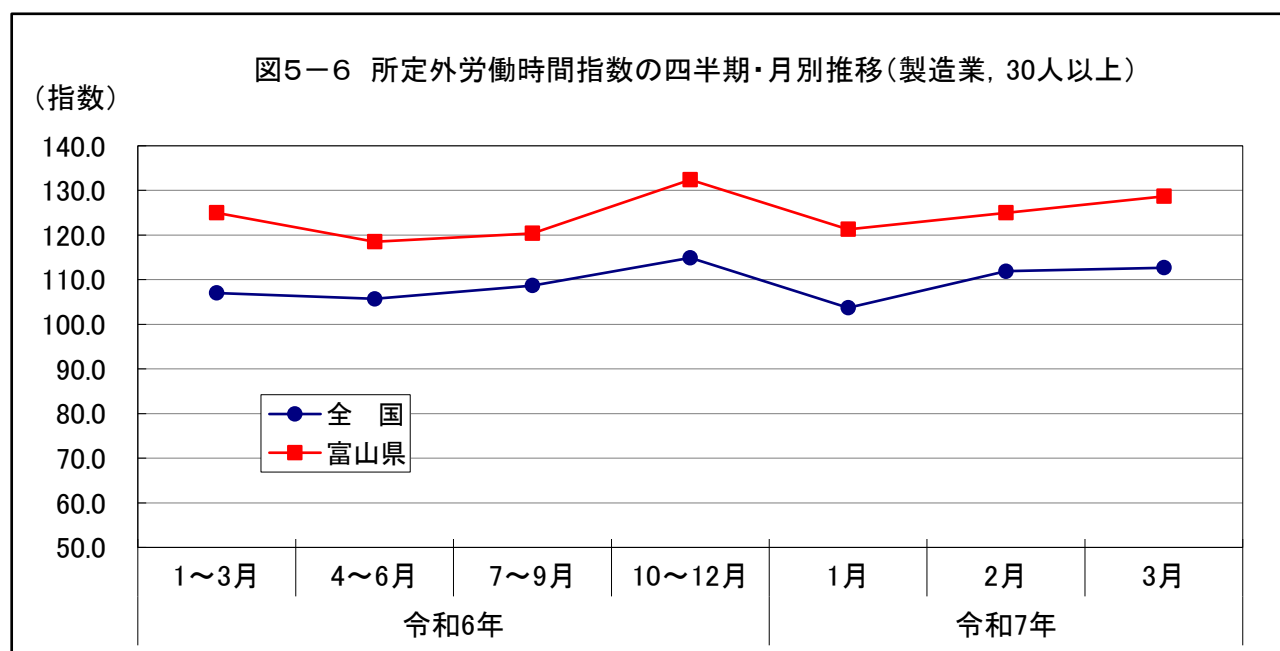


表5-5 所定外労働時間数の年別推移(製造業, 30人以上) (時間)

	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
全 国	18.0	16.7	13.4	15.3	16.0	15.2	15.5
富 山 県	17.8	15.0	10.7	13.3	13.0	13.8	13.4



(令和2年=100)

表5-6 所定外労働時間指数の四半期・月別推移(製造業, 30人以上)

	令和6年				令和7年		
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月
全 国	107.0	105.7	108.7	114.9	103.7	111.9	112.7
富 山 県	125.0	118.5	120.4	132.4	121.3	125.0	128.7

(4) 完全失業者数・完全失業率（全国）

完全失業者数、完全失業率いずれも令和4年以降は、横ばい状態となっている。

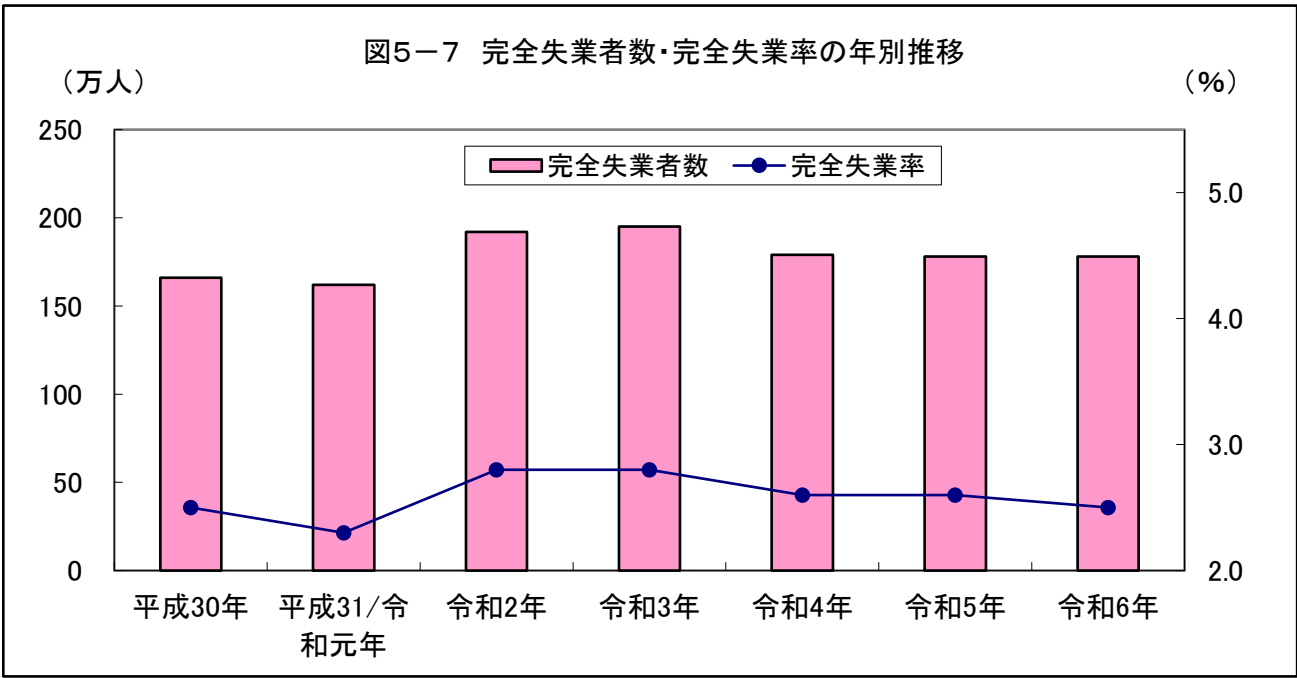


表5-7 完全失業者数・完全失業率の年別推移 (万人, %)

	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
完全失業者数	166	162	192	195	179	178	178
完全失業率	2.5	2.3	2.8	2.8	2.6	2.6	2.5

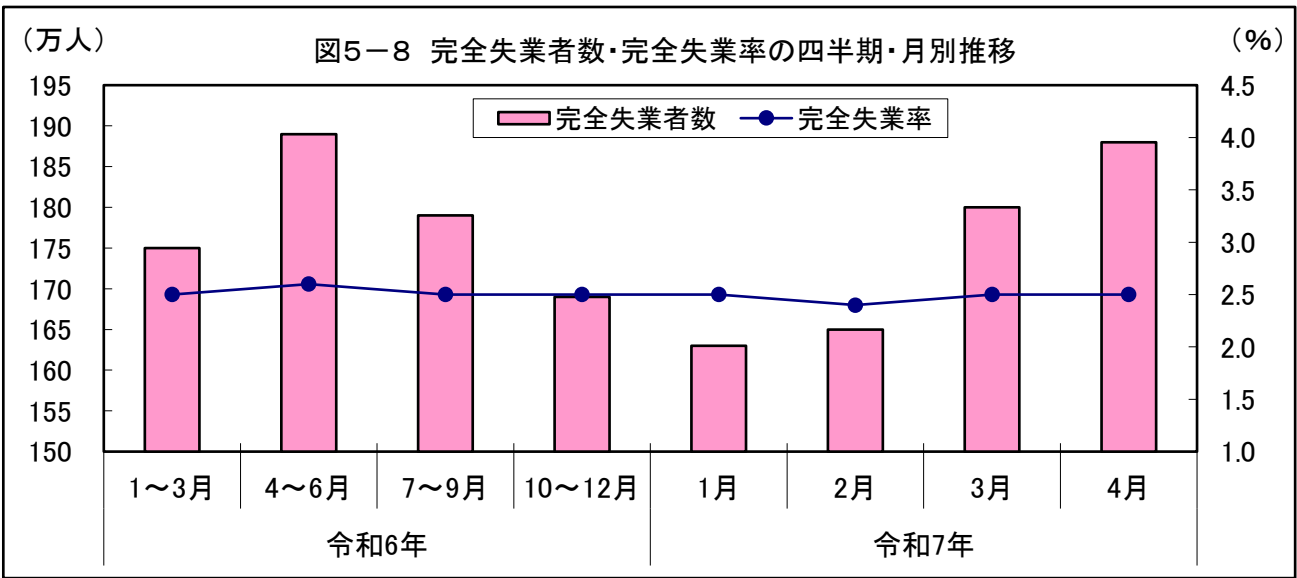


表5-8 完全失業者数・完全失業率の四半期・月別推移 (万人, %)

	令和6年				令和7年			
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月
完全失業者数	175	189	179	169	163	165	180	188
完全失業率	2.5	2.6	2.5	2.5	2.5	2.4	2.5	2.5

(5) 有効求人倍率

令和2年に全国・富山県いずれも大きく低下したが、富山県は常に全国平均より高く推移している。

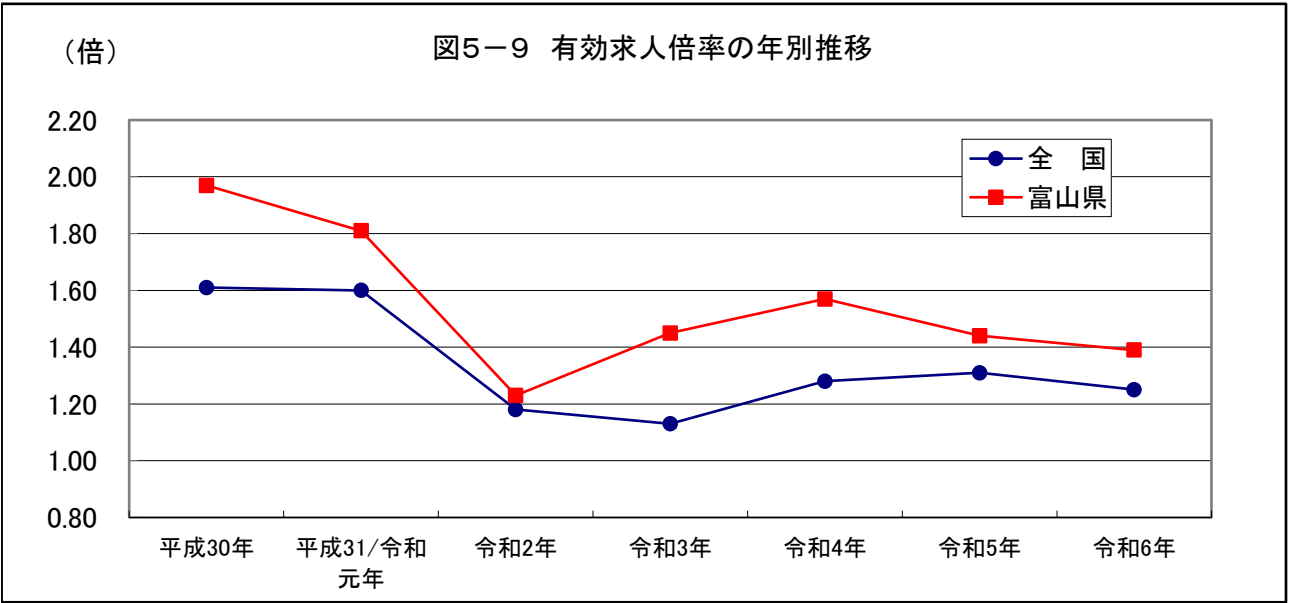


表5-9 有効求人倍率の年別推移 (倍)

	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
全 国	1.61	1.60	1.18	1.13	1.28	1.31	1.25
富 山 県	1.97	1.81	1.23	1.45	1.57	1.44	1.39

(全国は季節調整値、富山県は原数値 富山県:年度)

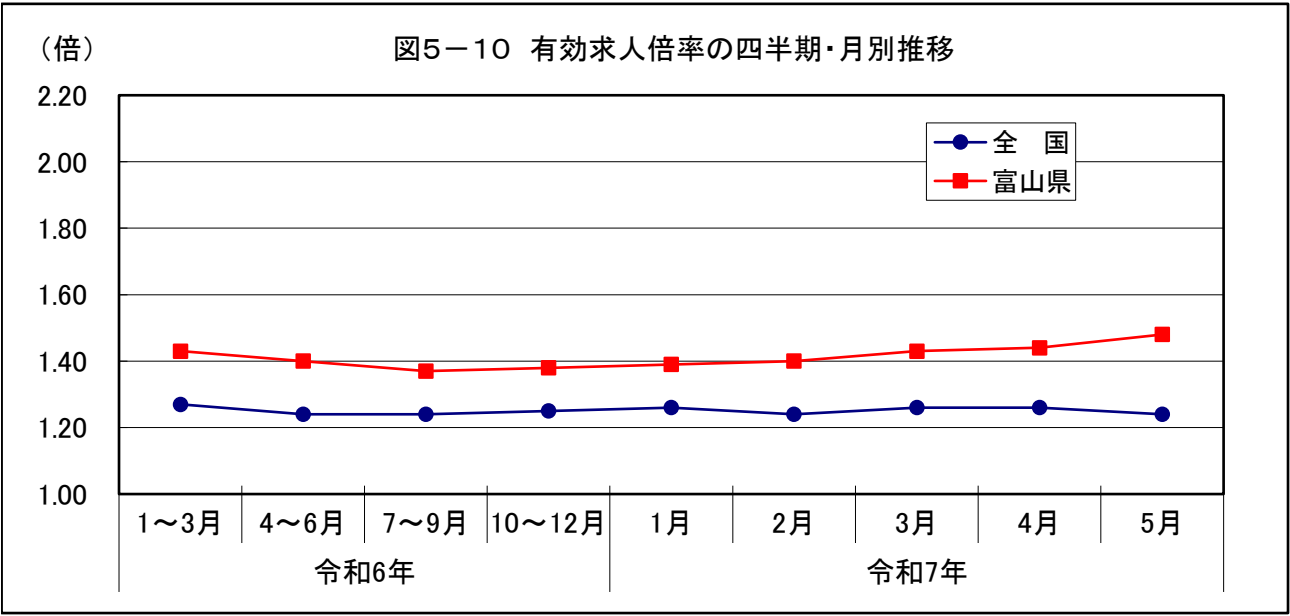


表5-10 有効求人倍率の四半期・月別推移 (倍)

	令和6年				令和7年				
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月
全 国	1.27	1.24	1.24	1.25	1.26	1.24	1.26	1.26	1.24
富 山 県	1.43	1.40	1.37	1.38	1.39	1.40	1.43	1.44	1.48

(全国、富山県とも季節調整値)

(6) 求人・求職状況（富山県）

新規求人数、新規求職申込件数ともに令和2年度が底となり、以降回復傾向したが、平成31年度/令和元年度以前の水準までには至っていない。

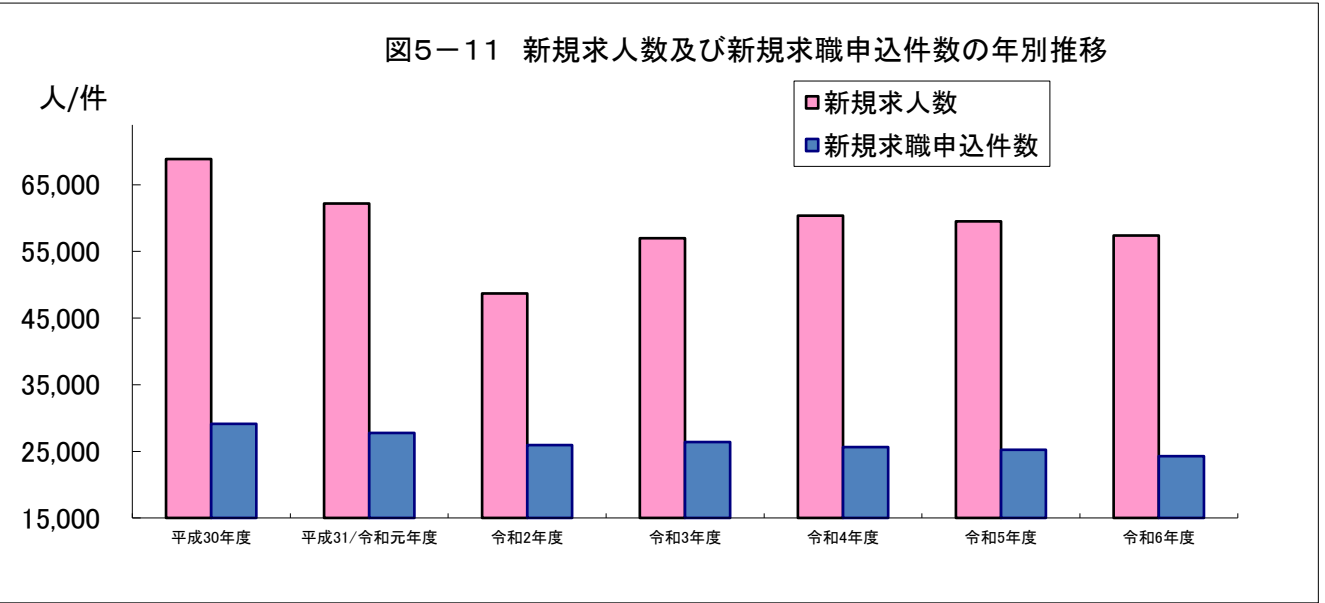


表5-11 新規求人数及び新規求職申込件数の年別推移（パートを除く）（人/件）

	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規求人数	68,886	62,183	48,686	56,990	60,377	59,502	57,414
新規求職申込件数	29,119	27,781	25,943	26,393	25,617	25,243	24,248

* 年度ごと(4月から翌年3月まで)の集計である。

(7) 企業の人員整理状況（富山県）

整理件数・人員とも、令和2年度まで増加が続いていたが、令和3年度にいずれも減少。その後、令和6年度は、令和2年度と同水準となっている。

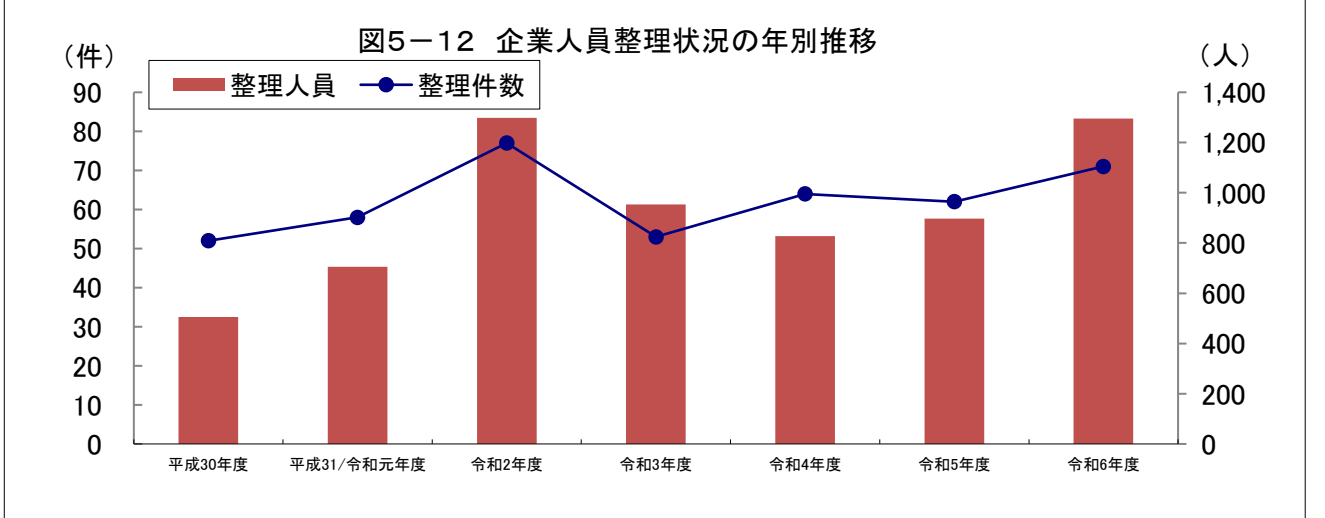


表5-12 企業人員整理状況の年別推移（件/人）

	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
整理件数	52	58	77	53	64	62	71
整理人員	506	705	1,298	953	828	897	1,295

* 整理人員5人以上

6 賃 金

(1) きまって支給する給与額

令和3年以降、富山県内規模別の格差は、令和5年度まではやや拡大傾向にあったが、令和6年度は縮小した。また、東京と富山県の格差は、令和6年は、令和5年に引き続き縮小した。なお、令和6年の富山県の給与額は、北陸3県で最も高い。

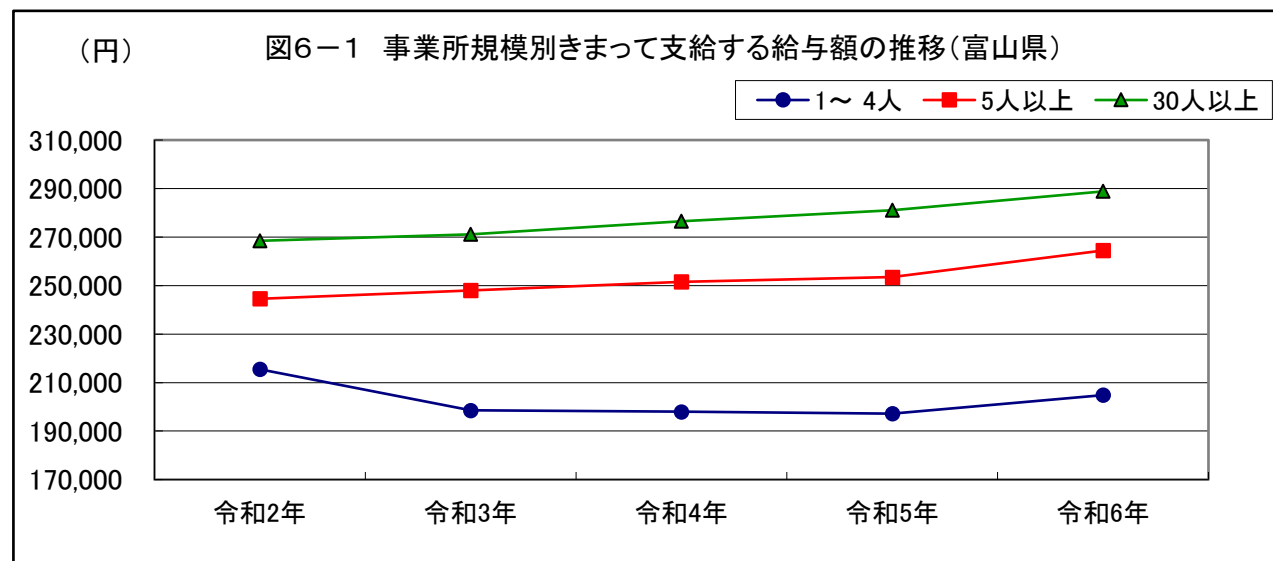


表6-1 事業所規模別きまって支給する給与額及び規模間格差の推移(富山県)

	令和2年(注)		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	実額(円)	格 差	実額(円)	格 差	実額(円)	格 差	実額(円)	格 差	実額(円)	格 差
1～4人	215,469	80.3	198,532	73.2	197,959	71.6	197,193	70.2	204,852	70.9
5人以上	244,549	91.1	247,975	91.5	251,501	91.0	253,479	90.2	264,461	91.6
30人以上	268,459	100.0	271,122	100.0	276,504	100.0	281,096	100.0	288,828	100.0

(格差:規模30人以上=100)

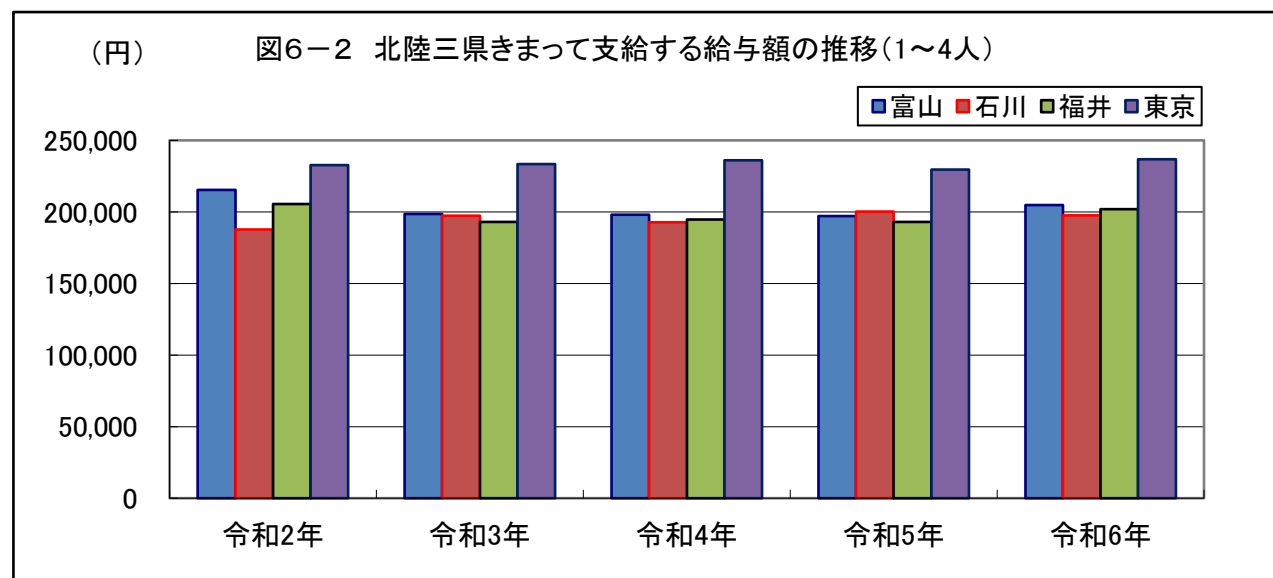


表6-2 北陸三県きまって支給する給与額の推移(規模1~4人)

	令和2年(注)		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	実額(円)	格 差	実額(円)	格 差	実額(円)	格 差	実額(円)	格 差	実額(円)	格 差
富 山	215,469	92.6	198,532	85.1	197,959	83.9	197,193	85.9	204,852	86.5
石 川	187,841	80.7	197,403	84.6	192,719	81.6	200,274	87.2	197,636	83.4
福 井	205,450	88.3	192,924	82.7	194,764	82.5	192,988	84.1	202,034	85.3
東 京	232,714	100.0	233,343	100.0	236,076	100.0	229,557	100.0	236,832	100.0

(格差:東京=100)

注:令和2年は、規模5人未満の事業所を対象とする「毎月勤労統計調査(特別調査)」が中止され、代替調査(小規模事業所勤労統計調査)として実施されたため、経年比較にはなじまない。

(2) 短時間女性労働者の1時間当たり賃金額

「全国」と「富山」の格差は、令和4年以降、ほぼ横ばいである。

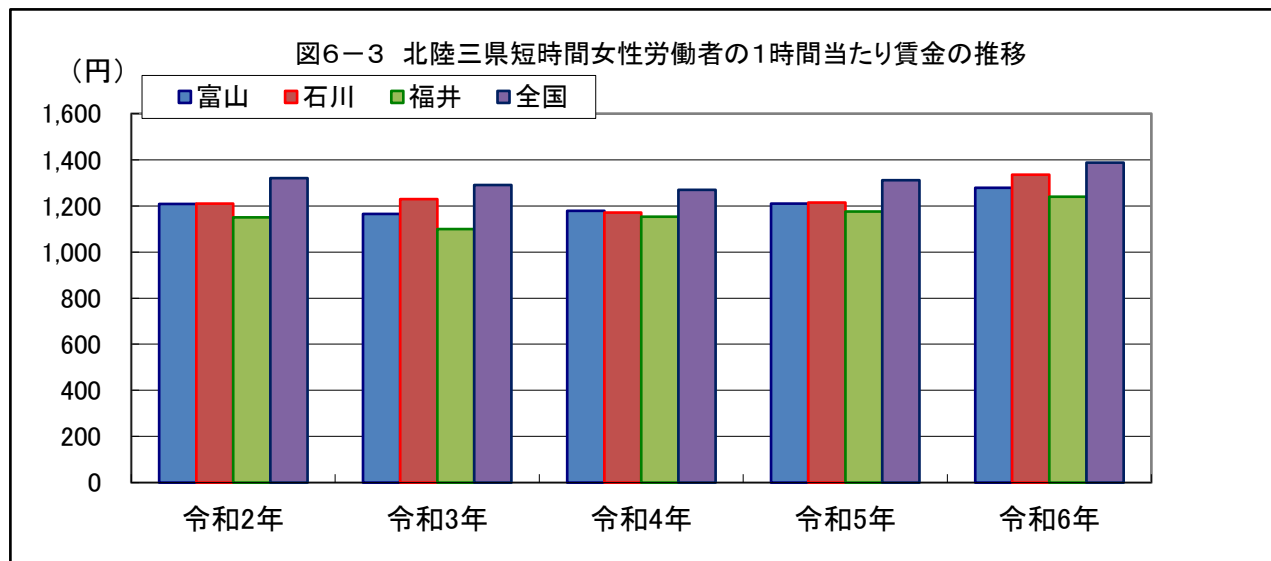


表6-3 北陸三県短時間女性労働者の1時間当たり賃金の推移(産業計, 規模10人以上)

	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	実額(円)	格差	実額(円)	格差	実額(円)	格差	実額(円)	格差	実額(円)	格差
富山	1,208	91.4	1,165	90.3	1,179	92.8	1,210	92.2	1,278	92.1
石川	1,210	91.6	1,229	95.3	1,171	92.2	1,215	92.6	1,335	96.3
福井	1,150	87.1	1,100	85.3	1,153	90.8	1,176	89.6	1,239	89.3
全国	1,321	100.0	1,290	100.0	1,270	100.0	1,312	100.0	1,387	100.0

(格差: 全国=100)

(3) 高校卒初任給(富山県)

令和3年を除けば、おおむね増加傾向にある。

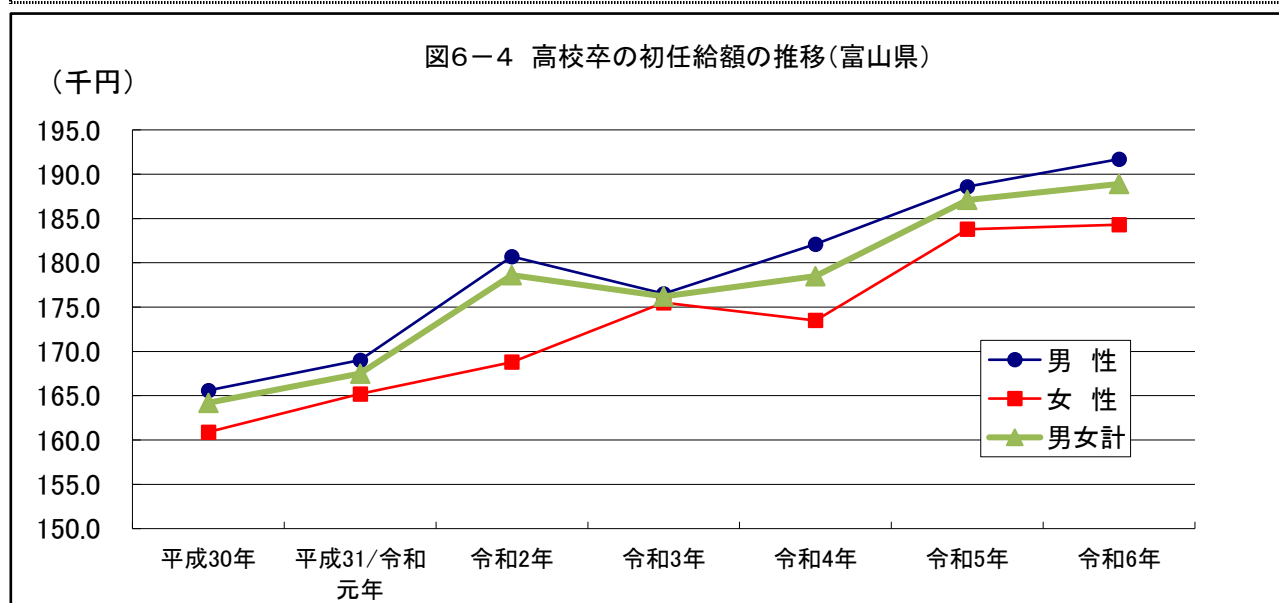


表6-4 高校卒の初任給額の推移(富山県)

(千円)

	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
男性	165.6	169.0	180.7	176.5	182.1	188.6	191.7
女性	160.9	165.2	168.8	175.5	173.5	183.8	184.3
男女計	164.2	167.5	178.6	176.2	178.5	187.1	188.9

注: 令和2年以降、初任給額の調査が廃止され、新規学卒者の所定内給与額(通勤手当含む)として集計。

7 企業倒産

富山県は、令和4年、令和5年と増加を続けたが、令和6年は減少した。

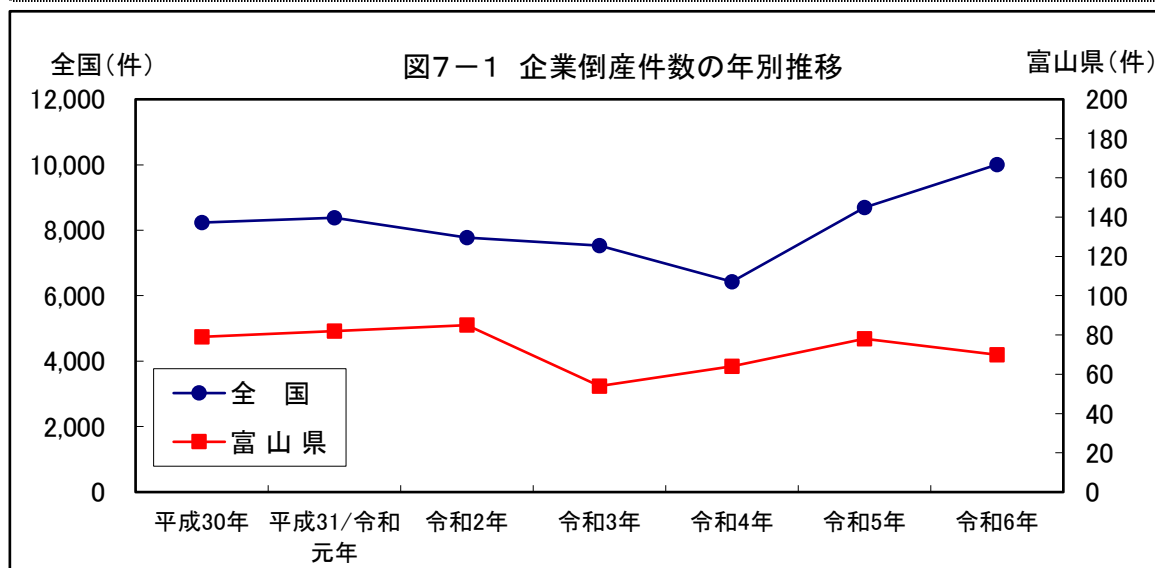


表7-1 企業倒産件数の年別推移 (件)

	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
全 国	8,235	8,383	7,773	7,535	6,428	8,690	10,006
富 山 県	79	82	85	54	64	78	70

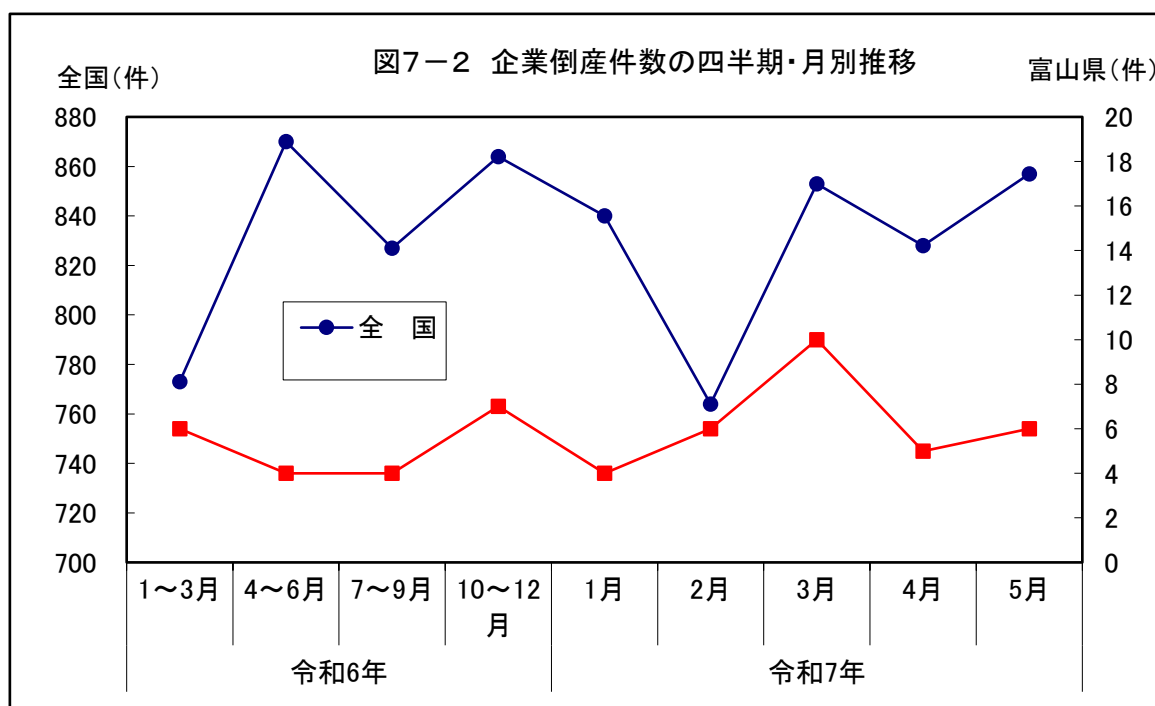


表7-2 企業倒産件数の四半期・月別推移 (東京商工リサーチ)

	令和6年				令和7年				
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1月	2月	3月	4月	5月
全 国	773	870	827	864	840	764	853	828	857
富 山 県	6	4	4	7	4	6	10	5	6

1か月当たり平均件数

各月の実件数

令和7年度
最低賃金に関する基礎調査結果

令和7年7月
富山労働局労働基準部賃金室

表1 令和6年度最低賃金基礎調査集計区分表

富山労働局

総計

大計

中計

明細

産業分類

調査対象産業計	地域別最低賃金対象産業計	製造業	1	製造業(明細番号9～13を除く)	E09～22 E23(2322、2332、2352の一部、2353を除く) E24(2443、2445、2451を除く) E25(2594、2596を除く) E26(2611の一部、2621の一部、2661、2664、2694を除く) E27 E294、297 E303 E31(3112,3113を除く) E32
		情報通信業(新聞業、出版業)	2	情報通信業(新聞業、出版業)	G413、414
		卸売業、小売業	3	卸売業、小売業(明細番号12、13を除く)	I 50、51、52、53、54、55 I 56(I561を除く)、57、58、59(I 5911を除く)、60、61
		学術研究、専門・技術サービス業	4	学術研究、専門・技術サービス業	L71、72、73、74
		宿泊業、飲食サービス業	5	宿泊業、飲食サービス業	M75、76、77
		生活関連サービス業、娯楽業	6	生活関連サービス業、娯楽業	N78、79、80
		医療、福祉	7	医療、福祉	P83、84、85
		サービス業(他に分類されないもの)	8	サービス業(他に分類されないもの)	R88、89、90、91、92、93、94、95
	特定最低賃金対象産業計	アルミ関連等製造業	9	非鉄金属製造業(アルミ関係) 建築用金属製品等製造業	E2322、2332、2352の一部、2353 E2443、2445、2451
		一般機械・自動車製造業	10	玉軸受・ころ軸受、ロボット製造業 他に分類されないはん用機械・装置製造業 農業用機械、建設機械・鉱山機械製造業(トラクタ製造業) 金属工作機械、機械工具製造業 自動車・同附属品製造業(自動車製造業を除く)	E2594、2694 E2596 E2611の一部、2621の一部 E2661、2664 E3112、3113
		電気機械器具製造業	11	電子部品・デバイス・電子回路製造業 電気機械器具製造業 情報通信機械器具製造業	E28 E29(E294、297を除く) E30(E303を除く)
		百貨店、総合スーパー	12	百貨店、総合スーパー	I 561
		自動車(新車)小売業	13	自動車(新車)小売業	I 5911

注:それぞれの産業には、管理、補助的経済活動を行う事業所及び純粋持株会社が含まれる。
産業分類は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)による。

表2 令和7年度基礎調査 対象事業所数及び回答事業所数

項 目 産業分類	計	対 象 事 業 所 数			計	回 答 事 業 所 数		
		事業所規模				事業所規模		
		1～9	10～29	30～99		1～9	10～29	30～99
調査産業計	23,895	18,505	4,858	532	829	481	238	110
地域別最低賃金適用産業計	23,433	18,391	4,641	401	598	438	133	27
製造業	3,088	1,876	812	400	95	41	28	26
情報通信業（新聞業、出版業）	35	30	4	1	3	1	1	1
卸売業、小売業	8,367	6,662	1,705		178	132	46	
学術研究、専門・技術サービス業	1,247	1,076	171		39	32	7	
宿泊業、飲食サービス業	3,263	2,590	673		66	50	16	
生活関連サービス業、娯楽業	2,133	1,890	243		52	48	4	
医療・福祉	2,613	1,885	728		90	66	24	
サービス業（他に分類されないもの）	2,687	2,382	305		75	68	7	
特定（産業別）最低賃金適用産業計	462	114	217	131	231	43	105	83
アルミ関連等製造業	115	31	41	43	61	14	23	24
一般機械器具、自動車・同附属品製造業	70	18	23	29	48	9	16	23
電気機械器具製造業	164	52	65	47	71	16	24	31
百貨店、総合スーパーマーケット（＊）	12			12	5			5
自動車（新車）小売業	101	13	88		46	4	42	

(*)「百貨店、総合スーパーマーケット」については、事業所規模100人以上の事業所も含まれる。

最低賃金基礎調査結果

1 最低賃金基礎調査に基づく特性値の推移

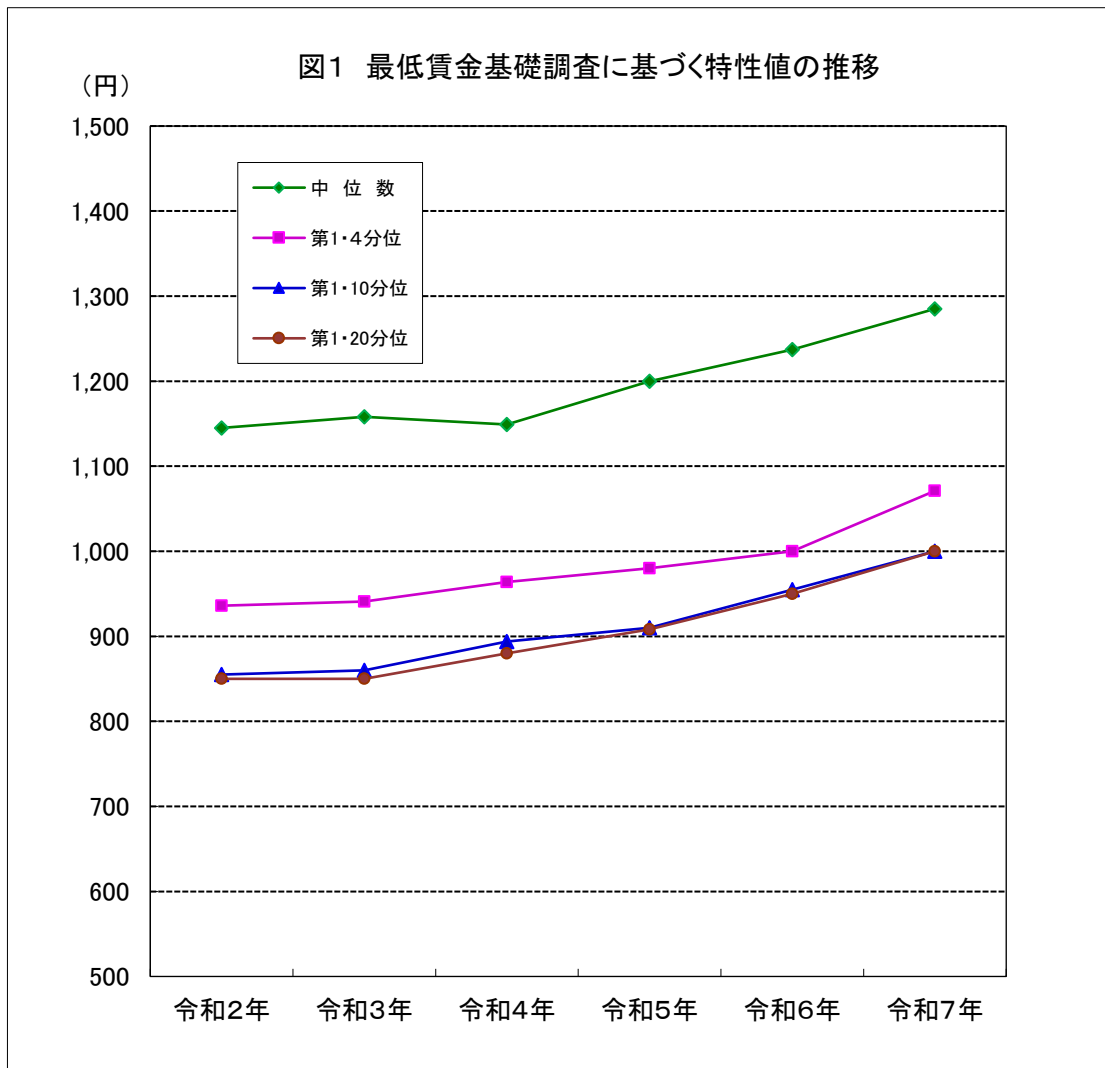


表3 最低賃金基礎調査に基づく特性値の推移

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
第1・20分位	金額(円)	850	850	880	908	950	1,000
	前年比(%)	2.41	0.00	3.53	3.18	4.63	5.26
第1・10分位	金額(円)	855	860	894	910	955	1,000
	前年比(%)	0.59	0.58	3.95	1.79	4.95	4.71
第1・4分位	金額(円)	936	941	964	980	1,000	1,071
	前年比(%)	1.74	0.53	2.44	1.66	2.04	7.10
中位数	金額(円)	1,145	1,158	1,149	1,200	1,237	1,285
	前年比(%)	-0.17	1.14	-0.78	4.44	3.08	3.88
【参考】 富山県最低賃金(円)		848	849	877	908	948	998

※ 各特性値は、地域別最低賃金対象産業計の値である。

※ 各特性値は、全て確定値である。

※ 最低賃金は、本調査の対象月(6月)に適用されていた額である。

2 産業別特性値

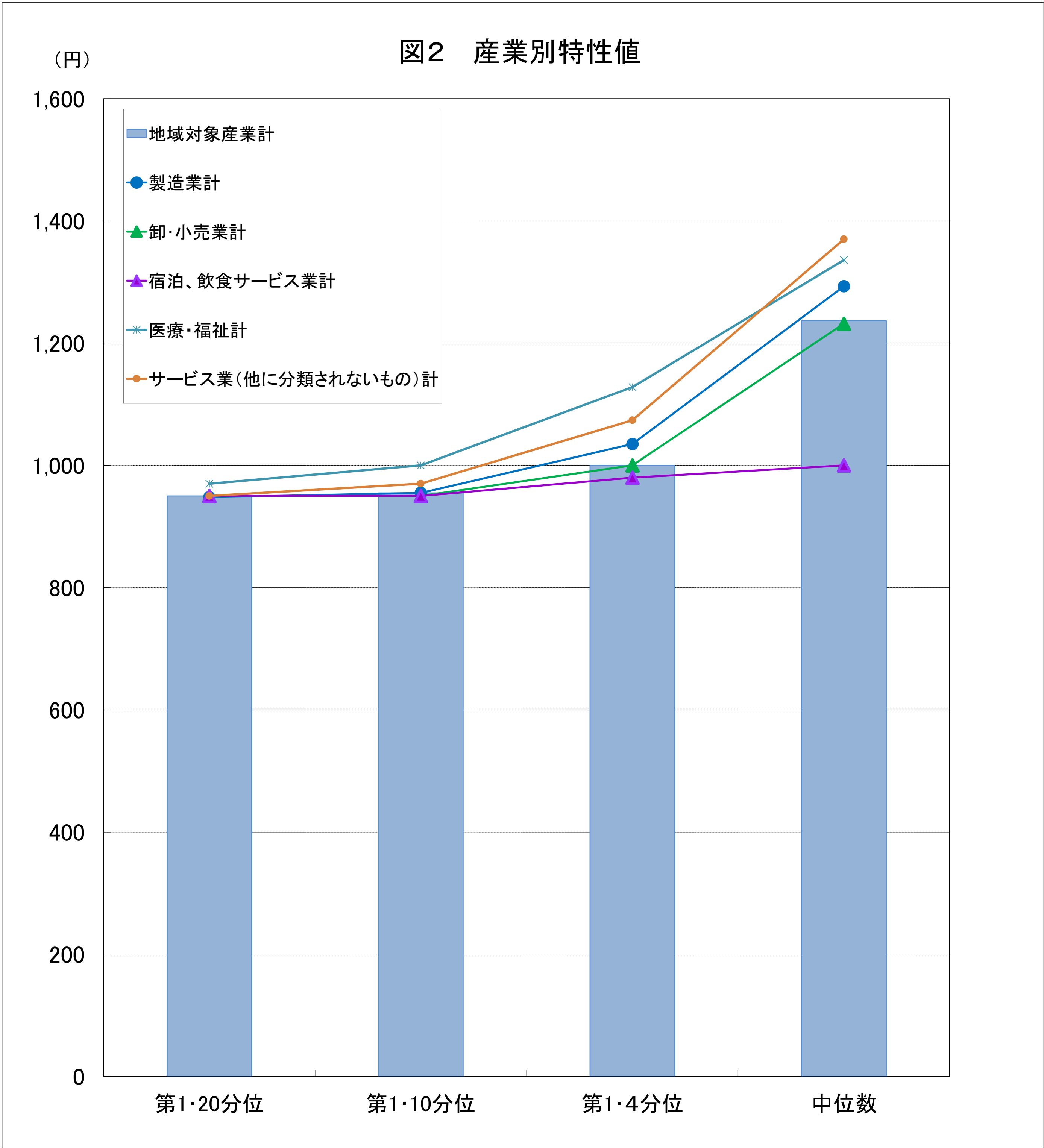


表4 産業別特性値

	地域対象産業計	製造業計	卸・小売業計	宿泊、 飲食サービス業計	医療・福祉計	サービス業(他に分類されないもの)計
第 1 ・ 20 分 位	1,000	998	1,000	1,000	1,005	1,000
第 1 ・ 10 分 位	1,000	1,000	1,010	1,000	1,050	1,000
第 1 ・ 4 分 位	1,071	1,093	1,079	1,030	1,130	1,141
中 位 数	1,285	1,281	1,273	1,100	1,340	1,416

3 特性値の前年度との比較

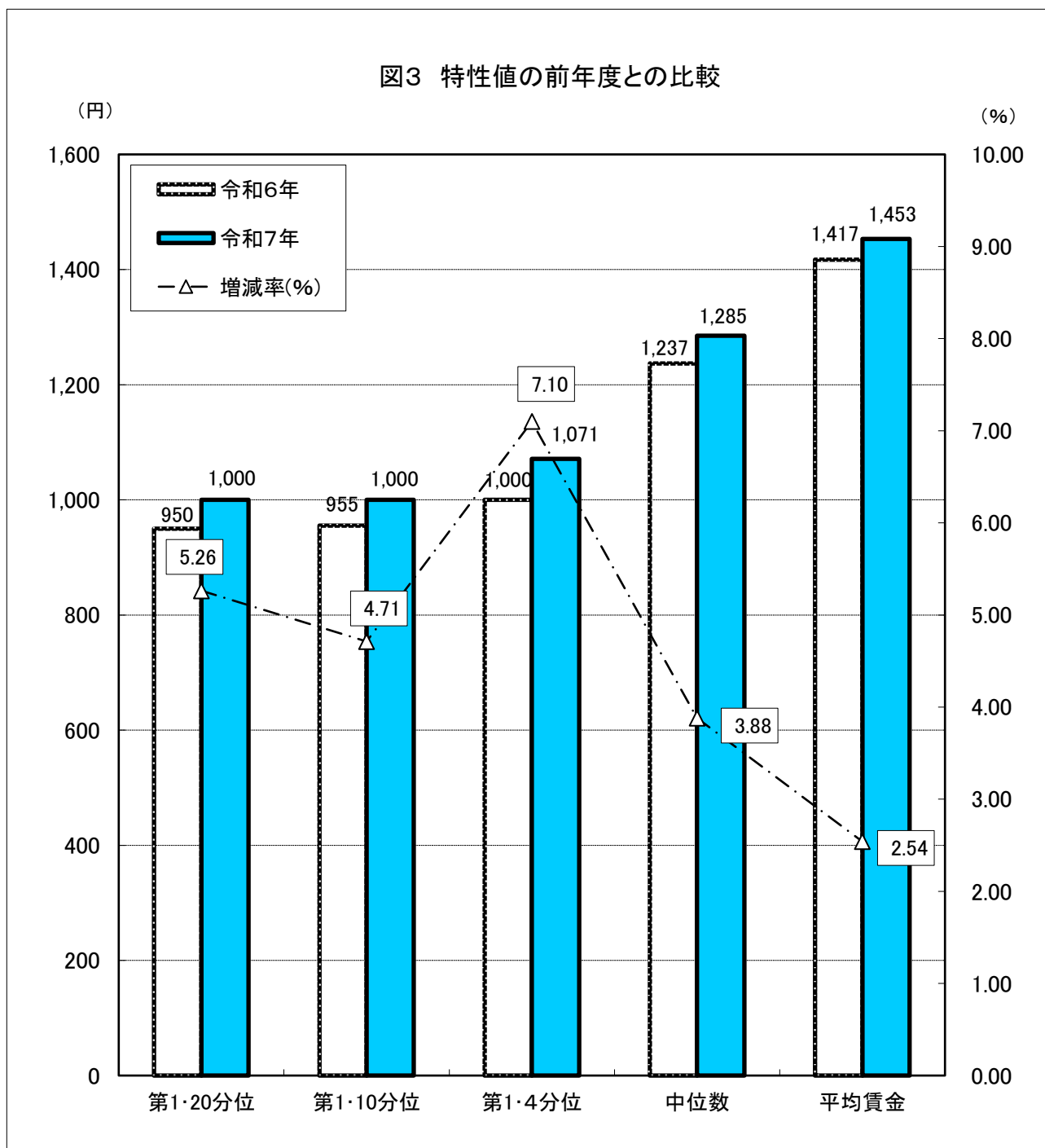


表5 特性値の前年度との比較

特性値	令和6年	令和7年	増減率(%)
第 1 ・ 20 分 位	950	1,000	5.26
第 1 ・ 10 分 位	955	1,000	4.71
第 1 ・ 4 分 位	1,000	1,071	7.10
中 位 数	1,237	1,285	3.88
平 均 賃 金	1,417	1,453	2.54

※ 各特性値は、地域別最低賃金対象産業計の値である。

富山県最低賃金改正による影響率

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	累積労働者数 (累積構成比)	規模別		
		1～9人	10～29人	30～99人
計	160,169	64,704	75,187	20,278
円	3,218	1,652	991	575
997	(2.0)	(2.6)	(1.3)	(2.8)
998	6,056	3,037	1,172	1,846
	(3.8)	(4.7)	(1.6)	(9.1)
999	6,056	3,037	1,172	1,846
	(3.8)	(4.7)	(1.6)	(9.1)
1,000	16,582	8,198	5,449	2,935
	(10.4)	(12.7)	(7.2)	(14.5)
1,001	16,614	8,198	5,481	2,935
	(10.4)	(12.7)	(7.3)	(14.5)
1,002	16,614	8,198	5,481	2,935
	(10.4)	(12.7)	(7.3)	(14.5)
1,003	16,886	8,379	5,481	3,026
	(10.5)	(12.9)	(7.3)	(14.9)
1,004	17,101	8,413	5,481	3,208
	(10.7)	(13.0)	(7.3)	(15.8)
1,005	17,303	8,554	5,481	3,268
	(10.8)	(13.2)	(7.3)	(16.1)
1,006	17,337	8,588	5,481	3,268
	(10.8)	(13.3)	(7.3)	(16.1)
1,007	17,422	8,613	5,481	3,329
	(10.9)	(13.3)	(7.3)	(16.4)
1,008	17,468	8,613	5,527	3,329
	(10.9)	(13.3)	(7.4)	(16.4)
1,009	17,960	8,718	5,913	3,329
	(11.2)	(13.5)	(7.9)	(16.4)
1,010	20,374	9,854	6,889	3,631
	(12.7)	(15.2)	(9.2)	(17.9)
1,011	20,497	9,854	6,921	3,722
	(12.8)	(15.2)	(9.2)	(18.4)
1,012	20,531	9,888	6,921	3,722
	(12.8)	(15.3)	(9.2)	(18.4)
1,013	20,591	9,917	6,921	3,752
	(12.9)	(15.3)	(9.2)	(18.5)
1,014	20,621	9,917	6,921	3,783
	(12.9)	(15.3)	(9.2)	(18.7)

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	累積労働者数 (累積構成比)	規模別		
		1～9人	10～29人	30～99人
1,015	21,031 (13.1)	9,978 (15.4)	7,180 (9.5)	3,873 (19.1)
1,016	21,031 (13.1)	9,978 (15.4)	7,180 (9.5)	3,873 (19.1)
1,017	21,109 (13.2)	10,056 (15.5)	7,180 (9.5)	3,873 (19.1)
1,018	21,316 (13.3)	10,172 (15.7)	7,180 (9.5)	3,964 (19.5)
1,019	21,591 (13.5)	10,383 (16.0)	7,244 (9.6)	3,964 (19.5)
1,020	23,258 (14.5)	10,796 (16.7)	8,468 (11.3)	3,994 (19.7)
1,021	23,326 (14.6)	10,831 (16.7)	8,500 (11.3)	3,994 (19.7)
1,022	23,610 (14.7)	10,992 (17.0)	8,593 (11.4)	4,025 (19.8)
1,023	24,058 (15.0)	11,409 (17.6)	8,593 (11.4)	4,055 (20.0)
1,024	24,088 (15.0)	11,409 (17.6)	8,593 (11.4)	4,085 (20.1)
1,025	24,337 (15.2)	11,523 (17.8)	8,728 (11.6)	4,085 (20.1)
1,026	24,460 (15.3)	11,600 (17.9)	8,775 (11.7)	4,085 (20.1)
1,027	24,523 (15.3)	11,663 (18.0)	8,775 (11.7)	4,085 (20.1)
1,028	24,767 (15.5)	11,702 (18.1)	8,980 (11.9)	4,085 (20.1)
1,029	24,767 (15.5)	11,702 (18.1)	8,980 (11.9)	4,085 (20.1)
1,030	26,774 (16.7)	12,500 (19.3)	9,916 (13.2)	4,357 (21.5)
1,031	26,809 (16.7)	12,536 (19.4)	9,916 (13.2)	4,357 (21.5)
1,032	26,942 (16.8)	12,638 (19.5)	9,916 (13.2)	4,388 (21.6)
1,033	27,087 (16.9)	12,706 (19.6)	9,963 (13.3)	4,418 (21.8)
1,034	27,181 (17.0)	12,735 (19.7)	10,028 (13.3)	4,418 (21.8)

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	累積労働者数 (累積構成比)	規模別		
		1～9人	10～29人	30～99人
1,035	27,616 (17.2)	12,769 (19.7)	10,399 (13.8)	4,448 (21.9)
1,036	27,657 (17.3)	12,810 (19.8)	10,399 (13.8)	4,448 (21.9)
1,037	27,878 (17.4)	12,845 (19.9)	10,585 (14.1)	4,448 (21.9)
1,038	28,078 (17.5)	12,998 (20.1)	10,631 (14.1)	4,448 (21.9)
1,039	28,117 (17.6)	13,037 (20.1)	10,631 (14.1)	4,448 (21.9)
1,040	28,680 (17.9)	13,392 (20.7)	10,839 (14.4)	4,448 (21.9)
1,041	28,739 (17.9)	13,421 (20.7)	10,839 (14.4)	4,478 (22.1)
1,042	28,739 (17.9)	13,421 (20.7)	10,839 (14.4)	4,478 (22.1)
1,043	28,855 (18.0)	13,491 (20.8)	10,886 (14.5)	4,478 (22.1)
1,044	28,889 (18.0)	13,491 (20.8)	10,920 (14.5)	4,478 (22.1)
1,045	29,170 (18.2)	13,646 (21.1)	10,985 (14.6)	4,539 (22.4)
1,046	29,170 (18.2)	13,646 (21.1)	10,985 (14.6)	4,539 (22.4)
1,047	29,170 (18.2)	13,646 (21.1)	10,985 (14.6)	4,539 (22.4)
1,048	29,461 (18.4)	13,646 (21.1)	11,245 (15.0)	4,569 (22.5)
1,049	29,541 (18.4)	13,646 (21.1)	11,326 (15.1)	4,569 (22.5)
1,050	35,289 (22.0)	15,551 (24.0)	14,987 (19.9)	4,751 (23.4)
1,051	35,638 (22.3)	15,609 (24.1)	15,278 (20.3)	4,751 (23.4)
1,052	35,701 (22.3)	15,673 (24.2)	15,278 (20.3)	4,751 (23.4)
1,053	35,762 (22.3)	15,673 (24.2)	15,278 (20.3)	4,811 (23.7)
1,054	35,794 (22.3)	15,673 (24.2)	15,310 (20.4)	4,811 (23.7)

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	累積労働者数 (累積構成比)	規模別		
		1～9人	10～29人	30～99人
1,055	36,058 (22.5)	15,774 (24.4)	15,442 (20.5)	4,842 (23.9)
1,056	36,096 (22.5)	15,813 (24.4)	15,442 (20.5)	4,842 (23.9)
1,057	36,355 (22.7)	15,991 (24.7)	15,522 (20.6)	4,842 (23.9)
1,058	36,534 (22.8)	16,071 (24.8)	15,621 (20.8)	4,842 (23.9)
1,059	36,610 (22.9)	16,071 (24.8)	15,668 (20.8)	4,872 (24.0)
1,060	37,802 (23.6)	16,584 (25.6)	16,315 (21.7)	4,902 (24.2)
1,061	37,900 (23.7)	16,650 (25.7)	16,349 (21.7)	4,902 (24.2)
1,062	38,035 (23.7)	16,688 (25.8)	16,414 (21.8)	4,932 (24.3)
1,063	38,280 (23.9)	16,824 (26.0)	16,493 (21.9)	4,963 (24.5)
1,064	38,317 (23.9)	16,862 (26.1)	16,493 (21.9)	4,963 (24.5)
1,065	38,605 (24.1)	16,865 (26.1)	16,657 (22.2)	5,084 (25.1)
1,066	38,669 (24.1)	16,928 (26.2)	16,657 (22.2)	5,084 (25.1)
1,067	39,128 (24.4)	17,006 (26.3)	16,978 (22.6)	5,144 (25.4)
1,068	39,379 (24.6)	17,129 (26.5)	17,045 (22.7)	5,205 (25.7)
1,069	39,379 (24.6)	17,129 (26.5)	17,045 (22.7)	5,205 (25.7)
1,070	39,867 (24.9)	17,406 (26.9)	17,257 (23.0)	5,205 (25.7)
1,071	40,150 (25.1)	17,522 (27.1)	17,423 (23.2)	5,205 (25.7)
1,072	40,257 (25.1)	17,522 (27.1)	17,469 (23.2)	5,265 (26.0)
1,073	40,388 (25.2)	17,561 (27.1)	17,502 (23.3)	5,326 (26.3)
1,074	40,419 (25.2)	17,561 (27.1)	17,502 (23.3)	5,356 (26.4)

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	累積労働者数 (累積構成比)	規模別		
		1～9人	10～29人	30～99人
1,075	40,488 (25.3)	17,600 (27.2)	17,502 (23.3)	5,386 (26.6)
1,076	40,564 (25.3)	17,676 (27.3)	17,502 (23.3)	5,386 (26.6)
1,077	40,689 (25.4)	17,676 (27.3)	17,566 (23.4)	5,447 (26.9)
1,078	40,689 (25.4)	17,676 (27.3)	17,566 (23.4)	5,447 (26.9)
1,079	40,865 (25.5)	17,679 (27.3)	17,678 (23.5)	5,507 (27.2)
1,080	41,634 (26.0)	17,923 (27.7)	18,173 (24.2)	5,538 (27.3)

集計産業：1.製造業2.新聞業、出版業3.卸売業、小売業4.学術研究、専門・技術
サービス業5.宿泊業、飲食サービス業6.生活関連サービス業、娯楽業7.医療、福祉
8.サービス業（他に分類されないもの）

富山県最低賃金改正による影響率の推移

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
改正額 (引上げ額)	849円 (1円)	877円 (28円)	908円 (31円)	948円 (40円)	998円 (50円)
影響率	2.3%	13.5%	14.9%	17.1%	19.4%

令和 7 年賃金改定状況調査結果

< 調査の概要 >

1. 調査の地域 全国

2. 調査産業 日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づく次の産業

- (ア) 製造業
- (イ) 卸売業，小売業
- (ウ) 学術研究，専門・技術サービス業
- (エ) 宿泊業，飲食サービス業
- (オ) 生活関連サービス業，娯楽業
- (カ) 医療，福祉
- (キ) サービス業（他に分類されないもの）

3. 調査事業所

(1) 数 16,486 事業所

(2) 選定の方法

事業所母集団データベース（令和 4 年次フレーム）を母集団とし、常用労働者数が 30 人未満の企業に属する民営事業所から、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において 1 人 1 時間あたり賃金上昇率の標準誤差が 0.20% となるよう標本サイズを決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記 2 に掲げる 7 つの産業で、事業所規模は 1～9 人と 10～29 人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	5,813	1,560	26.8%
B ランク	6,334	1,992	31.4%
C ランク	4,339	1,428	32.9%
合計	16,486	4,980	30.2%

4. 集計労働者 31,297 人

（うち、令和 6 年 6 月と令和 7 年 6 月の両方に在籍していた労働者は 25,932 人（82.9%））

5. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

(1) 事業所に関する事項

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和 7 年 6 月 1 日現在〕
- ロ 事業所の労働者数〔令和 7 年 6 月 1 日現在〕
- ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の 1 日の所定労働時間数〔令和 7 年 6 月分〕
- ニ 事業所の年間所定労働日数〔令和 5 年度分、令和 6 年度分〕
- ホ 賃金改定の状況〔令和 7 年 1 月～6 月〕

(2) 労働者に関する事項

- イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和 7 年 6 月 1 日現在〕
- ロ 賃金形態〔令和 6 年 6 月分、令和 7 年 6 月分〕
- ハ 基本給額、諸手当〔令和 6 年 6 月分、令和 7 年 6 月分（見込額）〕
- ニ 月間所定労働日数、1 日の所定労働時間数〔令和 6 年 6 月分、令和 7 年 6 月分〕

6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第1表 賃金改定実施状況別事業所割合

(%)

ランク	産業計					製造業					卸売業、小売業					学術研究、専門・技術サービス業				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	
				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	50.3	0.5	24.9	24.3	100.0	54.8	0.7	28.1	16.3	100.0	47.8	0.2	26.9	25.1	100.0	54.8	0.9	18.1	26.2
B	100.0	48.8	0.9	28.4	21.9	100.0	56.3	1.3	25.0	17.4	100.0	44.7	0.5	28.4	26.4	100.0	53.0	2.5	25.6	18.8
C	100.0	47.5	0.8	25.8	25.8	100.0	40.6	0.0	30.0	29.4	100.0	43.2	0.1	27.7	29.0	100.0	55.2	1.5	19.0	24.3
計	100.0	49.2	0.8	26.7	23.4	100.0	54.2	0.9	26.7	18.1	100.0	45.6	0.4	27.8	26.3	100.0	54.1	1.6	21.2	23.1
R6年	100.0	42.8	0.7	40.1	16.4	100.0	44.7	1.2	37.1	16.9	100.0	41.1	0.8	41.6	16.5	100.0	50.6	0.3	32.7	16.4

ランク	宿泊業、飲食サービス業					生活関連サービス業、娯楽業					医療、福祉					サービス業（他に分類されないもの）				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	
				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	38.9	0.0	29.7	31.4	100.0	38.5	0.8	28.3	32.4	100.0	63.9	0.4	17.2	18.6	100.0	54.0	1.7	22.3	21.9
B	100.0	36.9	0.3	33.9	28.8	100.0	31.8	0.4	43.2	24.6	100.0	69.8	0.6	14.0	15.6	100.0	52.2	1.9	32.2	13.7
C	100.0	34.9	0.0	29.8	35.2	100.0	50.3	0.4	32.4	16.9	100.0	71.4	3.2	10.3	15.1	100.0	50.1	2.0	28.2	19.6
計	100.0	37.4	0.2	31.7	30.7	100.0	36.8	0.5	35.8	26.8	100.0	67.5	0.9	14.9	16.8	100.0	52.6	1.9	28.2	17.4
R6年	100.0	31.2	0.4	49.7	18.8	100.0	30.3	0.9	54.5	14.3	100.0	62.9	0.2	20.5	16.4	100.0	40.9	0.8	44.2	14.0

第2表 事業所の平均賃金改定率

(%)

ランク	賃金引上げ実施事業所								賃金引下げ実施事業所								賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計							
	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)
A	4.0	5.0	4.1	3.6	2.7	4.7	3.4	4.5	-12.2	-12.4	-8.5	-14.3		-25.0	-3.1	-10.0	1.9	2.7	1.9	1.8	1.1	1.5	2.2	2.2
B	5.2	4.9	5.5	4.7	6.2	5.4	4.1	6.2	-8.4	-4.3	-13.9	-16.4	-3.9	-0.0	-0.3	-6.9	2.5	2.7	2.4	2.1	2.3	1.7	2.8	3.1
C	4.8	4.9	4.4	3.2	4.8	10.0	3.8	4.9	-9.5		-53.3	-10.0		-14.2	-3.4	-13.1	2.2	2.0	1.8	1.6	1.7	5.0	2.6	2.2
計	4.7	5.0	4.8	4.0	4.7	5.9	3.8	5.4	-9.6	-6.7	-14.3	-15.2	-3.9	-15.9	-2.3	-8.8	2.2	2.6	2.1	1.9	1.7	2.1	2.5	2.7
R 6 年	4.6	4.3	5.0	4.5	4.7	5.3	3.9	4.5	-11.1	-10.2	-17.5	-12.3	-1.1	-6.6	-22.8	-0.8	1.9	1.8	1.9	2.3	1.5	1.5	2.4	1.8

(注) 空欄は該当する数値がないことを示す。

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業			
	第1・ 四分位数	中位数	第3・ 四分位数	分散係数	第1・ 四分位数	中位数	第3・ 四分位数	分散係数	第1・ 四分位数	中位数	第3・ 四分位数	分散係数	第1・ 四分位数	中位数	第3・ 四分位数	分散係数
	(Q1)	(Q2)	(Q3)		(Q1)	(Q2)	(Q3)		(Q1)	(Q2)	(Q3)		(Q1)	(Q2)	(Q3)	
A	1.5%	2.5%	5.0%	0.70	2.0%	3.0%	4.8%	0.47	1.5%	3.0%	5.0%	0.58	2.0%	2.7%	5.0%	0.56
B	1.6	3.1	5.4	0.61	1.8	3.4	5.1	0.49	1.6	3.1	5.0	0.55	1.8	3.5	4.9	0.44
C	1.4	3.3	6.0	0.70	2.4	4.5	6.0	0.40	1.5	3.1	6.3	0.77	1.4	2.8	3.9	0.45
計	1.5	3.0	5.0	0.58	2.0	3.2	5.1	0.48	1.5	3.1	5.1	0.58	2.0	2.9	4.9	0.50
	R6年	1.6	3.2	5.2	0.56	1.6	3.0	5.0	0.57	1.7	3.4	5.3	0.53	2.0	3.5	5.2

ランク	宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	第1・ 四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・ 四分位数 (Q3)	分散係数	第1・ 四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・ 四分位数 (Q3)	分散係数	第1・ 四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・ 四分位数 (Q3)	分散係数	第1・ 四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・ 四分位数 (Q3)	分散係数
	%	%	%		%	%	%		%	%	%		%	%	%	
A	1.0	1.6	3.0	0.63	1.0	3.5	8.0	1.00	1.0	2.4	4.3	0.69	1.2	3.0	5.0	0.63
B	1.0	3.8	10.1	1.20	1.1	3.8	8.5	0.97	1.2	2.7	5.0	0.70	1.2	3.0	5.5	0.72
C	1.1	5.0	6.6	0.55	2.5	3.9	5.8	0.42	1.0	2.3	5.0	0.87	2.4	4.0	6.0	0.45
計	1.0	2.5	6.0	1.00	1.1	3.8	8.0	0.91	1.1	2.5	4.9	0.76	1.3	3.0	5.3	0.67
	R 6 年	1.2	4.0	6.7	0.69	1.5	3.5	8.0	0.93	1.4	2.7	5.0	0.67	1.7	3.3	5.0

(注) 1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

$$2 \text{ 分散係数} = \frac{\text{第3・四分位数 (Q3)} - \text{第1・四分位数 (Q1)}}{\text{中位数 (Q2)}} \times 1/2$$

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

(円、%)

性 ランク		産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	
		R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年
男 女 計	A	1,650	1,685	2.1	2.2	1,594	1,619	1.6	1.9	1,697	1,744	2.8	1.8	1,955	1,980	1.3	2.0	1,372	1,404	2.3	3.6	1,499	1,495	-0.3	2.2	1,665	1,704	2.3	2.5	1,784	1,834	2.8	1.6
	B	1,423	1,464	2.9	2.4	1,438	1,470	2.2	2.6	1,437	1,479	2.9	2.3	1,715	1,747	1.9	1.1	1,177	1,215	3.2	2.2	1,387	1,402	1.1	3.1	1,444	1,501	3.9	2.2	1,517	1,559	2.8	2.6
	C	1,300	1,339	3.0	2.7	1,252	1,287	2.8	3.4	1,332	1,368	2.7	2.2	1,612	1,629	1.1	3.1	1,093	1,141	4.4	2.1	1,206	1,232	2.2	3.5	1,331	1,375	3.3	3.3	1,387	1,432	3.2	2.4
	計	1,499	1,537	2.5	2.3	1,478	1,508	2.0	2.3	1,524	1,567	2.8	2.1	1,826	1,852	1.4	1.8	1,240	1,277	3.0	2.8	1,411	1,420	0.6	2.7	1,519	1,566	3.1	2.4	1,608	1,654	2.9	2.1
男	A	1,845	1,875	1.6	1.9	1,740	1,760	1.1	1.4	1,909	1,953	2.3	2.0	2,143	2,164	1.0	1.6	1,493	1,519	1.7	4.2	1,666	1,648	-1.1	0.1	1,929	1,923	-0.3	4.1	2,009	2,069	3.0	1.5
	B	1,635	1,664	1.8	1.7	1,628	1,654	1.6	2.3	1,651	1,690	2.4	1.8	2,007	2,015	0.4	0.9	1,345	1,381	2.7	0.1	1,615	1,606	-0.6	2.1	1,644	1,657	0.8	-1.0	1,662	1,690	1.7	2.1
	C	1,452	1,486	2.3	3.0	1,446	1,479	2.3	3.2	1,469	1,500	2.1	2.2	1,796	1,808	0.7	2.9	1,210	1,271	5.0	4.2	1,391	1,395	0.3	4.5	1,449	1,489	2.8	3.2	1,449	1,493	3.0	3.1
	計	1,699	1,729	1.8	1.9	1,658	1,682	1.4	2.0	1,726	1,766	2.3	2.0	2,053	2,067	0.7	1.5	1,389	1,425	2.6	2.5	1,610	1,599	-0.7	1.5	1,739	1,748	0.5	1.8	1,764	1,806	2.4	1.9
女	A	1,505	1,544	2.6	2.5	1,326	1,356	2.3	3.2	1,503	1,552	3.3	1.7	1,783	1,807	1.3	2.6	1,306	1,339	2.5	3.1	1,400	1,406	0.4	3.3	1,621	1,667	2.8	2.2	1,503	1,545	2.8	1.8
	B	1,275	1,323	3.8	2.9	1,194	1,235	3.4	3.2	1,236	1,281	3.6	2.8	1,482	1,532	3.4	1.5	1,105	1,144	3.5	3.1	1,254	1,285	2.5	4.0	1,416	1,478	4.4	2.6	1,293	1,352	4.6	3.5
	C	1,199	1,240	3.4	2.6	1,038	1,078	3.9	3.5	1,207	1,248	3.4	2.2	1,402	1,421	1.4	3.4	1,040	1,080	3.8	1.5	1,104	1,141	3.4	3.3	1,312	1,358	3.5	3.2	1,275	1,320	3.5	2.6
	計	1,356	1,399	3.2	2.7	1,219	1,256	3.0	3.2	1,336	1,382	3.4	2.3	1,625	1,659	2.1	2.2	1,170	1,207	3.2	2.9	1,295	1,317	1.7	3.6	1,484	1,538	3.6	2.6	1,383	1,433	3.6	2.7

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

(円、%)

就業 形態	ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	
		R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年
一般 パート 計	A	1,650	1,685	2.1	2.2	1,594	1,619	1.6	1.9	1,697	1,744	2.8	1.8	1,955	1,980	1.3	2.0	1,372	1,404	2.3	3.6	1,499	1,495	-0.3	2.2	1,665	1,704	2.3	2.5	1,784	1,834	2.8	1.6
	B	1,423	1,464	2.9	2.4	1,438	1,470	2.2	2.6	1,437	1,479	2.9	2.3	1,715	1,747	1.9	1.1	1,177	1,215	3.2	2.2	1,387	1,402	1.1	3.1	1,444	1,501	3.9	2.2	1,517	1,559	2.8	2.6
	C	1,300	1,339	3.0	2.7	1,252	1,287	2.8	3.4	1,332	1,368	2.7	2.2	1,612	1,629	1.1	3.1	1,093	1,141	4.4	2.1	1,206	1,232	2.2	3.5	1,331	1,375	3.3	3.3	1,387	1,432	3.2	2.4
	計	1,499	1,537	2.5	2.3	1,478	1,508	2.0	2.3	1,524	1,567	2.8	2.1	1,826	1,852	1.4	1.8	1,240	1,277	3.0	2.8	1,411	1,420	0.6	2.7	1,519	1,566	3.1	2.4	1,608	1,654	2.9	2.1
一般	A	1,831	1,870	2.1	2.2	1,702	1,727	1.5	1.5	1,936	1,991	2.8	1.7	2,023	2,052	1.4	2.4	1,623	1,663	2.5	5.4	1,697	1,664	-1.9	2.2	1,782	1,827	2.5	2.9	1,890	1,958	3.6	1.8
	B	1,594	1,634	2.5	1.8	1,551	1,584	2.1	2.2	1,633	1,677	2.7	1.9	1,811	1,839	1.5	0.7	1,438	1,474	2.5	-1.3	1,546	1,551	0.3	1.1	1,529	1,590	4.0	1.9	1,663	1,704	2.5	2.5
	C	1,416	1,452	2.5	3.0	1,353	1,388	2.6	3.4	1,438	1,475	2.6	2.9	1,649	1,658	0.5	2.9	1,285	1,350	5.1	1.8	1,336	1,355	1.4	2.0	1,398	1,434	2.6	3.5	1,442	1,489	3.3	3.0
	計	1,667	1,706	2.3	2.1	1,590	1,621	1.9	2.1	1,723	1,771	2.8	1.9	1,901	1,928	1.4	1.8	1,498	1,541	2.9	2.1	1,582	1,574	-0.5	1.6	1,601	1,652	3.2	2.5	1,732	1,783	2.9	2.3
パート	A	1,354	1,383	2.1	2.2	1,247	1,269	1.8	3.8	1,290	1,325	2.7	1.9	1,640	1,644	0.2	0.2	1,238	1,265	2.2	2.6	1,199	1,238	3.3	2.0	1,545	1,579	2.2	2.0	1,414	1,401	-0.9	1.0
	B	1,182	1,223	3.5	3.5	1,141	1,173	2.8	4.3	1,145	1,185	3.5	3.5	1,333	1,378	3.4	3.4	1,075	1,114	3.6	3.6	1,124	1,155	2.8	5.4	1,337	1,388	3.8	2.7	1,288	1,331	3.3	2.7
	C	1,081	1,125	4.1	2.2	972	1,011	4.0	3.4	1,098	1,133	3.2	0.7	1,387	1,448	4.4	5.1	1,012	1,053	4.1	2.4	1,004	1,042	3.8	5.9	1,193	1,253	5.0	2.7	1,145	1,180	3.1	-0.8
	計	1,237	1,273	2.9	2.8	1,160	1,189	2.5	3.8	1,195	1,232	3.1	2.5	1,488	1,512	1.6	1.6	1,125	1,160	3.1	3.2	1,141	1,175	3.0	4.1	1,416	1,460	3.1	2.4	1,315	1,342	2.1	1.5

第４表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和６年６月と令和７年６月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

（円、％）

性 就業 形態 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		
	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	
計	A	1,666	1,714	2.9	2.7	1,594	1,632	2.4	2.7	1,723	1,772	2.8	2.5	1,974	2,017	2.2	2.7	1,395	1,435	2.9	3.4	1,511	1,567	3.7	2.7	1,677	1,731	3.2	2.9	1,792	1,860	3.8	2.3
	B	1,432	1,480	3.4	2.9	1,441	1,483	2.9	2.9	1,447	1,496	3.4	3.0	1,732	1,791	3.4	1.7	1,185	1,231	3.9	3.0	1,395	1,428	2.4	3.4	1,454	1,517	4.3	2.8	1,522	1,568	3.0	2.8
	C	1,304	1,351	3.6	3.1	1,262	1,303	3.2	3.6	1,333	1,383	3.8	2.7	1,613	1,652	2.4	3.2	1,102	1,150	4.4	1.9	1,195	1,241	3.8	4.5	1,334	1,381	3.5	3.9	1,393	1,448	3.9	2.7
	計	1,509	1,558	3.2	2.8	1,481	1,521	2.7	2.9	1,539	1,588	3.2	2.8	1,842	1,891	2.7	2.4	1,254	1,298	3.5	3.0	1,418	1,463	3.2	3.2	1,528	1,586	3.8	3.0	1,614	1,670	3.5	2.5
男	A	1,864	1,914	2.7	2.5	1,741	1,778	2.1	2.5	1,941	1,993	2.7	2.5	2,153	2,201	2.2	2.1	1,526	1,579	3.5	3.7	1,693	1,743	3.0	1.5	1,950	1,985	1.8	2.9	2,023	2,098	3.7	2.2
	B	1,647	1,693	2.8	2.5	1,636	1,674	2.3	2.8	1,665	1,721	3.4	3.0	2,018	2,071	2.6	1.4	1,379	1,422	3.1	1.2	1,612	1,643	1.9	2.6	1,644	1,689	2.7	1.1	1,664	1,705	2.5	2.5
	C	1,458	1,507	3.4	3.1	1,459	1,498	2.7	3.6	1,466	1,518	3.5	2.9	1,803	1,839	2.0	2.5	1,244	1,292	3.9	4.0	1,378	1,432	3.9	4.7	1,445	1,499	3.7	2.8	1,456	1,512	3.8	2.7
	計	1,713	1,761	2.8	2.6	1,664	1,702	2.3	2.7	1,745	1,798	3.0	2.7	2,063	2,112	2.4	1.9	1,424	1,472	3.4	2.7	1,619	1,661	2.6	2.4	1,746	1,789	2.5	2.2	1,771	1,827	3.2	2.4
女	A	1,518	1,566	3.2	2.9	1,321	1,359	2.9	3.4	1,524	1,570	3.0	2.6	1,806	1,843	2.0	3.2	1,323	1,356	2.5	3.1	1,402	1,462	4.3	3.3	1,633	1,690	3.5	2.9	1,506	1,565	3.9	2.4
	B	1,281	1,332	4.0	3.2	1,193	1,239	3.9	3.3	1,242	1,284	3.4	3.1	1,499	1,562	4.2	2.1	1,104	1,151	4.3	3.8	1,268	1,303	2.8	3.9	1,426	1,492	4.6	3.1	1,300	1,355	4.2	3.4
	C	1,201	1,247	3.8	3.1	1,044	1,085	3.9	3.7	1,211	1,259	4.0	2.4	1,397	1,441	3.1	4.1	1,039	1,088	4.7	1.2	1,099	1,140	3.7	4.5	1,317	1,362	3.4	4.1	1,278	1,331	4.1	2.5
	計	1,364	1,413	3.6	3.1	1,217	1,260	3.5	3.4	1,348	1,392	3.3	2.7	1,642	1,690	2.9	2.9	1,174	1,217	3.7	3.2	1,301	1,347	3.5	3.7	1,495	1,554	3.9	3.1	1,388	1,444	4.0	2.9
一般	A	1,839	1,895	3.0	2.7	1,702	1,741	2.3	2.5	1,947	2,004	2.9	2.4	2,029	2,084	2.7	2.6	1,648	1,702	3.3	3.8	1,691	1,750	3.5	2.8	1,796	1,853	3.2	3.1	1,894	1,970	4.0	2.6
	B	1,599	1,651	3.3	2.6	1,558	1,599	2.6	2.7	1,637	1,692	3.4	3.0	1,824	1,884	3.3	1.5	1,439	1,490	3.5	1.4	1,544	1,576	2.1	2.0	1,538	1,608	4.6	2.5	1,664	1,715	3.1	2.7
	C	1,419	1,466	3.3	3.4	1,365	1,406	3.0	3.7	1,436	1,488	3.6	3.2	1,648	1,686	2.3	3.1	1,303	1,363	4.6	2.6	1,316	1,366	3.8	3.6	1,404	1,444	2.8	4.2	1,445	1,503	4.0	3.0
	計	1,673	1,726	3.2	2.8	1,595	1,635	2.5	2.7	1,731	1,786	3.2	2.8	1,910	1,965	2.9	2.3	1,511	1,565	3.6	2.7	1,577	1,622	2.9	2.5	1,612	1,672	3.7	3.0	1,735	1,798	3.6	2.7
パート	A	1,364	1,401	2.7	2.7	1,245	1,276	2.5	3.4	1,308	1,341	2.5	2.8	1,688	1,665	-1.4	2.4	1,249	1,282	2.6	3.1	1,204	1,257	4.4	2.5	1,549	1,600	3.3	2.6	1,417	1,456	2.8	1.1
	B	1,186	1,229	3.6	3.7	1,136	1,179	3.8	4.7	1,152	1,190	3.3	3.3	1,336	1,389	4.0	3.0	1,076	1,120	4.1	3.7	1,127	1,163	3.2	5.0	1,346	1,400	4.0	3.4	1,290	1,327	2.9	3.1
	C	1,080	1,127	4.4	2.4	970	1,009	4.0	3.7	1,101	1,146	4.1	1.4	1,404	1,456	3.7	3.3	1,010	1,053	4.3	1.6	1,000	1,039	3.9	6.1	1,185	1,246	5.1	3.0	1,150	1,194	3.8	1.3
	計	1,242	1,284	3.4	3.1	1,157	1,195	3.3	4.0	1,204	1,241	3.1	2.8	1,510	1,526	1.1	2.6	1,130	1,170	3.5	3.2	1,143	1,186	3.8	4.1	1,421	1,475	3.8	3.0	1,317	1,355	2.9	2.0

（資料注）第４表①、②の集計労働者31,297人のうち、本表の集計対象となる令和６年６月と令和７年６月の両方に在籍していた労働者は25,932人（82.9％）。

参考 1 賃金引上げの実施時期別事業所数割合

(%)

ランク	1～6月に 賃金引上げを 実施した事業所	賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して			
		変わらない	早 い	遅 い	その他
A	100.0	86.0	3.1	0.7	10.2
B	100.0	79.5	10.3	1.3	8.8
C	100.0	79.2	10.7	1.0	9.1
計	100.0	82.1	7.4	1.1	9.4
	R 6 年	100.0	77.2	9.7	2.2

(注) 「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、
会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考２ 事由別賃金改定未実施事業所割合

(%)

ランク	産 業 計						製 造 業						卸売業、小売業						学術研究、専門・技術サービス業					
	計	事由 1	事由 2	事由 3	事由 4	事由 5	計	事由 1	事由 2	事由 3	事由 4	事由 5	計	事由 1	事由 2	事由 3	事由 4	事由 5	計	事由 1	事由 2	事由 3	事由 4	事由 5
A	100.0	33.8	5.5	14.5	36.0	10.1	100.0	25.5	4.8	18.9	44.4	6.4	100.0	33.7	3.9	15.1	36.5	10.7	100.0	36.5	9.7	11.0	29.9	12.9
B	100.0	32.7	3.1	21.0	35.5	7.8	100.0	29.1	3.2	25.8	33.1	8.8	100.0	40.8	2.5	16.1	35.8	4.9	100.0	31.8	0.6	11.7	46.0	10.0
C	100.0	35.9	5.4	17.2	32.9	8.7	100.0	41.4	3.7	8.9	41.7	4.4	100.0	36.9	3.4	20.8	28.1	10.8	100.0	36.6	9.4	12.1	31.7	10.2
計	100.0	33.5	4.3	18.0	35.3	8.8	100.0	29.1	3.9	20.9	38.8	7.3	100.0	37.7	3.1	16.4	34.9	7.8	100.0	34.7	6.1	11.4	36.4	11.5
R 6 年	100.0	18.9	2.9	17.2	53.7	7.3	100.0	23.7	2.2	15.3	53.4	5.4	100.0	20.1	2.7	17.8	53.8	5.5	100.0	19.5	5.1	11.8	54.8	8.8

ランク	宿泊業、飲食サービス業						生活関連サービス業、娯楽業						医療、福祉						サービス業（他に分類されないもの）					
	計	事由 1	事由 2	事由 3	事由 4	事由 5	計	事由 1	事由 2	事由 3	事由 4	事由 5	計	事由 1	事由 2	事由 3	事由 4	事由 5	計	事由 1	事由 2	事由 3	事由 4	事由 5
A	100.0	38.8	3.1	16.8	31.8	9.5	100.0	33.8	1.6	11.1	35.5	18.0	100.0	31.2	15.2	17.5	30.6	5.6	100.0	37.0	5.5	5.6	44.9	7.0
B	100.0	31.6	1.9	27.9	26.1	12.4	100.0	21.4	6.1	26.3	37.4	8.7	100.0	38.2	8.5	23.5	23.9	5.8	100.0	21.9	1.5	15.7	54.5	6.4
C	100.0	33.7	7.1	18.3	27.6	13.3	100.0	33.4	0.0	20.5	45.3	0.9	100.0	40.5	15.9	18.9	21.6	3.1	100.0	28.7	6.3	10.6	48.4	6.0
計	100.0	34.6	3.1	22.3	28.5	11.5	100.0	27.5	3.7	19.7	37.4	11.6	100.0	35.1	12.4	20.2	26.8	5.4	100.0	28.1	3.5	11.5	50.3	6.5
R 6 年	100.0	16.1	2.7	24.0	48.7	8.7	100.0	11.4	1.0	14.7	64.5	8.4	100.0	28.1	4.5	15.5	40.1	11.8	100.0	13.5	4.1	13.9	62.0	6.4

（注）事由 1 昨年同様、7月以降実施の予定
 事由 2 昨年は1～6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定
 事由 3 昨年は実施したが、今年は凍結の予定
 事由 4 昨年は実施していないし、今年も実施しない予定
 事由 5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

1 パートタイム労働者比率

(%)

令和6年	令和7年
39.2	39.6

2 男女別労働者数比率

(%)

	令和6年	令和7年
男性	41.6	41.6
女性	58.4	58.4

3 年間所定労働日数（事業所平均）

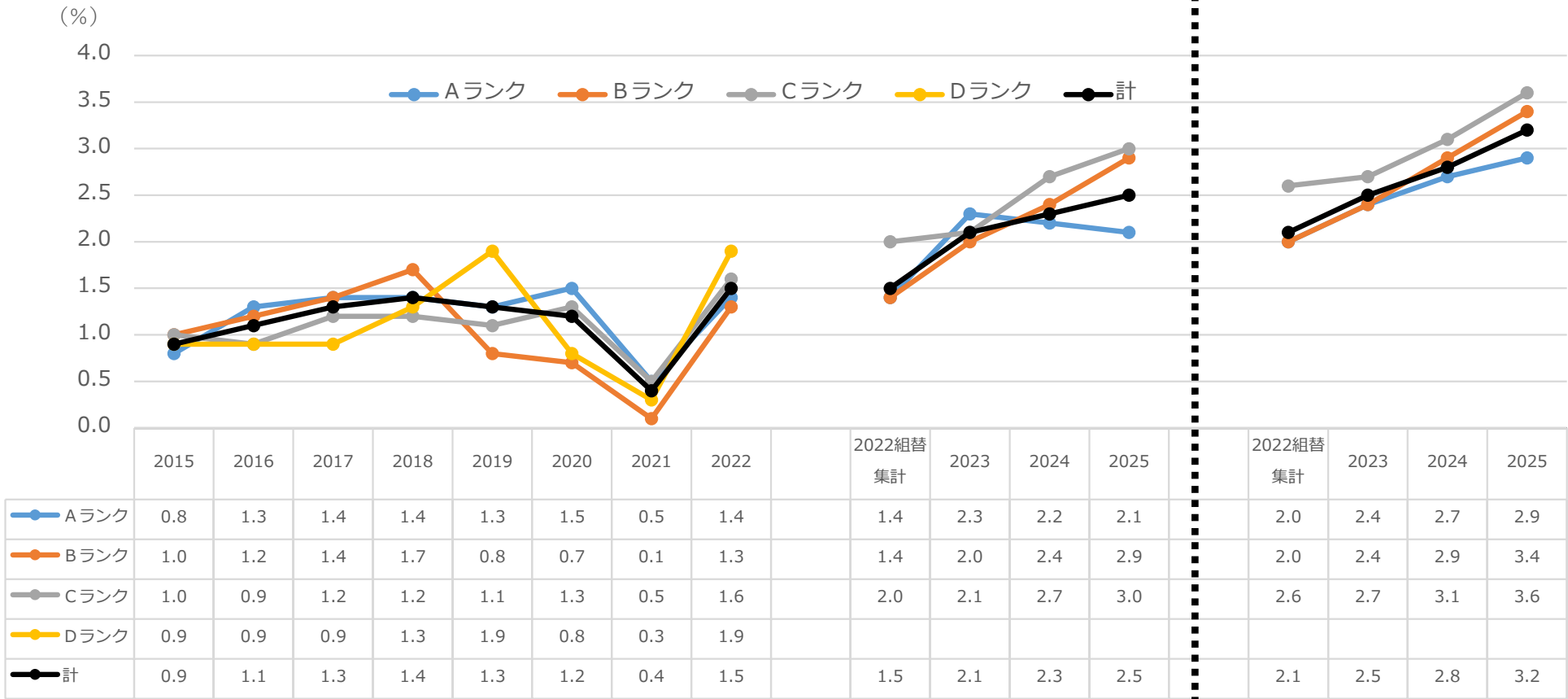
(日)

令和5年度	令和6年度
246.6	246.1

賃金改定状況調査結果第4表 ランク別賃金上昇率の推移

第4表①②

※第4表①は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）
※第4表②は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）



第4表③

※第4表③は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（前年6月と当年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

（資料出所）厚生労働省「賃金改定状況調査」
（注） 1. 各ランクは、各年における適用ランクである。
2. 「2022組替集計」のB及びCランクは、2022年調査の調査票情報を用いて2023年のランクに合わせて組み替え集計した結果である。

【参考】第4表(産業計の合計欄)拡大版

第4表①②(男女、一般・パートはBランクと計のみ抜粋)

就業形態 ランク		産業計			
		1時間当たり 賃金額(円)		賃金上昇率	
		R6年6月	R7年6月		R6年
計	A	1,650	1,685	2.1	2.2
	B	1,423	1,464	2.9	2.4
	C	1,300	1,339	3.0	2.7
	計	1,499	1,537	2.5	2.3
男	B	1,635	1,664	1.8	1.7
	計	1,699	1,729	1.8	1.9
女	B	1,275	1,323	3.8	2.9
	計	1,356	1,399	3.2	2.7
一般	B	1,594	1,634	2.5	1.8
	計	1,667	1,706	2.3	2.1
パート	B	1,182	1,223	3.5	3.5
	計	1,237	1,273	2.9	2.8

第4表③(男女、一般・パートはBランクと計のみ抜粋)

就業形態 ランク		産業計			
		1時間当たり 賃金額(円)		賃金上昇率	
		R6年6月	R7年6月		R6年
計	A	1,666	1,714	2.9	2.7
	B	1,432	1,480	3.4	2.9
	C	1,304	1,351	3.6	3.1
	計	1,509	1,558	3.2	2.8
男	B	1,647	1,693	2.8	2.5
	計	1,713	1,761	2.8	2.6
女	B	1,281	1,332	4.0	3.2
	計	1,364	1,413	3.6	3.1
一般	B	1,599	1,651	3.3	2.6
	計	1,673	1,726	3.2	2.8
パート	B	1,186	1,229	3.6	3.7
	計	1,242	1,284	3.4	3.1

令和 7 年春季賃上げ妥結等状況（富山県）

調 査 機 関	連 合 富 山	富 山 県 経 営 者 協 会
集 計 期 日	令和 7 年 6 月 18 日現在	令和 7 年 6 月 6 日（最終集計）
調 査 対 象	傘下組合	会員企業及び 県内主要企業
要 求 提 出 等	210 組合	—
要 求 額	加重平均 17,576 円 (6.39%)	— (— %)
妥 結 状 況	妥結組合数 192 組合	集計企業数 131 社
	加重平均 14,355 円 <u>改定率（ 5.23%）</u>	加重平均 14,206 円 <u>改定率（ 4.83%）</u>
（昨年 of 状況） 連合富山： 2024. 9. 18 集計結果 富山県経営者協会： 2024. 6. 14 集計結果	加重平均 13,039 円 改定率（ 4.96%）	加重平均 12,395 円 改定率（ 4.39%）

（参考）全国の状況

	連 合	経 団 連	日 商
妥 結 状 況	5.35% (組合員数 300 人未満 : 4.98%) 2025. 7. 3 集計	大手 : 5.38% ※原則 500 人以上 2025. 5. 22 集計	正社員 : 4.03% パート・アルバイト : 4.21% ※約 98%が 300 人未満 2025. 6. 4 発表

富タ協第 11 号
令和7年7月25日

富山地方最低賃金審議会
会長 柳原 佐智子 様

富山県タクシー協会
会長 土田 英喜

地域別最低賃金額改定の金額審議について（要望）

平素はハイヤー・タクシー事業の適正運営と乗務員の労働条件の改善にご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

ハイヤー・タクシー事業においては、令和2年2月以降のコロナ禍、そして令和3年秋頃からの急激な燃料価格の高騰などにより、事業継続のためやむなく借り入れた融資金の返済や、猶予措置を受けていた社会保険料の納付などが、今なお経営に重くのしかかっております。

地方創世の一担い手であり、地域住民の移動を支える地域公共交通機関のタクシー事業におきましても、徐々に回復基調にあるとはいえ、今なお大変厳しい経営状況にあります。

特に、県内における法人タクシー事業者は、車両数30両以下が約92%、全ての事業者が従業員数300人以下の企業となっており、事業者全てが中小零細企業です。

中小零細企業が賃上げの原資を確保するためには、労務費の増加分についての価格転嫁に取り組むことが重要となります。しかしながら、ハイヤー・タクシー事業の主たる収入である運賃は国による認可制であり、自助努力のみによって価格転嫁を行うことは非常に困難です。

中小零細企業にとって、コロナ禍、燃料費の高騰、円安による物価高などの影響は極めて甚大であって、今後も厳しい経営が続きます。

物価上昇下における賃金の引上げの必要性については理解しておりますが、急激な引上げによる人件費の増加は、経営収入の大本が認可運賃である中小零細のハイヤー・タクシー事業者にとって経営環境に与える影響が大きすぎます。

ハイヤー・タクシー事業者は、限られた財源の中で、労働者の労働条件向上の観点から、最大限の努力を尽くして賃金の支払を行っているところです。

貴会におかれましては、最低賃金法第9条第2項に定める、「地域別最低賃金は、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定める」という基本原則に基づいて、慎重のうえにも慎重なる御審議賜りますようお願いいたします。

何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。



2025年7月25日

富山地方最低賃金審議会
会長 柳原佐智子 様

全国一般労働組合全国協議会
中央執行委員長 大野 隆
レインボーユニオン
代表 山崎 武央
全国一般ランチュニオン
富山市向新庄 1383-5-201
委員長 伊藤 厚志

最低賃金の改正決定に関する意見書

この間の物価の高騰・高止まりは、労働者住民の生活を直撃し、厳しい困窮状態と化しています。米価は県内でも1年前に比べ約2倍（超）となっています。こうした状態から脱却するためには、最低賃金の大幅アップが不可欠です。

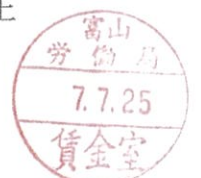
さらに、中小企業へのさまざまな支援策や環境整備も同時に必要と考えます。

すべての人が健康で文化的な最低限度の生活を営むことが保障されるように審議会には以下のことを強く求めます。

記

- 1 物価上昇を上回る最低賃金の引き上げを行うこと。主食である米の値上がりやエンゲル係数の上昇についても考慮すること。
- 2 地域間格差をなくすため、1,700円以上の最低賃金を実現すること。数年以内に実現できる目標を定めること。
- 3 公共部門労働者の賃金引き上げを念頭に置いて、最低賃金引き上げの議論を行うこと。
- 4 最低賃金の決定に係る答申に、国に対して、「助成金等の直接支援策」、「下請取引の適正化・価格転嫁に向けた環境整備」、「官公需における取引条件の改善」、「税・社会保険料の減免」、「就業調整の原因となる税・社会保険制度の見直し」を要望すること。
- 5 透明性と納得感の高い審議会運営を行うこと。

以 上



2025年7月28日

富山地方最低賃金審議会

会長 柳原 佐智子 様

富山県労働関係

議長 中

2025年度富山県最低賃金額改定の検討にあたっての意見

富山県内の労働者の労働条件の向上と経済の健全な発展に向けご尽力いただいている審議会委員の皆様には心からの敬意を表します。

さて、激しい物価高騰が続いています。コメの小売価格が若干下落したとはいえまだまだ高く、食料品値上の物価高騰への寄与度はG7の中でも日本が突出して高くなっています。2024年のエンゲル係数は28.3%で43年ぶりの高水準(富山市は28.0%)でしたが、所得が最も高い第10階級(平均年収1,496万円)で23.9%に対して、所得が最も低い第1階級(平均年収217万円)では33.8%と、所得水準が低いほどエンゲル係数が高くなっています。低所得の方々は、できるだけ安いものを選ぶしかなく、食の安全などを度外視して口に入れざるを得ず、閉塞感の中で追い詰められた生活を送っています。しかも、地方ほど物価水準に比べて所得が低くなっており、深刻さが増しています。

また、実質賃金が27年間に渡って下がり続けているのはOECDの中で日本だけであり、2024年の実質賃金はここ30年間で過去最低です。パート労働者の7割を占める女性の差別賃金は2023年でワースト2位となっており、最低賃金額も常勤労働者の総賃金の中央値に対する割合が47%と、OECD加盟国中5番目に低くなっています。

その一方で、財務省法人企業統計調査に基づく、資本金10億円以上の大企業の内部留保は2024年までの12年間で230兆円増え564兆円にも達し、1億円以上を持つ富裕層の金融資産は2023年までの12年間で2.5倍増となり、469兆円(野村総研)に達しています。これらの資産は、株の売買に回され、実質的な投資にすら回されることもなく滞留しています。明治安田総研は、2000年以降企業が出し惜しみの賃金は180兆円にのぼり、これがなければユーロ圏以上の経済成長があったと推計しています。

今、トランプ関税が世界中で恐怖と怒りを巻き起こしていますが、日本の関税が15%とされたとはいえ、経済のいっそうの停滞が予測されています。こうした時だからこそ、国民の賃金水準を上げ、内需主導の景気対策が必要となっています。

最低賃金の大幅引き上げはその最も効果的な対策といえるのではないのでしょうか。かつて、コロナが蔓延した際に、最低賃金を引きあげなかったのは主要先進国の中で日本だけでした。こうした過去にも学びながら、日本では近年、最低賃金が3~4%の水準で引上げられてきました。石破政権も、2020年代末までに最低賃金1500円(年間7.2%に相当)をしかけています。県内でも県議会を含めて6自治体議会で1500円の実現を入れた意見書を採択し、他にもこれまで1市を除いた全議会で中小企業支援と地域間格差の是正を求める意見書が採択されており、最低賃金引き上げの世論がますます高まっています。

以上の趣旨から、貴審議会におかれましては、①富山の最低賃金を早急に1500円水準に近づけるよう答申を出し、②全国一律最低賃金制度とするよう国に意見を届けていただきますようお願い申し上げます。





富山地方最低賃金審議会

会長 柳原 佐智子 様

富山県高等学校教職

執行委員長 中山

富山県最低賃金の大幅改善を求める意見書

労働者や若者の生活実態を踏まえて、最低賃金についてご審議いただいていることに敬意と謝意を表します。

さて、コメをはじめとする食料品や生活に必要な日用品の高騰が続き、先進諸国の中で唯一下がり続ける実質賃金が家庭の経済状況を悪化させ、高校生たちの学校生活と卒業後の将来にも大きな不安を広げています。県内の定時制・通信制高校には、一食300円の給食費が払えない、シューズ代や選手登録費が出せず部活動をあきらめざるを得ないなど、経済的な理由で学ぶ権利を侵害されている高校生が相当数存在しているのが実態です。公益社団法人チャンス・フォー・チルドレンの「子どもの『体験格差』実態調査最終報告書」では、低所得家庭の子どもの約3人に1人は1年を通じてスポーツや文化芸術活動、キャンプや旅行などの学校外の体験活動を「何もしていない」こと、その最大の理由が「経済的事情」であることが示されています。「貧困」に起因する子どもの学習権の阻害と進路保障の後退はますます深刻化しています。子ども・若者たちに明るい将来の展望を持たせるためにも、全体の4割に迫る非正規労働者も含めた賃金の底上げによる消費購買力の向上と貧困・格差の解消による景気回復は、国全体と地方に突き付けられている喫緊の課題です。

富山県の最低賃金は近年引上げられており、昨年は中央の目安どおり50円引上げの998円とされました。しかしこれではフルタイム働いても月175,648円・年収210万円で「ワーキングプア」ギリギリです。県立高校で生徒たちの学習と生活を支える会計年度任用職員の大半の方の時給は、昨年4月時点で996円、10月の最賃引上げによりそれを下回りました（12月の条例改正で4月に遡及して引上げ）。必要な仕事にもかかわらず低賃金を強いられている非正規を含む労働者の賃金は最低賃金に直結しており、その水準を大幅に引き上げることが、従事者の生活を守り担い手を確保するためには必須です。また、先進諸国で最低水準の最賃の要因となっている「地域別」を克服し、「全国一律」の最賃大幅引上げによる賃金底上げの実現は、労働者全体、とりわけ若年層や女性などの低賃金層の賃金改善に波及し、個人消費の活性化による景気回復と、地方からの若年世代の流出に歯止めをかけ、根本的・持続的な少子化対策としても有効です。

次代を担う子どもたちが夢に向かって思う存分学び、展望をもって社会に巣立っていくためには、手厚い中小企業支援を伴った最低賃金の大幅改善による労働者全体の賃金底上げが必要です。委員の皆様には、いまこそ求められる「社会的な賃上げ」を実現し、高校生・若者の教育環境改善と将来展望を拓くことも視野に入れた審議により、富山県最低賃金の大幅な引上げを答申されますよう、切にお願い申し上げます。



2025 年 7 月 28 日

富山地方最低賃金審議会
会長 柳原 佐智子 殿

全日本建設交運一般労働組合
富山県本部
執行委員長 郭夫

2025 年度地域別最低賃金改定にむけた意見書

富山地方最低賃金審議会各位のみなさんに全日本建設交運一般労働組合(略称・建交労)富山県本部として 2025 年度富山県の最低賃金を決定するに当たり、ご意見申し上げます。

政府は 2020 年代に時給で全国平均 1500 円と言う目標を掲げ、地位間格差の是正に努めるが、企業の負担も大きい、識者は「価格転嫁などの支援体制をセットで考えることが不可欠だ」と指摘します。最低賃金は現行、全国平均で 1055 円です。労働者の生計費や賃金、企業の支払い能力を考慮して都道府県ごとに定められ、都市部で高く、地方で低い傾向にあります。最高は東京の 1163 円、最低との差は 212 円です。富山も全国平均を下回っています。19 年前からは全国平均で 257 円上がりました。新型コロナウイルス禍で経済状況が悪化した 20 年度は 1 円にとどまったが、21 年度からは 4 年連続で最大の上げ幅を更新しています。人材獲得競争が激しくなる中、国の審議会が示した目安額を上回る地方も出ています。全労連及び各県・地方労連が実施した最低生計費試算調査(単身 25 才以上)の結果では物価高騰が続く下で全国どこでも月 27 万円～28 万円の収入が無ければ、人間らしい生活ができないとしています。いますぐ時給 1500 円以上を達成し、1700 円以上の実現が必要とされています。

労働者の賃金が上がれば購買力が上がり、経済活性化につながります。人件費の割合が高く、価格転嫁が進みにくい中小零細・運輸業などを念頭に法人税の引き下げ賃上げ補助、適切な価格交渉の推進など、きめ細かいフォローが重要です。すでに、岩手、群馬、茨城、奈良、徳島では県独自の賃上げ支援に踏み出しました。「最低賃金は全国一律 1500 円」をただちに実現し、1700 円をめざす、そのための賃上げ直接支援が必要と考えます。

富山労働局ならびに富山地方最低賃金審議会におかれましては、労働者の生活向上と景気回復につながる大幅な改善のため、コロナ禍のもとでいっそう広がる貧困と格差の是正、地域経済のために、最低賃金を 1500 円に引き上げ、全国一律最低賃金制度の実現を求めます。積極的な最低賃金の引き上げを決定されるよう審議委員各位に求めて、全日本建設交運一般労働組合富山県本部としてのご意見とします。



以上

2025 年 7 月 28 日

富山地方最低賃金審議会
会長 柳原佐智子 様

富山県医療労働組合連合会
執行委員長 前田洋志(公印略)

ケア労働者の離職防止、確保・定着のため、 最低賃金額の大幅引き上げと全国一律制を求める意見書

労働者の「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資する」ためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

医療・介護分野は政府の政策の影響を受ける公的産業であり、この間の①公的価格の抑制、②コロナ禍による患者数減少、③慢性的な人員不足、④物価高騰への対応を余儀なくされるなど、医療・介護提供体制を維持することが困難な状況に追い込まれています。このような状況下で、2024 年度「賃金構造基本統計調査」によれば看護師の所定内賃金は、全産業と比較して月額 13,200 円低く、介護職に至っては同 81,465 円も低くなっており、年収ベースでは数十～百万円以上の格差があります。これでは国が認める公的産業に従事する専門職として、社会的役割に相応しい賃金水準とは到底言えるものではありません。

24 時間 365 日、切れ目なく国民のいのちの守り手として安全・安心で良質なサービスを提供し続けているケア労働者の賃金が高水準でも及ばない低水準では、現状の人手不足に更に拍車をかけ、近い将来、医療・介護職種が選ばれなくなり、医療・介護崩壊を招くと危惧しています。この要因の一つには最低賃金水準そのものの低さがありますが、更にケア労働者にとっては地域別ランク制度による影響があります。ケア労働者の賃金水準は、地域別最低賃金と相関性があることも私どもの調査で明らかになっていますが、同一資格・同一労働であるにもかかわらず地域間に生じる賃金格差が地方の看護師不足に拍車をかけています。各委員の皆様には、この事態を極めて重く受け止めて審議に臨んでいただくようお願いいたします。

昨年、地域別最低賃金のランクが 4 段階から 3 段階に修正されましたが、全労連が実施した「最低生計費調査(2025 年 5 月現在、静岡県立大学短期大学部・中澤秀一准教授監修)」によれば、全国 27 都市の平均額は 1,700 円以上になっており、すでに地域間格差は無くなっています。もはや最低賃金 1,500 円では、「健康で文化的な最低限度の生活」すら維持できなくなっています。これまで述べたように全国一律の最低賃金制度の新設がいかんにかんがっているか、ケア労働者の確保の点からも明白です。政府は「骨太の方針 2025」で、「最低賃金を着実に引き上げ、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標に向かってたゆまぬ努力を続ける」と明記していますが、実質賃金は今年に入ってから 4 カ月連続でマイナス(毎月勤労統計調査 4 月分)であり、現下の物価高騰に賃上げが追い付いていない状況からすれば、政府には労働者の生活安定に最優先で取り組む決意があるのか、現状に危機感を抱いていないのかと思わざるを得ません。

ケア労働者の離職防止、確保・定着のためにも、医療・介護提供体制を将来に渡って安定的に維持する上でも賃金水準の引き上げは待ったなしです。最低賃金の大幅な引き上げと全国一律制の新設は喫緊の重要課題であり、即時の決断と実行を求めます。



以上

富山県最低賃金専門部会委員名簿

任命年月日：令和7年7月29日

	氏 名	現 職 等
公益代表委員	やなぎはら さ ち こ 柳 原 佐智子	富山大学 経済学部 教授
	もろずみ りょうこ 両角 良子	富山大学 経済学部 教授
	よしだ ひろし 吉田 洋	木下法律事務所 弁護士
労働者代表委員	いしだ やすひろ 石田 康博	日本労働組合総連合会 富山県連合会 副事務局長
	おおもり ひとし 大森 仁	電機連合 富山地方協議会 事務局長
	くろかわ ともゆき 黒川 智之	J AM北陸 副書記長
使用者代表委員	てらやま おさむ 寺山 収	一般社団法人富山県経営者協会 専務理事
	ひろかみ としはる 広上 利晴	株式会社広上製作所 代表取締役
	のなか やすお 野中 靖夫	株式会社神通精機 代表取締役

(敬称略)

富山県最低賃金審議運営事項

令和 7 年 7 月 15 日
富山地方最低賃金審議会

令和 7 年度における富山県（地域別）最低賃金の改正決定の審議については、下記のとおり行うものとする。

記

（専門部会の構成、運営）

- 1 最低賃金法第 25 条第 2 項の規定に基づく富山県最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の構成及び運営は、次のとおりとする。
 - （1）専門部会の委員は、公労使それぞれ 3 人とする。
 - （2）専門部会の審議回数は、初回（部会の構成）を除き 3 回を目安とする。
 - （3）専門部会は、初回において次回以降の審議開催日時を調整する。
 - （4）専門部会の審議は、原則として午後 5 時以降は行わない。

（参考人からの意見聴取等）

- 2 参考人からの意見聴取等については、次のとおりとする。
 - （1）参考人は、労使それぞれ 9 人以内とする。
 - （2）参考人は、すべて意見書を提出するものとする。なお、専門部会が必要と認めた場合には、直接参考人から意見聴取を行うことができるものとする。
 - （3）専門部会は、必要に応じて実地調査を行うことができるものとする。

（最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用）

- 3 専門部会において全会一致で議決した場合に限り、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用し、専門部会の決議をもって富山地方最低賃金審議会の決議とする。

（諸手当の取扱い）

- 4 最低賃金法第 4 条第 3 項第 3 号に規定する賃金は、「精皆勤手当」、「通勤手当」及び「家族手当」とし、本最低賃金に算入しないものとする。

（緊急やむを得ない場合の運用）

- 5 富山地方最低賃金審議会富山県最低賃金専門部会運営規程第 2 条第 3 項の「緊急やむを得ない場合」の運用については、各側の意見を聴いて部会長が判断するものとする。

(参 考)

関 係 法 令

最低賃金法第 4 条

- 1 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。
- 2 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、最低賃金と同様の定をしたものと見なす。
- 3 次に掲げる賃金は、前 2 項に規定する賃金に算入しない。
 - 一 1 月をこえない期間ごとに支払われる賃金以外の賃金で厚生労働省令で定めるもの
 - 二 通常の労働時間又は労働日の賃金以外の賃金で厚生労働省令で定めるもの
 - 三 当該最低賃金において算入しないことを定める賃金

最低賃金法第 4 条第 3 項第一号、第二号による厚生労働省令(最低賃金法施行規則)の定め

最低賃金法施行規則

第 1 条

- 1 最低賃金法（以下「法」という。）第 4 条第 3 項第一号の厚生労働省令で定める賃金は、臨時に支払われる賃金及び 1 月をこえる期間ごとに支払われる賃金とする。
- 2 法第 4 条第 3 項第二号の厚生労働省令で定める賃金は、次のとおりとする。
 - 一 所定労働時間をこえる時間の労働に対して支払われる賃金
 - 二 所定労働日以外の日への労働に対して支払われる賃金
 - 三 午後 10 時から午前 5 時まで（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 37 条第 4 項の規定により厚生労働大臣が定める地域又は期間については、午後 11 時から午前 6 時まで）の間の労働に対して支払われる賃金のうち通常の労働時間の賃金の計算額をこえる部分

最低賃金法第 25 条

- 1 最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。
- 2 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

最低賃金審議会令第 6 条

(中略)

- 5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

令和7年度富山地方最低賃金審議会の審議日程（7～8月）

月 日 (曜)	時間帯	場 所	会 議 名	主 な 審 議 事 項
7月15日(火)	10:00～	富山労働局	【第2回本審】	・地域別最賃改正諮問 ・地域別最賃審議運営事項 ・当面の審議日程 ・基礎調査の実施
7月30日(水)	14:00～	富山労働局	【第3回本審】	・中賃目安伝達 ・労働経済等関係指標 ・基礎調査結果 ・公示による労使意見聴取報告
	(本審終了後)	富山労働局	地域専門部会（1）	・専門部会長、同代理の選出 ・専門部会運営規程 ・審議日程 ・参考人の意見聴取 ・生活保護に係る施策との整合性 ・労使の基本的主張
8月4日(月)	14:30～	富山労働局	地域専門部会（2）	・金額等審議 ・答申（全会一致で結審した場合）
8月7日(木)	13:30～	富山労働局	地域専門部会（3）	・金額等審議 ・答申（全会一致で結審した場合）
8月8日(金)	14:30～	富山労働局	地域専門部会（4）	・金額等審議 ・答申（全会一致で結審した場合）
	専門部会終了後	富山労働局	【第4回本審】	・地域専門部会報告 ・金額等審議、答申 ・特定最賃改正決定の必要性諮問

(8月18日(月)) 予備日	13:30～	富山労働局	地域専門部会（予備）	・金額等審議 ・答申（全会一致で結審した場合）
	(専門部会終了後)	富山労働局	【第4回本審】（予備）	・地域専門部会報告 ・金額等審議、答申 ・特定最賃改正決定の必要性諮問

8月22日(金)	14:00～	富山労働局	特別小委員会	・特定最賃改正決定の必要性の審議
8月26日(火) (第4回が8/18の場合は9月3日(水))	10:00～	富山労働局	【第5回本審】	・地域別最賃異議取扱い審議 ・特別小委員会報告 ・特定最賃改正決定の必要性答申 ・（特定最賃改正決定諮問）

消費者物価指数(富山市) 抜粋

参考資料

富山市消費者物価指数の推移(10大費目)

		総合								住居	光熱・水道
			生鮮食品を除く総合	持家の帰属家賃を除く総合	生鮮食品・エネルギーを除く総合	食料・エネルギーを除く総合	食料	生鮮食品	生鮮食品を除く食料		
ウエイト		10 000	9 567	8 827	8 722	6 588	2 697	433	2 264	1 678	806
年平均指数	平成30年	100.3	100.2	100.1	99.8	100.5	98.4	101.6	97.7	100.5	101.0
	令和元年	100.2	100.3	100.1	99.9	100.3	98.6	97.1	98.9	99.7	102.1
	2年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	3年	99.8	99.8	99.5	99.2	98.8	99.9	98.4	100.2	101.7	102.2
	4年	102.4	102.2	102.4	100.6	99.4	104.6	106.6	104.2	103.7	112.1
	5年	106.2	105.9	106.7	104.9	102.1	113.2	113.2	113.2	104.8	108.3
	6年	109.1	108.6	110.1	107.2	103.9	117.3	119.9	116.8	104.8	115.4
前年比	平成30年	0.9	0.8	1.3	0.1	-0.5	1.8	3.1	1.6	-0.9	4.3
	令和元年	-0.1	0.1	0.0	0.2	-0.2	0.2	-4.4	1.2	-0.8	1.1
	2年	-0.2	-0.3	-0.1	0.1	-0.3	1.4	3.0	1.1	0.3	-2.1
	3年	-0.2	-0.2	-0.5	-0.8	-1.2	-0.1	-1.6	0.2	1.7	2.2
	4年	2.7	2.4	2.9	1.5	0.6	4.7	8.4	4.0	2.0	9.7
	5年	3.7	3.6	4.2	4.2	2.7	8.2	6.2	8.6	1.1	-3.4
	6年	2.7	2.6	3.2	2.1	1.7	3.7	5.8	3.2	0.0	6.5
年度平均指数	平成30年度	100.1	100.2	100.0	99.7	100.4	97.9	98.2	97.9	100.1	101.8
	令和元年度	100.3	100.4	100.3	100.0	100.3	99.0	97.3	99.3	99.8	102.2
	2年度	99.9	99.9	99.9	100.0	99.9	100.2	99.8	100.2	100.1	99.0
	3年度	100.0	100.0	99.7	99.0	98.5	100.5	100.7	100.5	102.3	104.9
	4年度	103.3	103.0	103.3	101.6	100.0	106.5	108.3	106.2	104.1	111.7
	5年度	107.0	106.7	107.7	105.7	102.7	114.5	114.3	114.6	104.9	109.1
	6年度	110.1	109.4	111.2	107.8	104.2	119.4	125.5	118.3	104.8	117.4
前年度比	平成30年度	0.4	0.6	0.7	0.0	-0.5	0.6	-2.7	1.3	-1.1	4.0
	令和元年度	0.2	0.2	0.3	0.3	-0.1	1.1	-0.9	1.5	-0.3	0.4
	2年度	-0.4	-0.5	-0.4	0.0	-0.4	1.1	2.3	0.9	0.2	-3.1
	3年度	0.1	0.1	-0.2	-1.0	-1.5	0.4	0.9	0.3	2.2	6.0
	4年度	3.2	3.0	3.7	2.6	1.6	5.9	7.5	5.6	1.8	6.5
	5年度	3.7	3.6	4.2	4.0	2.7	7.6	5.6	7.9	0.8	-2.3
	6年度	2.8	2.5	3.3	2.0	1.5	4.3	9.8	3.2	-0.1	7.6
指数	令和6年6月	108.8	108.5	109.8	106.8	103.6	116.0	115.8	116.1	104.6	118.5
	7月	109.5	109.2	110.5	107.1	104.0	116.2	116.6	116.1	104.7	122.4
	8月	109.7	109.3	110.8	107.3	104.2	116.9	119.1	116.5	104.2	122.0
	9月	109.0	108.7	110.0	107.5	104.0	117.5	116.4	117.7	104.5	113.1
	10月	109.8	109.3	110.9	108.3	104.6	119.1	119.8	118.9	105.2	113.1
	11月	110.4	109.8	111.6	108.5	104.6	120.5	124.4	119.7	104.8	116.3
	12月	111.0	110.1	112.3	108.2	104.4	121.4	132.7	119.2	104.8	121.7
	令和7年1月	111.9	110.4	113.3	108.4	104.3	124.3	145.3	120.2	104.9	122.0
	2月	111.5	110.2	112.9	108.7	104.3	124.6	141.7	121.3	104.9	116.6
	3月	111.8	110.8	113.2	109.3	104.9	124.0	134.4	122.0	105.3	116.8
	4月	112.1	111.5	113.6	109.6	105.1	123.6	126.3	123.0	105.8	120.3
	5月	112.5	112.0	114.0	110.0	104.9	124.7	123.5	125.0	105.8	123.7
	6月	112.4	112.1	113.8	110.3	105.2	124.3	118.5	125.4	105.9	123.6
	前月比	令和6年6月	0.1	0.3	0.1	0.0	-0.1	-0.5	-3.6	0.2	-0.1
7月		0.6	0.6	0.6	0.2	0.3	0.1	0.7	0.0	0.1	3.3
8月		0.2	0.1	0.3	0.2	0.2	0.6	2.1	0.3	-0.5	-0.3
9月		-0.7	-0.6	-0.7	0.2	-0.1	0.5	-2.3	1.0	0.3	-7.3
10月		0.7	0.6	0.8	0.7	0.6	1.4	2.9	1.1	0.7	0.0
11月		0.6	0.4	0.6	0.2	0.0	1.2	3.9	0.6	-0.4	2.9
12月		0.5	0.2	0.6	-0.3	-0.2	0.8	6.6	-0.4	0.0	4.6
令和7年1月		0.8	0.3	0.9	0.2	-0.1	2.4	9.6	0.8	0.1	0.3
2月		-0.3	-0.2	-0.3	0.3	0.0	0.3	-2.5	0.9	0.0	-4.4
3月		0.2	0.5	0.3	0.6	0.6	-0.5	-5.2	0.6	0.3	0.1
4月		0.3	0.6	0.3	0.3	0.2	-0.3	-6.1	0.9	0.5	3.0
5月		0.4	0.5	0.4	0.4	-0.1	1.0	-2.2	1.6	0.0	2.9
6月	-0.1	0.1	-0.2	0.3	0.2	-0.3	-4.0	0.3	0.1	-0.1	
前年同月比	令和6年6月	2.7	2.5	3.2	2.0	1.7	3.6	7.7	2.9	-0.1	6.0
	7月	2.5	2.5	3.0	1.6	1.4	2.3	4.0	1.9	-0.2	11.2
	8月	2.6	2.4	3.1	1.6	1.5	2.7	8.2	1.7	-0.7	12.3
	9月	1.7	1.7	2.0	1.5	1.2	1.9	0.7	2.1	-0.5	6.6
	10月	1.7	1.7	2.1	1.8	1.5	2.4	2.0	2.5	0.4	1.4
	11月	2.4	2.1	2.8	1.9	1.3	4.2	8.5	3.4	-0.4	4.6
	12月	3.0	2.5	3.5	1.8	1.2	5.1	14.5	3.2	-0.4	9.7
	令和7年1月	3.8	2.9	4.3	2.1	1.2	7.0	20.8	4.3	-0.1	10.2
	2月	3.5	2.7	4.0	2.3	1.1	7.5	20.8	4.9	-0.1	5.7
	3月	3.7	3.2	4.3	2.8	1.6	7.3	15.5	5.8	0.3	5.6
	4月	3.4	3.3	3.9	2.6	1.2	6.3	5.8	6.5	0.9	8.5
	5月	3.5	3.5	3.9	3.0	1.2	7.0	2.7	7.9	1.0	7.6
	6月	3.2	3.3	3.6	3.3	1.5	7.1	2.4	8.0	1.2	4.3

令和2年=100
(2020年=100)

家具 ・ 家事用品	被服 及び 履物	保健医療	交通 ・ 通信	教育	教養娯楽	諸雑費	総合			
							全国	東京都区部		
390	355	419	1 754	216	951	734	10 000	10 000	ウエイト	
99.1	99.8	99.7	102.2	103.1	99.7	104.6	99.5	99.1	平成30年	年平均 指数
97.6	100.0	100.1	101.0	104.6	100.5	103.8	100.0	99.9	令和元年	
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	2年	
101.4	98.9	99.1	95.3	99.5	101.3	100.8	99.8	99.8	3年	
106.9	99.2	98.9	94.4	100.0	102.3	102.0	102.3	102.2	4年	
117.2	105.1	100.8	97.0	99.9	106.1	102.9	105.6	105.4	5年	
120.5	107.6	101.6	98.8	100.0	111.7	104.2	108.5	107.9	6年	
-3.6	-1.1	2.1	1.7	1.0	0.4	0.1	1.0	0.9	平成30年	前年 比
-1.4	0.2	0.5	-1.2	1.5	0.8	-0.7	0.5	0.8	令和元年	
2.4	0.0	-0.1	-1.0	-4.4	-0.5	-3.7	0.0	0.1	2年	
1.4	-1.1	-0.9	-4.7	-0.5	1.3	0.8	-0.2	-0.2	3年	
5.4	0.3	-0.1	-0.9	0.6	1.0	1.2	2.5	2.5	4年	
9.6	6.0	1.9	2.7	-0.1	3.7	0.9	3.2	3.2	5年	
2.8	2.3	0.8	1.9	0.1	5.3	1.2	2.7	2.3	6年	
98.0	100.0	100.0	102.0	103.3	99.8	104.7	99.6	99.3	平成30年度	年度平均 指数
97.9	99.9	100.2	101.2	104.2	100.8	102.5	100.1	100.0	令和元年度	
100.4	99.9	99.7	99.6	98.9	100.0	100.2	99.9	99.9	2年度	
101.5	98.9	98.9	93.7	99.8	101.6	101.2	100.0	100.0	3年度	
109.9	100.5	99.3	94.9	100.0	102.6	102.2	103.2	103.1	4年度	
118.0	105.8	101.1	97.9	99.9	107.8	103.2	106.3	106.0	5年度	
121.7	108.3	101.9	99.2	100.0	112.6	104.6	109.5	108.7	6年度	
-4.3	-0.4	1.9	1.2	1.0	0.5	0.2	0.7	0.8	平成30年度	前年 度比
-0.1	-0.1	0.2	-0.7	0.9	1.0	-2.2	0.5	0.8	令和元年度	
2.8	-0.3	-0.4	-1.7	-4.7	-0.7	-2.1	-0.2	-0.1	2年度	
1.1	-1.0	-0.8	-5.9	0.9	1.6	1.0	0.1	0.1	3年度	
8.3	1.6	0.4	1.3	0.3	0.9	1.0	3.2	3.1	4年度	
7.4	5.3	1.9	3.1	-0.2	5.1	1.0	3.0	2.8	5年度	
3.2	2.3	0.7	1.4	0.1	4.5	1.4	3.0	2.5	6年度	
120.3	108.3	101.5	98.7	100.0	110.1	104.9	108.2	107.5	令和6年6月	指数
121.0	106.8	101.5	99.2	100.0	112.6	104.5	108.6	107.8	7月	
121.5	105.6	101.5	99.0	100.0	114.8	104.9	109.1	108.4	8月	
121.1	109.7	101.7	98.7	100.0	112.6	103.8	108.9	108.1	9月	
123.4	109.5	102.2	98.6	100.0	113.6	104.8	109.5	108.8	10月	
123.7	109.4	102.5	99.0	100.0	113.3	104.7	110.0	109.2	11月	
122.3	109.6	102.3	99.0	100.0	113.2	104.5	110.7	109.8	12月	
121.1	107.9	102.1	100.2	100.0	112.6	104.7	111.2	110.2	令和7年1月	
120.2	107.4	102.2	100.2	100.0	112.9	104.8	110.8	109.7	2月	
124.2	109.4	102.5	100.3	100.0	113.5	104.9	111.1	110.2	3月	
124.0	110.1	102.3	101.1	86.1	115.1	105.7	111.5	110.7	4月	
124.2	109.5	102.5	100.5	86.2	114.8	105.1	111.8	111.1	5月	
123.8	109.1	102.7	100.4	86.2	114.4	105.5	111.7	110.8	6月	
-0.6	0.4	0.2	0.0	0.0	-0.8	0.8	0.1	0.1	令和6年6月	前月 比
0.6	-1.3	0.0	0.4	0.0	2.2	-0.4	0.4	0.3	7月	
0.4	-1.2	0.0	-0.1	0.0	1.9	0.4	0.5	0.5	8月	
-0.3	3.9	0.2	-0.4	0.0	-1.8	-1.1	-0.3	-0.3	9月	
1.9	-0.2	0.5	-0.1	0.0	0.8	0.9	0.6	0.7	10月	
0.2	-0.1	0.3	0.5	0.0	-0.3	-0.1	0.4	0.4	11月	
-1.1	0.2	-0.2	0.0	0.0	-0.1	-0.1	0.6	0.5	12月	
-1.0	-1.6	-0.2	1.2	0.0	-0.6	0.2	0.5	0.4	令和7年1月	
-0.7	-0.4	0.1	0.0	0.0	0.3	0.1	-0.4	-0.4	2月	
3.3	1.9	0.3	0.1	0.0	0.5	0.1	0.3	0.4	3月	
-0.2	0.6	-0.2	0.9	-13.9	1.4	0.7	0.4	0.5	4月	
0.2	-0.6	0.2	-0.7	0.1	-0.3	-0.5	0.3	0.3	5月	
-0.3	-0.3	0.2	0.0	0.0	-0.3	0.3	-0.1	-0.2	6月	
1.3	1.7	0.6	2.8	0.1	4.5	2.5	2.8	2.3	令和6年6月	前年 同月 比
1.7	2.3	0.4	1.6	0.1	4.8	1.4	2.8	2.2	7月	
4.9	2.8	0.3	0.3	0.1	4.9	1.3	3.0	2.6	8月	
2.6	2.7	0.4	0.1	0.1	4.5	0.3	2.5	2.1	9月	
2.3	2.5	0.6	0.3	0.1	5.4	1.3	2.3	1.8	10月	
2.9	1.4	0.8	0.3	0.1	5.5	1.3	2.9	2.5	11月	
3.0	3.3	0.7	0.1	0.1	4.9	0.9	3.6	3.1	12月	
2.1	3.0	0.7	1.3	0.0	4.1	1.5	4.0	3.4	令和7年1月	
3.0	2.0	0.9	1.6	0.0	3.3	1.7	3.7	2.8	2月	
7.7	3.6	1.4	1.8	0.0	2.5	0.9	3.6	2.9	3月	
3.0	1.6	1.3	2.2	-13.9	3.3	1.5	3.6	3.4	4月	
2.7	1.5	1.2	1.7	-13.8	3.3	1.0	3.5	3.4	5月	
2.9	0.8	1.2	1.7	-13.8	3.9	0.5	3.3	3.1	6月	